

コロナ感染による危篤時等の遺言

1. はしがき

コロナに感染し入院した場合、感染防止の観点から、患者は隔離され面会が謝絶されます。たとえ重症になり、危篤状態になったとしても、その家族の面会が禁止されるようです。このような状況においてどうやって遺言書を書くことができるのでしょうか。私事で恐縮ですが、筆者の息子のケースを言うと、息子は自分がまさか死ぬとは思っていなかったため、遺言を書いていませんでした。息子はコロナに感染したわけではないので、入院先の病院は死期の迫った息子への面会を許可しました。息子は私の持って行ったノートの上に苦しみ喘ぎながら最後の力を振り絞って遺言らしきものを書きつけました。これは字が崩れて読めるしろものではなく、印鑑も拇印も押してなかったので、民法の自筆証書遺言とは言えません(968条1項)。それでも親として息子の最後の頼みを受け止めることができたといいと思います。コロナでなくても危篤状態になることは往々にありますから、この機会に民法の定める遺言の特別の方式について考えてみたいと思います。

2. 民法の定める特別方式の遺言

(1) 死亡の危急に迫った者の遺言

この遺言は、証人3人以上の立会いをもって、その一人に遺言の趣旨を口授しておこないます。この口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押します(民法976条1項)。口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければなりません(同条2項)。この遺言は、遺言の日から20日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じないとされます(同条4項)。

(2) 隔離地遺言

伝染病に限らず行政処分によって交通を断たれた場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができます(同法977条)。この遺言の場合には、遺言者、筆者、立会人及

び証人は、各自遺言書に署名し、印を押さなければなりません(980条)。

(3) 普通の方式による遺言の規定の準用(982条)

① 遺言書の加除等

遺言書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じません(968条3項)。

② 成年被後見人の遺言

成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければなりません(973条1項)。遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければなりません(973条2項)。

③ 証人及び立会人の欠格事由

未成年者、推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族及び公証人の配偶者等は遺言の証人又は立会人となることができません(974条)。

④ 共同遺言の禁止

遺言は、二人以上の者が同一の証書であることができません(975条)。

(4) 特別の方式による遺言の効力

特別の方式によりした遺言は、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6箇月間生存するときは、その効力を生じないものとされます(983条)。

なお、特別の方式の遺言書は普通の方式と同様に家庭裁判所の検認を必要とします(1004条)。

3. 遺言能力と紛争

信託契約は行為能力がなければ有効になりませんが、遺言は遺言能力があればできます(同法961条、963条)。しかし、遺言は代理によってなすことはできません。遺言による信託は可能ですが、遺言の有効性がしばしば紛争の種になります。従って特別方式に頼らず、元気なうちに遺言書を作成しておくことが肝要です。自筆遺言証書の保管制度は2020年7月から始まりました。

(高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事)

受託者の任務の終了について

会員の皆様、明けましておめでとうございます。本年も宜しく願い申し上げます。民事信託活用支援機構では、昨年11月に、『パッとわかる 信託用語・法令コンパクトブック』を第一法規（株）から出版致しました。信託実務に関する専門用語の意味を解説！関連する法令の条文も確認できる！複雑な信託業務に関する用語と法令を同時に押さえ、適切な対応ができる一冊！になっておりますので、是非ご活用ください。今回は、上記の書籍でも取り上げた受託者の任務の終了について、説明をいたします。

1 終了事由

受託者には、信託の清算が終了するまでは、信託事務を処理する義務があります（信託法29条）。しかし、受託者が死亡その他の任務を遂行できない事由が発生した場合は、受託者の任務は終了し、新受託者を選任して、その任務を引き継がせることになります。すなわち、信託法56条1項では、1号：受託者の死亡、2号：受託者である個人が後見開始または保佐開始の審判を受けたこと（ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。）、3号：受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く）が破産手続開始の決定を受けたこと（ただし、別段の定めがある場合には任務終了にならず、受託者の職務を破産者が行うことになる。）、4号：受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと（他方、受託者である法人が合併をした場合における合併後存続する法人もしくは合併により設立する法人、さらには受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者と

しての権利義務を承継する法人は、受託者の任務を引き継ぐものとされている。）、5号：受託者の辞任（受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができるが、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。また、受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。）、6号：受託者の解任（委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。）、7号：信託行為において定めた事由という終了事由を定めています。

2 前受託者等の通知及び保管の義務等

受託者の死亡、行為能力喪失を事由とする任務終了の場合、受託者であった者の相続人または成年後見人もしくは保佐人は、知っている受益者に対し、これを通知しなければなりません。また、新受託者等または信託財産法人管理人が信託事務の処理をすることができるに至るまで、信託財産に属する財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければなりません（信託法60条1項・2項）。

3 受託者に就任するに当たって

個人の受託者が死亡し、あるいは後見・保佐が開始した場合には、信託財産責任負担債務の承継のみならず、信託事務処理の面でも個人受託者の家族に負担をかけることとなります。したがって、受託者に選任され就任する際には、家族とよく話し合い、家族の理解を得たうえで受託者に就くことが望ましいと言えます。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

受託者への手紙の提案

委託者と受託者の間で信託契約を締結し、資産を委託者より受託者に移転した後、受託者による信託財産の管理・処分が始まります。民事信託は委託者の家族が受託者を務めることから、受託者への継続的な支援が欠かせません。信託開始まで支援をした専門家の方々は、信託開始後、受託者へどのような支援をしているのでしょうか？ 常に支援が必要なほど管理・処分に手間がかかる信託もないし、家族の信頼関係の上に成り立つ信託だから問題もほとんど生じないだろうと思われがちですが、もしかすると関与した信託に、今、クリティカルなことが生じているかもしれません。

●受託者への連絡

多くの民事信託が、計算期間を、1月1日から12月31日としていると思います。そのため年明けには、受託者は、信託契約の定めに従い、計算期間の終了にともない信託財産の状況を受益者に報告するために信託財産目録や収支計算書を作成することになります。また、信託財産について1年間の収益の額が3万円を超えていた場合、受託者は法定調書（信託の計算書）を作成し、受託者の住所を管轄する税務署に1月31日までに提出しなければなりません。

このように毎年年明けは受託者が行わなければならない事務が生じます。そこで、信託契約に関与した専門家の方々へ、筆者は、受託者への手紙を提案してみたいと思います。年賀状のように年に1回、受託者の信託事務について信託組成に関与した専門家がリマインダーを送るのです。今どき手紙を送るのは事務的にも効率が悪い、開封されずに捨てられるかもしれないと思わ

れる方もいらっしゃると思いますが、組成に関与した信託が安定して継続していくことも、関与した専門家の重要な役割として行ってみてはいかがでしょうか？

●受益者や受託者の状況確認も

さらに手紙には、受益者の健康状況や受託者の生活環境に大きな変化が生じていないかを尋ねてみてはいかがでしょうか。受益者代理人を定めた信託においては、受益者の健康状況が思わしくなく受益者代理人の就任の必要が生じているかもしれません。また、受託者が仕事の関係で転居していたり、受託者自身が健康を害し信託財産の管理に支障をきたす事態が生じているかもしれません。そのような事態が生じることは稀なことと思われませんが、受益者や受託者に何かが生じたときには必ず連絡してくださいと、手紙に記しておくことで、関与した民事信託に生じうる問題を排除できることにもつながるのではとも考えます。

●新たなビジネスにつながることも

できれば、手紙を送り、電話をしてみる。手紙は直接お話しをするきっかけにもなります。確定申告や決算のように定期的にコンタクトを取っている税理士が関与した民事信託ならば、コンタクトのきっかけづくりも必要ないかもしれません。一方、法律の専門家の方々には、確定申告のような定時のコンタクトの機会はありません。継続的なコンタクトは新たなビジネスのきっかけにもなるかもしれません。この提案にご興味をお持ちいただいた方は早速今年から実施してみてはいかがでしょうか？

石脇俊司 民事信託活用支援機構理事

遺言代用信託のリスク

米国の民事信託の訴訟事案を検索したところ、米国で成功した著名な日本人レストラン・オーナーの青木廣彰氏（以下「ロッキー」と言う）の信託に係る事案がありました。日本料理の一つである鉄板焼きステーキは今では米国人に大変人気があり、米国のドナルド・トランプ前大統領が来日した時、安倍首相が銀座の鉄板焼きステーキで大統領をもてなしました。この日本料理の普及にはロッキーが米国ニューヨークに開いた鉄板焼きステーキ・レストラン「BENIHANA OF TOKYO」（注）の貢献によるものが大であると思われます。このレストランは、その料理人による派手な包丁のパフォーマンスが米国人に受けて、今や全米で約80店、世界で約110店を展開するチェーンに発展しました。筆者がロスアンゼルスのお店に行った時も米国人で賑わっていました。ロッキーはこのレストラン・チェーンを保有するBenihana Inc.（以下「ベニハナ」と言う）をNASDAQ店頭市場に登録させ約50百万ドル（50億円）の資産を築きました。

注：東京日本橋に彼の父親が開いたレストラン「紅花別館」が経営者を変えて今でもある。

1. ロッキーの遺言代用信託

彼はその奔放な女性遍歴から6人の子供（カナ、ケビン、スチーブン、カイル、エコー、デボン）があり、1998年子供たちのために遺言代用信託であるBenihana Protective Trust（以下「この信託」と言う）を設定し、ベニハナの持株をこの信託に移転しました。2002年になり、彼は3番目の妻小野恵子（以下「恵子」と言う。）と再婚しました。恵子はニューヨーク在住の美貌でやり手の企業コンサルタントであり、ロッキーとパーティで知り合ったと言われています。恵子は結婚後彼の子供たちを父親のロッキーに会わせませんでした。米国の資産家は婚約者と結婚後の財産処分に関する婚前契約

(prenuptial/premarital agreement)を締結することが多いのですが、ロッキーは恵子との再婚に当たってこれを締結しませんでした。そこで、子供たちが結婚後に恵子に対して婚後契約(postnuptial agreement)の締結を迫りましたが、彼女はこれを拒否しました。

2. ロッキーの家族間紛争

子供たちが、この再婚を快く思わず、恵子を財産目当てで男を誑し込む女と非難した（注）ので、ロッキーは2002年に弁護士の勧めによりこの自己が有する無制限の受益者指名権の範囲を彼の子孫に限定する、受益者指名権の部分的放棄書に署名しました。2008年にロッキーが死亡した時、恵子がこの部分的放棄書はロッキーが虚偽の説明を受けて誤って署名したと主張したので、受託者はこの部分的放棄の確認をニューヨーク州検認裁判所に請求しました。この訴訟ではこの放棄の有効性を証明する責任が原告である受託者と被告である恵子のどちらにあるかが争点になりました。遺言検認判事はこの請求を否認しましたが、同州の高位裁判所の上訴部はこれを認め、2016年に同州最高上訴裁判所は上訴部の判決を支持しました。

恵子はロッキーの死後ベニハナの最高業務責任者（CEO）になり、この信託の受託者になりましたが、2019年末に2名の子供が恵子を受託者の義務違反を理由に罷免する訴訟を提起したので、家族間紛争はさらに続くことになりました。

注：New York Magazine 誌“Rocky’s Family Horror Show”

3. 家族間紛争の予防

日本においても、社会の高齢化に伴い高齢者の再婚が増加するので、その財産の相続をめぐる前の配偶者との間に設けた子（前婚の子）と後の配偶者との間の紛争が避けられません。遺言代用信託では、委託者が生前に受益者を自由に変更できるので、前婚の子は受益者に指名されていても不安です。しかし、受益者を変更できない生前信託では、子を親の財産に依存させかねません。そこで、やはり介護への貢献度合い等を勘案し、親がその裁量により受益者を変更できる余地を残しておくことが望ましいと思われます。その意味では、この米国の事案のような、受益者の範囲を限定する受益者指名権の仕組みは日本でも使えると思います。この訴訟の詳しい経過と論点は3月末発行予定の家族信託実務ガイド第21号をご覧ください。

（高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事）

高齢顧客との金融取引に関して全銀協から発表された資料について

1 はじめに

2021年2月18日に全銀協から「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方について(公表版)」という資料が発表されました。

この資料は、全銀協が会員の銀行向けに参考として作成をした資料になりますが、世間の関心が高いテーマであり、報道でも「本人の利益のためなら認知症患者の預金も出金が可能」と大々的に取り上げられました。

今回は、この全銀協の発表した資料について、簡単にまとめてみます。

2 発表した資料の内容について

公表された資料はA4で6枚のものからなりますが、その内容は大きくは2つの内容で構成されています。

1つ目は「Ⅰ 金融取引の代理等に関する考え方」と題する内容で、銀行の窓口等における高齢のお客様との対応にあたっての参考となるよう、状況別に取引のポイント等をまとめています。

2つ目は「Ⅱ 銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」と題する内容です。

以下では順に説明します。

(1)「Ⅰ 金融取引の代理等に関する考え方」について

公表された資料においては、大原則として、銀行の預金は本人の資産であり、家族といえども代わりに預金を払い出すことはできない、とい

う立場を示しています。報道で取り上げられたように、本人の利益のためなら(簡単に)預金の出金が可能ということは言っていないので注意が必要です。

そして、認知判断能力が低下した顧客との取引においては、成年後見制度を使うのが一般的であると示したうえで、その利用の低迷などについても言及しつつ、本人の認知判断能力を5つの状況別に分けて整理しています(以下の表は、公表された資料にある表をもとに作成しています)。

<状況別の対応の考え方>

状況	本人に認知判断能力があるか				
	あり	なし(※一部低下しているケースも含む)			
		本人取引	代理取引		
			代理権はあるか		
	あり	なし			
想定される取引形態	(1) 通常取引	(2) 認知判断能力が低下した顧客本人との取引	(3) 法定代理(成年後見人等)	(4) 任意代理(親族等)	(5) 無権代理(親族等)

上記の表の(1)から(4)は一般的な内容になるためここではあまり取り上げず、(5)(無権代理)を中心に説明をします。

(5)については、「親族等による無権代理取引は、本人の認知判断能力が低下した場合かつ成年後見制度を利用していない(できない)場合において行う、極めて限定的な対応である」と書かれていることから明らかなように、報道されているような、本人の認知判断能力が低下した場合に親族であれば無条件に取引が可能

となるというようなことを想定はしていないのに注意が必要です。

公表資料において取り上げている例としては、「認知判断能力を喪失する以前であれば本人が支払っていたであろう本人の医療費等の支払い手続きを親族等(注に、銀行は含まれない旨記載あり)が代わりにする行為など、本人の利益に適合することが明らかである場合に限り、依頼に応じることが考えられる」と示しており、参考になります(ただし、注において、この対応は「あくまで無権代理におけるリスク許容の考え方の一例であり、無権代理の親族等からの払出依頼に応じることによるリスクは伴う」と付記している点にも注意が必要です。)

なお、表の(4)の任意代理については「親族等」を想定している点にも注意が必要です。近時の事例でも専門家が財産管理委任契約の受任者となった場合において、高額の横領事件が発生していることも注意をしておかないといけません。

(2)「Ⅱ 銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」について

高齢者支援にかかわる業務をやっていると社会福祉関係機関と連携をしていくことは不可欠です。このことは金融取引にもあてはまります。

そこで、公表資料においては、銀行においても、地域にある「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」、「中核機関」などとの連携を強化していくことの大切さについて取り上げています(あわせて、あわせて個人情報保護のことも取り上げています)。

3 今後の対応について

今回の全銀協の公表資料は、報道等により大々的に取り上げられたこともあり、今後の高齢者の金融取引の実務に一定の影響をもたらすことが想定されます。

もっとも、すでに述べたとおり、今回の資料は「認知判断能力が低下した場合には、家族が

簡単に銀行の取引を代理できる」ということを認めたものではなく、きわめて限定的な場合に成年後見制度によらない取引の余地を認めたものであると考えるのが良いと思います(銀行によってはこれまでも「便宜払い」ということで、今回の公表資料の想定するようなことへの対応をすでに行っているところもあるかもしれません)。

そうすると、預金等を持っている方が、信頼できる家族に対して柔軟に任せたい場合には民事信託を活用したりするのが良いと思われまし、裁判所の監督のもとでしっかり管理してもらいたい場合は成年後見というところはこれまでと大きくは変わらないと思われまし。

いずれにしろ、本人の資産が本人の意に反する形だったり、本人のために使われなかったりという事態は防ぎつつも、本人の認知判断能力低下後も本人の資産が本人のために使われ、家族が困らないようにすることは大切です。

そのために、関与する専門家としては、新しい情報をしっかりと正確に把握しながら、目の前の依頼者にとって最善の方法は何かというのを考えていくことが重要だと思われまし。

「2000万円問題」のときもそうですが、報道されている内容と公表された資料の間にはずれが生じることはまます。報道ベースでの情報もちろん大切ですが、ぜひ各自で原典となる報告書自体にあたってみていただきたいと思われまし。

(弁護士 菊永将浩 民事信託活用支援機構専門家協議会会員)

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's
News No.107
2021.3.10

専門家協議会 会員 ニューズレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024
<http://www.shintaku-shien.jp/>

「信託法からみた 民事信託の手引き」 発刊

【新刊】



amazon 新刊

<https://www.amazon.co.jp/dp/4817847085/>

日本加除出版から、「信託法からみた 民事信託の手引き」が発刊されます。

当機構理事・専門家協議会副会長の伊東と、理事の山口がともに所属する、ひまわり信託研究会のメンバーで執筆したもので、メンバーであり、現在日本弁護士連合会信託センターのセンター長を務める伊庭潔弁護士の編となっております。

2017年に発刊された前著「信託法からみた 民事信託の実務と信託契約書例」から4年、この間当機構の専門研修等やニューズレターにてもお伝えしてきたとおり、民事信託を巡る法的・税務的論点に関する議論は格段の深化を見せております。また、銀行実務等も民事信託の普及に伴い、大きな進化を遂げつつあります。

本書は、

第1章 総論—民事信託の仕組み

第2章 信託契約書等を作成する際に留意すべき事項

第3章 信託契約書等の作成後の事務

第4章 民事信託と隣接制度

第5章 民事信託を巡る法律関係

第6章 民事信託の税務

第7章 金融機関の民事信託実務

第8章 主な改正

の8章に、実に121のQが解説され、現在の民事信託を巡る法的・税務的・実務的問題点が、あまねく網羅され、最先端の知見が紹介されております。

伊東は、第6章の全部とその他いくつかの項目を担当しました。税務については必ずしも専門でない伊東ですが、執筆に当たっては、関係法令・通達を必ず直接参照し、信託に関する税務上の取扱いの根拠規定を明らかにすることに意を用いました。

旧著とども、ご参照いただければ幸いです。

【旧著】



amazon 旧著

<https://www.amazon.co.jp/dp/4817843829/>

(弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長)

信託の変更について

前回のニューズレターでは、伊東理事より「信託法からみた民事信託の手引き」発刊のご紹介をいただきました。私も執筆の一部を担当いたしましたので、今回は「Q51 信託を変更するにはどうすればよいのですか。「別段の定め」として、どのように規定すればよいですか。」の概略を紹介いたします。

1 信託の変更の定義

信託の変更は、信託行為に定められた信託の目的、信託財産の管理方法、受益者に対する信託財産の給付内容その他の事項について、事後的に変更することです。なお、信託法2条（定義）では、信託の変更は定義されていません。

2 信託の変更の方法

原則的な方法は、委託者、受託者および受益者の合意です（信託法149条1項）。しかし、関係当事者の利害に配慮しつつも、より柔軟な信託の変更を可能とするため、変更する信託行為の内容が関係当事者のうち特定の者の利益を害しないことが明らかである場合には、その者の関与なくして信託の変更ができるものとされています。

- (1) 委託者の意思である信託の目的に反しないことが明らかであるときには委託者との合意は不要とされています（信託法149条2項1号）。
- (2) 信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるときは、委託者・受益者との合意は不要とされ、受託者の書面・電磁的記録の意思表示のみで変更できるとされています（信託法149条2項2号）。

- (3) 受託者の利益を害しないことが明らかであるときは、受託者との合意は不要とされています（信託法149条3項1号）。
- (4) 信託の目的に反しないことおよび受託者の利益を害しないことが明らかであるときは、委託者・受託者との合意は不要とされ、受益者の意思表示のみで変更できるとされています（信託法149条3項1号第3項第2号）。

3 信託の変更の方法に関する別段の定め

上記のとおり信託法は信託の変更の原則的な方法を定めていますが、同時に、「前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」と定め（信託法149条4項）、信託行為の別段の定めによって、前記(1)~(4)の方法に加えて、あるいは、上記(1)~(4)の方法を排除して、別異なる方法による信託の変更を採用することもできます。

例えば、「信託法149条2項の規定にもかかわらず、受託者は、信託監督人が存在するときはその同意なくして本件信託の変更をすることができない。」といった契約条項を設けることも可能です。

ところで、実際の契約書では、別段の定めが信託法の原則的な方法を制約しているのか、それとも、原則な方法に別異なる方法を付加した規定なのかが明らかではないことがあります。後日の紛争を予防するためには、信託の実務家としては、その別段の定めが、制約なのか付加なのかという意味付けを意識したうえで、文言を工夫する必要があります。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

賃貸不動産の信託

高齢者が所有する賃貸不動産を信託財産とする民事信託の組成を支援する専門家も増えてきていることと思います。

人口が減少し、空き家率が上昇している状況において、今後の賃貸経営は厳しさが増すことと思われます。その一方、地主の相続対策、土地の有効活用として新たに賃貸不動産を建築する方はいます。法定後見や任意後見は本人のための財産管理が目的であり運用まで認められないため、賃貸不動産の管理・運用を目的とする民事信託のニーズ引き継ぎは存在するものと思われます。

●築古の賃貸不動産における信託の検討

高齢となった資産家が所有する築古（建築してから年数が経過した）の賃貸不動産について、今後の賃貸管理、修繕や建替えに対応できるよう民事信託を活用するケースについて考えます。

クライアントから信託の相談を受けた専門家は、このようなケースではどのような情報を取得していくことが必要でしょうか？ 家族構成、資産所有者の資産承継の意向、信託する賃貸不動産に関する債務の状況、受託者を担える家族は誰かなどの情報が必須であることは、すでにこの類の信託の組成を経験された方ならばすぐにおわかりいただけることと思いますが、賃貸不動産の状況について実務でどこまで把握しているのでしょうか？

資産の所有者が高齢なため、意思能力が衰えていく過程において、認知症対策として急ぎ民事信託が必要であるとの相談を受けることがあると思いますが、相談を受けた専門家は急ぎ対応するために、信託財産

となる不動産の状況を把握せずに信託を企画し信託契約を作成していくことはないでしょうか？ 最近では認知症対策といえば民事信託（家族信託）という認識もできてきたため、そのような相談も増えてきていますが、信託は受託者による資産管理の仕組みであることをしっかりと認識して信託を企画し信託契約を作成していただけたらと思います。

●賃貸不動産の価値を維持するために

賃貸不動産が築古となれば、大規模修繕も必要となります。修繕していない物件は価値が下がり収入が減少することにもつながるため計画的な資金準備が必要です。信託を始めるときに、今後の修繕に対応できる資金は委託者にあるのか？ ない場合には信託後の家賃収入をためていくことで資金準備をするのか？ それも難しいとするならば、受託者が資金調達しなければならぬか？ これらの点についてしっかりと検討していただくことが必要と思います。

大規模修繕用の資金調達ができるよう信託契約に受託者の借入権限を定めたとしても、将来、受託者が借入れできるとは限りません。新たに調達する資金に対応する担保価値がなければいくら受託者に権限があっても金融機関は融資してくれません。信託した後に受託者が行っていく資産の管理に支障をきたさないよう、信託を企画する際に信託する資産の現状（家賃の状況、空室の状況、周辺家賃相場、修繕履歴、修繕積立の状況、今後の修繕に必要な資金、借入金の返済状況など）を把握することも必要です。賃貸不動産に関する専門的なこ

ともあるので、不動産専門家の意見などを聴くことも必要かもしれません。

●受託者責任を果たせる信託を企画する

信託が開始されれば、信託財産の管理は受託者が責任を負います。商事信託ならば、信託目的を実現できそうにない資産であれば、受託者はその信託を引き受けません。受託者責任を果たせる資産であるか？ 商事信託の受託者は事前に入念に物件を審査して信託を引受けるか否かの判断をします。

民事信託は委託者の目的を実現するために、急ぎ対応しなければならない局面もあるかもしれません。しかし、信託が終了するまでの間に現在の資産状況からどのようなことが生じるかを予測し、それを依頼者に説明しながら信託を企画していく必要があると考えます。

また、現状では信託契約を作成した専門家が継続的に受託者を支援していることもまだまだ少ないように思われます。受託者が信託財産を適正に管理できるよう受託者を支援することも必要と思われます。それは決して信託監督人として受託者の不正などを監視する立場としての支援ではなく、信託を安定的に継続させる受託者の支援者としての役割です。

民事信託の組成を支援することで専門家が得る報酬の得方にも問題があるかもしれません。認知症対策として委託者の意向を実現し家族のためにもなる信託契約を作成できたかもしれませんが、その信託契約は、信託開始後、受託者が信託財産を継続して安定的に管理できるような信託となっているかまで細心の注意を払ったものとしていたいただきたいと思います。

信託が開始された後は受託者の責任。そのように考え民事信託の組成に重心をおいた専門家の支援が続くとすれば、今後、雨後の筈のように「危ない民事信託」を生

むことにもつながります。認知症対策は今後の日本に一層必要なことと思いますが、そればかりに重点をおいた信託利用の勧めは、どこかで問題を生じる可能性があります。

委託者が元気なうちに、これまで行ってきた賃貸経営の次を担う子供を受託者として、信託開始後しばらくは委託者も関与するような（たとえば指図者としての関与など）信託を企画し提案するのはどうでしょうか？ 将来、家族の資産を守る賃貸経営を信託開始後しばらくは委託者も資産管理に関与し、賃貸経営を子供に引き継ぐ信託です。この提案は、資産家の意思能力が減退するずっと前に提案していくこととなりますが、委託者が元気なときに賃貸経営の後継者を育成することもできます。そして家族の大切な資産の管理を実現できる仕組みでもあり、まさに家族で行う信託なのではと考えます。

石脇俊司 民事信託活用支援機構理事

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's
News No.110

2021,04.25

専門家協議会 会員 ニュースレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024

<http://www.shintaku-shien.jp/>

金融機関のジェロントロジー

ジェロントロジーとは

今年1月から銀行業務検定試験の新科目として「金融業務3級、シニア対応銀行実務コース」(以下「新試験科目」と言う。)が実施され、合格者には「銀行ジェロントロジスト」の認定証の付与が行われることになりました。ジェロントロジーとは、人間の老化現象を多面的、総合的に研究する学問であり、「老齡」の意の接頭辞に「学問・研究」の意の接尾辞が連結した語です。老人学などと訳されています。わが国では高齢化に伴う負の側面が強調され不安感をあり、特に民事信託の分野では、認知症対策の信託が喧伝されています。しかし、このような動向は健全とは言えません。米国ではジェロントロジーが早くから学問として確立し、加齢変化を、人の生涯における発達過程と考え、これを前向きに研究します。また年齢による差別は、人種や性別等による差別と共に問題になります。

金融機関の高齢者取引の対応

高齢化社会への移行に伴い金融機関における高齢者取引のトラブルが増加しているので、金融庁はその関係法令に基づき金融機関に対して高齢者取引に係る指導・監督を行っています。全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会等の業態別団体はそれぞれの業態の高齢者取引に関するガイドライン等を公表しています。当機構は昨年5月の専門研修のオンライン試行において「高齢者の財産管理と金融機関対応」をテーマとして取り上げ、それぞれの業態の高齢者取引ガイドラインを解説しました。全国銀行協会は、銀行の預金は基本的には本人の資産であり、預金を払い出す場合には預金者本人の意思確認が必要となるため、原則として家族といえども預金者の預金を払い出すことはできないとの立場ですが、家族に成年後見制度等の利用に対する抵抗感等があり、家族から本人の医療費、施設入居費、生活費等の支払いのために、親族等への預金の払出しを求められるケースが多々あることから、本年2月に「金融取引の代理等に関する考え方」(以下「銀行協会の考え方」と言う。)を公表しました。

全国銀行協会会長記者会見

同協会会長は「この考え方の整理に際しては、金融庁、厚生労働省、全国社会福祉協議会、全国地域・在宅介護支援センター協議会といった多くの関係省庁、機関との協議を重ね、また代理取引に関する法律構成や実務対応の考え方等は、会員行が従前より参加している日本金融ジェロントロジー協会作成の報告書に依拠した。」と述べています。

金融機関のジェロントロジー

相続事業承継のコンサルティングを行う専門家は金融機関の高齢者取引への対応を知っておく必要があります。そこで当機構のニュースレター2月25日(106号)で会員の菊永將浩先生が銀行協会の考え方を紹介しました。今回のニュースレターでは金融財政事情研究会が日本意思決定支援推進機構との共催で行うこの新試験科目の内容(以下「金融ジェロントロジー」と言う))を紹介します。

金融ジェロントロジーの内容

- ① 高齢者と認知症(生涯発達理論、認知症、意思決定支援等)
- ② 金融機関と公的支援窓口の連携(公的医療制度、介護保険制度、地域包括支援センター等)
- ③ 財産管理(成年後見制度、任意後見制度、遺言、信託、認知症保険等)
- ④ 高齢者取引に係る法律・制度(民法、金商法、消費者契約法、預金者保護法、振り込め詐欺救済法、反収法、高齢者虐待防止法、高齢顧客ガイドライン等)
- ⑤ 金融実務対応(口座開設、取引、家族からの払い戻し請求、成年後見人からの払い戻し請求、遺産分割前の相続預金の仮払い制度等)

民事信託の必要性

金融機関の高齢者取引の対応は、銀行協会の考え方にも拘わらず厳しいので、やはり商事、又は民事の信託の利用が究極の解決策です。(高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事)

事業承継において後継者が心を砕くポイントと 事業承継信託が広まらない理由？

民事信託を使った事業承継対策が書籍等で提案されて久しいですが、実際にはほとんど広まっていないようです。ちょうどこのニューズレターを書いている週に、士業専門コンサルタントの方、信託に詳しい出版社の方とお会いする機会がありました。お二人とも事業承継信託はほとんど聞いたことがないそうです。まだまだこれからという状況がよくわかりました。

私自身、昨年4月に事業承継をした経験者です。前代表から司法書士法人を、親族でない第三者として承継しました。その際、私たち専門家にとって事業承継話のメインである、株の買い取り資金、税金、事業用ローンの連帯保証などは、気にならなかったと言えば嘘になりますが、のど元過ぎれば熱さを忘れ、なるようになったなという印象です。

もっとも心を砕き、悩んだのは、「他人の作った組織をどうやって自分の組織にするか」でした。

どのような順序で進めていったか、体験談形式でご紹介したいと思います。

(1) 経営理念を自分の言葉で語る

まずは、とにもかくにも経営理念です。

当法人には、創業者である前代表の思いを言葉にした経営理念があります。事業承継と同時に変更してもいいのですが、それまで理念の実現を最上位の目的におく理念経営という方針をとってきましたので、スタッフへの求心力を思えばそういうわけにはいきません。自分の言葉ではない経営理念を、どう自分の言葉で語るか？ここが第一関門でした。

とはいえ、経営理念とはだいたい抽象的なものです。当法人の理念も例に漏れず、誰も否定しようのないものでしたので、何とか自分の心の声を経営理念に結び付けることはできました。

(2) 自分のリーダーシップの方針の決定

次の関門は、理念の実現に向けて、どのようなアプローチをとるか？ここが一番大変でした。

世界をとりまくビジネス情勢、時流・現代の価値

観といった大きな部分から入って、わが国、業界へと視点を落としていき、自分のもつ特性と徹底的に向き合い、頭の中で形作って語れるくらい明確にする。0から1を作る作業ですので、(1)とは比較にならない難易度でした。

ちなみに、私はそれまでも支店長としてある程度リーダーシップの必要な立場にいました。しかし、船の行先を決める船頭と、船頭の決めた行先に到着できるように漕ぎ手に指示を出す役割では、リーダーシップのとり方に雲泥の差があると実感したタイミングでもありました。

(3) 現場への影響力発揮の開始

リーダーシップの方針が決まったら、事業承継前から少しずつ現場へ影響力を出していきます。スタッフの中には、かつて同僚として机を並べて同じ仕事をした人もいます。そういった人たちへリーダーとして影響力を発揮するにはどうしたらよいか？

経営心理学の藤田耕司先生(※)曰く、影響力を発揮するには「何を言うか」と「誰が言うか」の2つの視点が必要にも関わらず、世の中の人はいたい「何を言うか」しか考えない、まずは「誰が言うか」の「誰」になることが必要、とのこと。藤田先生のもとで組織心理を勉強し、基本を大切にしながらスタッフとの関わり方を工夫しました。

上記はあくまで私のケースです。事業承継には10年ほど準備・並走期間が必要と言われますが、当法人の前代表はスパッと身を退くことを美学としていたので(笑)、人によってはここまで考えないという人もいます。しかし、こんなもんじやないという人もいます。事業を継続するための事業承継であり、継続するのは後継者です。事業承継という「点」ではなく、当該企業にとって本当に大切なことを線、あるいは面で考える必要があるのかもしれない。

最も悩んでいた頃、私が兄貴分として慕っている税理士の先生とお酒を飲んでいて、ついつい愚痴を言ってしまいました。誰の助けもなく苦しい中、よ

く言われる「経営者は孤独」という言葉の神髄がわかって少し疲れていたのかもしれない。

その時、あろうことかその先生は私を叱りつけたのです。「何を言ってんだ！甘えちゃダメだよ！君がやるんだろ！」

そんな言い方しなくても…と肩を落として帰りの電車に乗ったのですが、じわじわと先ほどの自分を恥ずかしく思う気持ちが芽生え、翌日からは目に見えて様々な決断のスピードが速くなりました。

後継者にとって最高のサポートというのは、実はこういうことだったりするのかもしれない。

テクノロジーの進歩により、資本主義経済が終わって、その発展形である価値主義経済が始まったと言われています。変化と柔軟性がますます求められる時代において、経営の核となる理念、リーダーシップの重要性が今後も増していきます。

株をあっちに移動し、金をこっちに移し、信託の手法で議決権はこっち、財産的価値はこっち…といった視点のみでのサポートは、事業承継コンサルとしては不十分になるでしょう。

しかし、真に後継者が求めるサポートは、非常に難易度が高く、対応できる専門家も少なく、信託の提案まで漕ぎつけられない、というのが、案外なかなか事業承継信託が広まらない原因の一つなのかもしれません。

逆に言えば、ここにこそ、これからの時代に私たち専門家の力を発揮する場所があるはずだと考えています。

(※)

一般社団法人日本経営心理士協会

<https://keiei-shinri.or.jp/>

岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事

信託口座開設等に関するガイドラインについて

去る4月28日のオープンセミナーでは昨年日弁連信託センターから発表された信託口座開設等に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）の解説・討論を行い、好評をいただきましたので、本レターではその振り返りをしたいと思います。

1 民事信託が拡大する背景と課題

本ガイドラインは民事信託を対象としています。民事信託は、2017年頃から急速に利用が拡大していますが、主に、高齢者の財産管理や相続人等への財産の承継に利用されています。その背景には、後見制度における使い勝手の悪さがあるものと推測されます。ただし、民事信託の受託者は信託財産の所有者であり、所有者としての権限を全て有しています。しかも、家庭裁判所のような公的な監督機関は存在しません。したがって、受託者の権限濫用のリスクが高く、信託法は受託者に対して様々な義務と責任を課していますが、実務的に最も大切な義務は、受託者の固有財産と信託財産とを区別して管理する分別管理義務（信託法34条）です。

2 民事信託における信託口座の位置付け・重要性

信託口座は、民事信託の分別管理において肝になるアイテムです。信託法では、金銭・預金の分別管理に関し、計算を明らかにすれば足りるものとしています。様々な預り金規制をみても分かる通り、民事信託においても物理的に口座を分けて管理することは、受託者の権限濫用防止の効果が大きく、受益者の安心感にも受託者の説明し易さにも資するものです。したが

って、民事信託における信託口座は、実務的に分別管理義務を支える最重要のアイテムです。

3 本ガイドラインが策定された目的

前述のとおり、金銭・預金の分別管理は、「その計算を明らかにする方法」で足りません（信託法34条2項2号ロ）。そこで、信託銀行関係者からは、「信託口座の開設は必要ない。受託者の預金口座で固有財産と信託財産を一括管理すれば良い。」という意見も聞かれます。しかし、民事信託の受託者は、たいていは高齢の委託者の子や孫といった家族であり専門家ではない一般の方であって、財産管理に慣れていません。したがって、仮に受託者の預金口座で固有財産と信託財産を一括管理したとすれば、固有財産と信託財産の混同が起こる可能性は少なくありません。そこで、民事信託では、受託者の義務違反に対する心理的な制約という観点から、固有財産である預金口座とは別に、信託財産専用の預金口座（＝信託口座）を開設する方法により、分別管理を徹底することが効果的です。ところが、現時点で信託口座の開設に対応している金融機関は少ない。特に、地方においては金融機関の数が少ないため、信託口座の開設に苦労しているのが現状です。そこで、本ガイドラインが公表され、信託口座に関する問題点とその在り方が示されることにより、民事信託を利用するために信託口座の開設を希望する依頼者・弁護士と信託口座の開設を担う金融機関とが共通の認識を持ち、もって、適切な信託口座の開設に取り組む金融機関が増え、現状が改善されることが期待されています。

4 本ガイドラインの中の重要なポイント

本ガイドラインの中の重要なポイントの一つが、信託口座と預貯金差押です。

この点に関する代表的な考え方は、受託者を差押債務者として受託者名義の預貯金口座を差し押さえる旨の債権差押命令の送達を受けた金融機関は、信託口座も含め受託者名義の預貯金を全て差押命令の対象と判断し、預貯金者である受託者等において信託法23条5項に基づく第三者異議の訴えによって対応するべきであるとするものです。しかし、この考え方に対しては、訴訟手続きに拠らなければ信託法が認める信託財産の独立性に適う結果を得られないというのでは、受託者等に過度の負担を強いるものであるとの批判があります。

なお、信託口座の開設に際して信託契約をチェックして当該預金が信託財産であることを知っている金融機関（第三債務者）は、請求債権が信託債権であれば支払う旨の陳述書を執行裁判所に提出すべきであるという意見も聞かれます。

上記の代表的な考え方に対し、債権差押命令において、差押債権目録で信託財産が差押対象に含まれていることが記載されていないかぎり、当該債権差押命令は受託者の固有財産のみを対象とするものと解すれば足りるとする考え方もあります。

この点については、個々の金融機関で取扱いが異なることも予想されます。いずれにしろ、債務名義である判決主文の記載方法、あるいは、差押債権目録の記載方法に関し、裁判実務における運用上の改善（あるいは立法的解決）が望まれます。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

民事信託関連業務のひろがりと展望

1 ブームの背景

いわゆる新信託法は、平成18年に制定され、平成19年9月30日から施行されました。

この新信託法の多くの規定は、いわゆる商事信託向けのものでしたが、遺言代用信託や後継ぎ遺贈型連続信託に関する規定が設けられるなど、民事信託での活用の可能性も秘めたものでした。

しかし、その後も長らく民事信託での活用はあまり行われてきませんでした。

ここに一つの転機をもたらしたのは、平成27年相続税改正です。基礎控除が大幅に引き下げられ、相続の事前対策の重要性が認識されることに伴い、これまでの遺言を中心とした相続対策の限界を超えた柔軟な対策を可能とするものとして、民事信託が注目されることとなったのです。

その一方で、平成12年から設けられていた成年後見制度について、様々な機能不全が目立つようになってきました。被後見人のための財産管理という原則を固守する家庭裁判所の実務運用のもと、柔軟な財産管理や資産承継を見越した対策を講じることが禁じられるなど、成年後見制度による資産管理は窮屈なものと感じられるようになってきたのです。また、そのような制度を活用しても、成年後見人報酬が負担になったり、専門家後見人が財産を横領するなどの不祥事も目立つようになり、成年後見制度によらない財産管理の方策として、民事信託が注目を浴びるようになりました。

そのような中で、各種専門家による民事信託・家族信託の研究・普及の活動が試みられ、民事信託の活用が進むこととなったのです。

2 最近の実情

しかし、従来の遺言を中心とした資産承継の対策や、成年後見制度（任意後見も含む）を王道とする考えは根強く、民事信託の活用に警戒感を示す層が少なからず存在しています。

民事信託の活用が行き過ぎて、いわば濫用といえる事例も生じ、紛争化した結果裁判例も見受けられるようになり、専門家層においては民事信託を敵視せずともいわば様子見の態度を取り、積極的活用に二の足を踏む人がまだ多く見られます。

いうまでもなく遺言や成年後見制度などの従前の制度にも、民事信託にも、それぞれ長所と短所があって、「信託のようなキワモノには近づくべきでない」というのも誤りですし、「遺言や後見など古くさいやりかたはダメで信託こそが正しい」というのも誤りです。

あえて信託を使わなくてもよい場合には従前の制度を活用し、信託でなければ目的が達せない場合や、信託を活用した結果の問題が想定されない場合に柔軟な信託を活用するなど、事案と目的に応じた手段の使い分けができてこそ、真に依頼者のためになる専門家というべきです。

当機構においては、「民事信託サミット」において関係団体と連携して、民事信託に関わる専門家等においてあるべき倫理規範を追求することを呼びかけました。その後のコロナ禍で引き続きの連携作業が進んでおりませんでした。最近このせつかくの機運を是非活かそうという活動が始まっています。

そのような正しい理念に基づいて、民事信託という有効なツールがより活用されるように目指して参ります。

3 ネットに見る実情

私は、Google アラートというサービス（無償です）に、「民事信託」「家族信託」などのワードを指定して、関連の情報を収集したり、折に触れて検索エンジンで関連用語の検索を行うなどして、世の中の実情を把握するようにしていますが、最近目立つのが、地方銀行などが信託口座開設をテコとして、民事信託のアドバイス業務に乗り出している例です。

口座開設や年間の口座管理にフィーを徴するなどのビジネスモデルをとるところや、預金や貸し付け金利に特例を設けるなどして、民事信託において受託者が管理する資産を取り込んだり、融資機会を開拓したりするなどのビジネスを試みているようです。特定の団体と提携して専門家を紹介するなども行われているようです。

民事信託をめぐる法的論点の多くが解明され、信託口座開設に应ずる金融機関も増えてきた今が、民事信託のさらなる飛躍のタイミングと思われれます。当機構もますますその流れを促進しようと考えています。（弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長）

受託者の資格などについて

来る9月17日(金)は、16時より「受託者の実務Q&A」というタイトルで専門研修を担当させていただきます。そこで、今回は、イントロを兼ねて受託者の資格などの内容でレターを書かせていただきます。

1 受託者とは

受託者とは、「信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者(信託法2条5項)」をいいます。この受託者は、「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限(信託法26条本文)」を有し、「信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない(信託法29条1項)」、正しく民事信託のキープレーヤーですが、受益者のために信託財産の管理又は処分等をする者なので、受益者としての享受を除いて、信託の利益を享受することはできません(信託法8条)。

2 受託者の資格

受託者の資格については、後見改正整備法59条に基づき改正が行われました。現行法では「信託は、未成年者を受託者としてすることができない。(信託法7条)」とされていますが、改正前は、成年被後見人や被保佐人も資格が無い者とされていました。受託者の任務終了事由に関しても、改正前は後見開始・保佐開始を絶対的な終了事由としていたのですが、現行法では、信託行為による別段の定めで、後見・保佐が開始しても受託者の任務が終了しないとすることが可能です(信託法56条1項但書)。とはいえ、通常このような別段の定めは作らないでしょう。しかしながら、極めて特殊な事案においては、成

年後見人・保佐人の代理による信託事務の処理を想定して、後見開始・保佐開始を受託者の任務終了事由から除外することも検討されて良いかと思えます。

3 受託者としての可否・適否

信託業(=信託の引受けを行う営業(信託業法2条1項))は、内閣総理大臣の免許又は登録を受けた者でなければ営むことができません(信託業法3条・7条1項)、信託の引受けを行う営業とは、営利の目的をもって反復継続して行うことをいうと解されています。では、例えば弁護士は、受託者になれるでしょうか?通常、弁護士は営利の目的をもって弁護士業務を行います。また通常、弁護士は反復継続の意思をもって弁護士業務を行います。したがって、非常に特殊なケースを除き、弁護士による信託の引受けは、信託業に該当して信託業法の規制を受けるので、弁護士は受託者にはなれないと考えられます。他の士業についても、同様です。なお、信託業法施行令1条の2第1号は、弁護士業務に必要な費用に充てる目的で弁護士が依頼者から金銭を預かる行為について、信託の引受けに当たるとしても、信託業法の規制は受けないものとしています。その他、民事信託の受託者としての可否・適否については、免許・登録をもたない株式会社を受託者とすることができるか?信託事務処理の全てを第三者に委託することができるか?といった問題が考えられます。受託者をどうするか?という問題は、民事信託を組成するに当たって、最重要の課題と言えるでしょう。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

必ずしも後継者と決まっていな子への 自社株の移転方法を考える

先日、ある税理士の先生から、相談を受けました。顧問先の会社さんで、株価の安い今のうちに100%株主の社長から息子さんへ株を移しておきたい。しかし息子さんはまだ若く、経営権は社長に残したい。また、息子さんが将来会社を継ぐかどうか若干の不安もあるため、いずれ別の道もとれるようにしておきたい、とのことでした。

<自己信託を使った提案>

私からは、社長が自己信託をして委託者兼受託者となり、息子さんを受益者にする提案をしました。会社の経営権は社長に残り、株の財産的価値は息子さんへ移ります。信託終了時の設計のしかたで、将来的に別の道をとることも可能となります。

しかし、税理士の先生から、これだと息子さんが会社を継がない場合、後継者へ株を移転する際に結局課税されるのでは？とのご意見が。確かにそうですね。というか、一旦財産的価値のある株又は受益権を息子さんのものにした後、別の人へ移すことになれば、どんな方法でもそうなりそうです。

<種類株（黄金株）を使っては？>

そこで、税理士の先生からお話があったのは、株の大半を息子さんに移しつつも、社長に1株だけ残り、それを黄金株にする方法でした。そうすれば株の財産的価値（の大半）は息子さんに移り、実質的経営権は社長に残ります。また、もし息子さんが会社を継がないことになれば、黄金株1株を後継者へ渡せば課税の問題もありません。これで自己信託の方法と同じような効果なら、こちらでやりたいとのことでした（信託は組成費用が高くなるからです。）。

<種類株（黄金株）を使った提案の問題点>

この提案に対して、私は2つの点を指摘しました。まず、黄金株は、内容が登記されてしまいます。「会社の経営に口出しする特異な人がいる」ように見える内容が世の中に公開されるわけですから、とても格好悪い。代わりに、同じ種類株スキームでも

登記されない「属人株」を提案することもあります。今回のケースでは向いていませんでした（黄金株と属人株の違いについてはまたの機会に。）。

また、この種類株スキームだと、息子さんが会社を継がなかった場合、以後、後継者は財産的価値のない経営権を承継することになります。すなわち、株の経営権と財産的価値が分離した状態が続いていくこととなります。会社を継いだ新社長、しかも株主総会・取締役会の議決権・拒否権まで持ったオーナー社長が、頑張って会社を成長させても、その儲けは会社を継がなかった息子さんになってしまう構造になります。現社長の代はいいのですが、事業承継に難が出そうです。

<結末は？>

結局、税理士の先生が再度確認し、息子さんが会社を継ぐ意思は固いとのこと、信託よりも安い種類株でのオーダーを受けました。私からは、後継者候補が変わらない前提なら属人株がよいですよ、とアドバイスをしています。

<もう一つの課題？>

今回は属人株に落ち着きましたが、本件は、書籍等で紹介されている信託を使った事業承継スキームの教科書的事例です。私の事務所の料金体系は相場から離れてはいませんが（笑）、確かに信託の方が高くなる。おそらく多くの事務所さんでもそうだと思います。

その理由として、種類株スキームでは、言ってしまうと株を移して種類株を設定して終わりです。しかし、信託を使うと、当事者間に将来にわたる継続的な関係を構築し、それが継続している間のことも設計に入れ込むため、費用は高くなってしまいます。

もちろん、ケースバイケースで、それぞれの事案とお客様の考え方を総合的に勘案してベストな方法を提案すればよいのですが、この辺りに、今後の民事信託普及のカギの1つが隠れているような気もしないでもありません。

（司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事）

上場株式の管理信託（商事信託商品）

民事信託ではありませんが、マネックス SP 信託が、上場株式を信託財産とする管理信託のサービスを開始しました（商品名は「たくす株」）。

マネックス SP 信託は、管理型信託会社（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託のみの引受を行う信託会社（信託業法2条3項））のため、信託財産である上場株式の売買は、委託者（兼受益者）の指図が必要です。

商品サービスの特徴は2つあげています。1つは、委託者（兼受益者）が将来認知症（マネックス証券に認知症の診断書を提出）になったとき、上場株式の売買や信託財産の管理口座にある預り金をその口座より出金する指図は、信託契約時に決めた代理人が、受託者マネックス SP 信託に行う、上場株式を所有する高齢者の認知症対策。もう1つは、委託者兼受益者に相続が発生したとき、受取人に指定した配偶者又は子供へと資産を承継ができることをあげています（信託財産の残高がなくなったときも信託は終了することになっている）。

親会社のマネックス証券は、口座管理機関としての役割と、信託契約代理店として信託契約の媒介をします。マネックス証券を口座管理機関とするには、管理型信託のため、委託者（兼受益者）の指図が必要であり、信託契約時に業務委託先の選定に関する指図書を委託者（兼受益者）が提出することになっています。

上場株式等を信託財産とする民事信託に対して証券口座（信託口）の提供をする証券会社もでてきましたが、その際、信託口

口座は特定口座の利用ができず、一般口座のみの利用となるのが、利用者にとって不便なこととなっていますが、「たくす株」についても信託財産は一般口座へ払い出され、一旦一般口座へ払い出された銘柄は特定口座での取り扱いをすることができないとなっています。

一方、仕組みとして面白いのは、信託期間中に信託株式に発生する配当金や株主優待等の株主権利は、マネックス証券の委託者の証券総合口座で受け取ることであります。権利確定日に委託者の証券総合口座において対象となる株式を保有するよう、「たくす株」専用口座にある信託株式を証券総合口座に移管し、権利確定日の翌営業日に「たくす株」専用口座に戻す手続きをしております。株式ごとの権利確定日が異なるため、この手続きは証券会社においてかなり手間となることが想定されますが、受益者が株主優待を直接受け取れるようにしたよいサービスと考えます。

上場株式は、財産管理口座は特定口座の利用ができないなど信託を利用することでのシステマ的な課題があります（令和4年度の税制改正要望では信託でも特定口座の利用ができるよう要望が上がっている）。しかし、このようなサービスがスタートしたことにより、高齢者の上場株式等を信託により管理することができるようになり、さらにサービスの向上が期待されます。

マネックス証券に証券口座をお持ちであれば、この信託の約款等詳細を見ることができます。ご興味のあるかたはご覧いただくとよいでしょう。

（石脇俊司 民事信託活用支援機構理事）

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's
News No.119
2021.10.25

専門家協議会 会員 ニュースレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024

<http://www.shintaku-shien.jp/>

民事信託（家族信託）普及の担い手と倫理

1. 日本における普及の担い手

(1) 普及の担い手

民事信託の普及の担い手（以下「民事信託アドバイザー」と言う。）は、現在司法書士が中心ですが、弁護士、税理士、フィナンシャルプランナー等の士業の先生方が続きます。一部の信託銀行及び信託会社、並びに一部の地方銀行（第二地銀も含む）及び信用金庫も、最近では一部の証券会社も民事信託の相談サービスを行っています。また一部の金融機関は信託財産の管理口座（信託口預金口座、同証券口座）を開設します。民事信託（家族信託）の普及を目的とする団体（一般社団法人）はインターネットで検索すると20以上あるようです。

(2) アドバイザーの研修と検定

民事信託アドバイザーの業務のための公式の資格はありません。商事信託では信託協会が信託業務基礎講座を、経済法令研究会が銀行業務検定試験の信託実務3級の科目を設けています。民事信託では民事信託士協会が民事信託士検定、家族信託普及協会が家族信託コーディネーターの研修等を行っています。

(3) 民事信託士検定の内容

民事信託士検定の場合、受験者はまず協会から出題された基礎問題及び事例問題を行い、協会の全体講義を視聴します。同講義の内容は、信託の基礎、信託関係人の職務、民事信託の税務、民事信託士の倫理総論、同倫理各論、信託会社の設立と事例問題の7科目です。

次に、事例問題を題材とするディスカッションと確認テストの後、受験者はこの事例問題の最終回答を提出します。協会は受験者の最終回答、ディスカッション時の発言内容や取り組み姿勢等を考慮して可否の判定を行います。

2. 米における普及の担い手

(1) 米国の担い手

米国の民事信託アドバイザーは検認専門弁護士、資産承継のプランナー、会計士等並びに銀行、信託会

社及び投資銀行です。資産承継のプランナーの中には会社組織により大規模な普及活動を行っているところもあります。

(2) 公認の信託及び信託アドバイザー資格

注目すべきは、米国の銀行協会が公認の信託及び信託アドバイザー資格を授与していることです。これはCertified Trust and Fiduciary Advisor (CTFA) と言い、その受験には富裕層業務経験10年以上、又は同経験5年以上で法学士の資格、又は同経験3年以上で銀行協会が実施している信託業務の研修制度の全ての終了証明が必要です。

(3) CTFA 試験の内容

CTFA の試験の範囲は下記のように信託業務だけでなく広く遺産計画等のアドバイザー業務を含みます。信託 (fiduciary) 原則と適用、統合した遺産計画と助言、資産運用—全ての種類の資産の相互作用、信託財産の管理、リスク/法令順守の管理、倫理、顧客関係の7科目です。

3. 英国における普及の担い手

英国には民事信託の普及を目的とする民間団体としてSTEPがあり、会員に専門的研修と専門職行動規範の遵守求めています。STEPはFP協会のように世界各国に会員があります（日本にはまだ支部がありません）。

4. 各普及団体に共通する倫理意識

日米で共通する試験科目で注目すべきは「倫理」です。民事信託士では倫理総論と倫理各論、CTFAではリスク/法令順守、倫理です。英のSTEPは専門職行動規範の遵守を求めています。

当機構では健全な民事信託の発展のために、高度な専門研修を行っていますが、今般「行動指針」、「倫理綱領」を定めました。これらは会員を縛る規則ではありませんが、会員は自己規律としてこれらを遵守することが望まれます。

(高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事)

民事信託の活用を制約するもの

1 徐々に活用が拡がりつつある民事信託ですが、遺言や成年後見と違い、いまだ高齢者財産管理・資産承継の重要な一角を占めている状態には至っていません。今回は、民事信託の活用を制約するものについて考えてみようと思います。

2 高齢者の財産管理や、障害を持つお子さんの親なき後問題などの場合、**適任の受託者がなかなか見つからない**という問題があります。

高齢者の財産管理の場合、子世代が親が認知症になったあとの問題などを懸念して相談される場合などは、子世代の誰かが受託者になるのが一般ですが、子世代の意見の不一致、相続を見越した疑心暗鬼からなかなか受託者が決まらない場合も見受けられます。

子がおらず、普段の身の回りの面倒を甥姪などがみてくれているような場合は、高齢者の側も受託者としての負担をかけることに気後れし、頼みづらいこともままあり、また、甥姪の側も受託者の重い責任を負いかねて話が進まないこともよくあります。

親なき後のケースは、信託期間が相当長期になることが見込まれますので、まだ若い親族でそこまでの責任を負ってくれる人はなかなか見つかりません。

これらの問題は、成年後見制度を利用せざるを得なくなった場合の不便・困難を直視しつつ、関係者において粘り強く話し合いを行う以外に解決策はないですが、**費用が低廉な信託会社を整備したり、公的な受託者制度を検討する**ということも検討されるべきと思われます。

3 信託には成年後見制度のような公的な監督システムがないので、受託者の権限濫用を防ぐために監督システムをおくことが望ましいものの、受託者ですら見つけ難いのに、**受益者代理人や信託監督人などの候補者を見つけるのは、更に困難**が伴います。監督システムは単に受託者の権限行使を監視するというだけでなく、受託者自身が判断に迷うときの相談役という意味合いもあります。その点では、**信託組成に関与した専門家がリーズナブルな対価で監督役を引き受けることや、当機構のような団体が組織力を持って監督役になる、あるいは監督役を務める専門家のサポート機能を担うなどの方策**を検討すべきと思われます。

3 資産承継目的の場合、**長期にわたる予測がそもそも困難**であることも、ネックの一つです。遺言であれば、1段階の相続だけが対象で、せいぜい相続人・受遺者が先に死亡した場合の補充条項を検討すれば足りませんが、

後継ぎ遺贈型受益者連続信託などを活用する場合には、長期の資産承継を無理矢理規定しているようなケースも見受けられます。しかし、長期の家族の形などは容易に予想できるものでもなく、また、家産に対するニーズや社会経済状況も予想を超えて変化する可能性がありますので、無理に一定の予想に縛り付けることは危険です。この点についての一つの解決策は、**次世代以降の自主的な解決に委ねる**というものです。後継ぎ遺贈の形をあえて取らずに受益権を遺産分割の対象とし、相続人の話し合いでその時点のニーズに合った承継を実現してもらうということです。また、**信託の変更が柔軟にできるように注意**して条項を設けておくことも必要です。これらについては、信託組成に関わる**専門家において、種々のケースを想定したモデル条項を検討**しておくべきだと思います。

4 課税関係の不明点やその対策などは、近時研究が進みつつあります。課税庁がはっきりしたことを言わないので、いまだ心配がないわけではないですが、**専門士業団体や、当機構などの団体において、課税庁も巻き込んだ疑問点解明の意見交換**などをすれば、いずれ解決は可能であると思われます。

5 これは私見ですが、民事信託の相談を受ける**専門家において、信託の活用についていささか大袈裟に構えず**ではないかと感じるところもあります。ある地域金融機関の店頭からの依頼で、母娘間の現金2000万円ほどの信託を行政書士さんが組成したので、見て欲しいと言われたことがありました。母は他にも資産は持っていますが、認知症になったときに施設入所費用が引き出せないことに備えたいというものでした。母娘間には信頼関係もあり、他の家族も全く反対していないという状況で、このようなシンプルなニーズを信託という明確な法律関係に仕組むことにも十分な意義があります。スキーム本に例示されているような何十条にも及ぶ規定が、全てのケースに必要なとは思えません。しかし、このようなシンプルな信託においても、親子間の預け金等の曖昧な形のまま放置せず、信託関係を明示することには大きな意味があると思います。このようなシンプルな活用が広く進むことが、市民の間に信託の理解と活用が進むことに繋がるのではないのでしょうか。

(弁護士伊東大祐・専門家協議会副会長)

信託財産責任負担債務の債務控除について

去る11月16日に行われた専門研修（税理士が提案する財産管理と相続）では中田義直先生より充実したご講義をいただきましたが、その中でも民事信託実務において重要な信託財産責任負担債務の債務控除について、整理してみたいと思います。

1 問題の所在①

例えば、土地所有者を委託者（兼受益者）、子を受託者とする自益信託を設定後、信託内借入によりアパートを建設したとします。その後、委託者が死亡したとき、信託財産責任負担債務であるアパートローンを債務控除できるのか？すなわち、相続税申告書第13表「債務及び葬式費用」の債務の明細に当該アパートローンを記載して大丈夫なのか？という問題があります。債務控除に関し、相続税法は、①13条1項で「被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの」としてはいますが、当該アパートローンは、受託者の債務であって、被相続人＝委託者の債務ではありません。

仮に、委託者の死亡により信託が終了して、受託者である子が帰属権利者として土地・アパートを取得した場合の相続税申告では、残余財産を受益者から遺贈により取得したものとみなす相続税法第9条の2第4項により土地・アパートも相続財産として記載することになりますが、当該アパートローンを相続債務として記載できるでしょうか？この点、「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして」とする相続税法第9条の2第6項が同4項を除外していることから、負債を承継したものとみなすことはできない、債務控除は認められないという意

見が考えられます。これに対し、債務控除が可能との意見も多いように思われます。まず、信託受益権を取得した者の相続税の課税において債務控除を肯定していた土地信託通達（個別通達）は廃止されたが、その趣旨は撤回ではなく一般化であると考えられること（信託法第183条第6項により、帰属権利者は信託の清算中は受益者とみなされます。）。また、信託法第48条第5項の受託者・受益者間の合意があれば、受益者に信託財産責任負担債務に係る責任を認識できること、などが理由になると思われる。

とはいえ、委託者の死亡時に信託を終了させることなく、受託者である子を第2次受益者としたうえで、信託契約上の終了事由により適宜に信託を終了させる（帰属権利者は信託終了時の受益者）方が、債務控除を行う上で安心かもしれません。かかる受益者連続スキームであれば、第2次受益者は相続税法第9条の2第2項により受益権取得がみなされた者として、相続税法第9条の2第6項が適用され、信託財産責任負担債務であるアパートローンを承継したとみなされるからです。

2 問題の所在②

次に、相続税法は、②14条1項で「前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、确实と認められるものに限る。」としており、この确实性については、債務の存在のみならず、履行が确实なものでなければならぬとされています。例えば、相続基本通達14-1では、保証債務は原則として控除されず、連帯債務で負担金額が明らか

となっている場合には、当該負担金額を控除する、とされています。

この点、受益者連続スキームであれば、相続税法第9条の2第6項により被相続人の債務ではない受託者の債務に関して当初受益者から第二次受益者への相続による承継をみなしてしまうのですから、受託者による履行の確実性、あるいは信託財産による履行の確実性をもって、「確実と認められるもの」に当たると考えてよいのではないのでしょうか？

これに対し、委託者の死亡により信託が終了する場合はどうでしょうか？土地信託通達（個別通達）に即して考えれば、受益者連続スキームと同じく、受託者による履行の確実性で要件を満たすように思われます。しかし、受託者・受益者間の合意に即して被相続人＝委託者に焦点を当て考えると、保証債務と同様に確実性に欠けるようにも思われます。

この点に関して参考となりそうな東京高裁平成4年2月6日判決は、書面によらない贈与（任意の取消しが可能なため履行終了時点で贈与があったと取り扱う例が多い。）に関し、「贈与契約に基づく債務は、保証債務のような補足的なものではないから、いやしくもその債務が存在すること及びその債務が履行されることが確実であると証拠上認められるならば、これを『確実と認められるもの』ではないとはいえない」「書面によらない贈与であっても、相続時点において、相続人によって取消権が行使されずに履行されることが確実と認定できるか否かが問題であるというべきである。そしてこの点の認定に関しては、相続開始後における状況、特に相続人によって現実に右債務の履行がされたか否かの点は、相続開始時点において債務の履行が確実と認められるか否かの認定においても斟酌されて然るべきである。」と判示

しています。たしかに、信託財産責任負担債務（当該アパートローン）は、保証債務のような補足的なものではないといえるでしょう。また、委託者の死亡で終了する信託契約では、帰属権利者が信託財産責任負担債務について債務引受をする旨の条項をみかけることが多いのですが、これは相続開始後における状況の斟酌という点を考慮したものかもしれません。

筆者としては、慎重を期して、受益者連続スキームを採用し、相続後も受託者（信託財産）による返済を継続させることが、債務控除の観点からは安心なのではないかと考えています。

3 立法の過誤？

そもそも、相続税法第9条の2第6項はなぜ同4項を除外しているのでしょうか？その立法理由について、信託法が定める清算手続きでは、信託財産責任負担債務を弁済した後に残余財産を給付することが予定されているため（信託法第177条・同181条）、相続税法の立法者は、信託終了後の信託財産責任負担債務の承継を想定していなかったとの意見があります。ところが、現実には、信託終了後もアパートローン等の信託財産責任負担債務に関し、債権者を含む関係者全員の合意に基づき、弁済による消滅を回避して、帰属権利者が債務を引き受けて分割返済を継続していく事例が多いのです。ところで、今のところ委託者の死亡で終了する民事信託において債務控除が否認されたという事例は、まだ筆者の耳には入っておりません。もしこの辺りの情報がありましたら是非お知らせください。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

ゴールベースアプローチ

人生 100 年時代、超高齢社会の日本において、ゴールベースアプローチによる資産形成の考え方が最近広まってきています。

ゴールベースアプローチは、米国では、90 年代の半ばからすでに普及していました。日本においては、2017 年 3 月に金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」

(以下、顧客本位の原則。)を公表した以降、各金融事業者が、顧客本位の原則に対する取り組み状況を公表し、顧客本位の資産形成・運用の支援をする方法として、ゴールベースアプローチの考え方を取り入れるようになり、その広がりを見せるようになりました。

ゴールベースアプローチは、個人の目標や夢をかなえるために資産形成を考える方法で、最終目標(ゴール)を決め、そのゴールから逆算して投資を考える方法です。老後資金、住宅資金、子供の教育資金、車の購入資金、レジャー・娯楽などの資金など、さまざまなライフイベントに向けて、いつまでにいくらを準備していくかを計算し資産形成を行っていきます。

若い世代であれば、老後資金準備のゴールまでに長い時間があるため、許容するリスクを高めにしたポートフォリオでの運用も可能となりますが、50 歳代の方が定年後の資金計画をふまえた運用では、若い世代ほど高い利回りを期待するポートフォリオでの運用は難しくなります。また、子供の教育資金の準備についても、子供の入学の時期は決まっているため、保守的な運用にならざるを得ません。また、レジャーや娯楽資金の準備に利回りの高い(リスクの高い)ポートフォリオで運用し、運用の結果

が予定通りとなれば、レジャー・娯楽は予定通り(むしろ予定以上の資金を使える)実施、残念ながら期待利回りを実現できなかった場合は、レジャー・娯楽の予定を変更するなどライフイベントの変更を行いながら、それぞれ個人のゴールを目指し運用していきます。

ゴールベースアプローチを実現するには、シミュレーションツールのサポートも必要です。そのツールを使いながら各人の運用ポートフォリオを決定し、実行していきます。

商品を提供する金融事業者としては、顧客それぞれのゴールを聴き、そのゴールの実現にむけ顧客本位で業務を行っていかねばならなりません。例えば、同じ内容の商品であれば、手数料が低い方が運用利回りは高くなるため、手数料についても明確に開示しながら、その顧客に最適な運用商品の提供を行っていかねばなりません。

民事信託の設計においても、信託の目的を実現するための設計が必要です。目的の実現にむけ、信託財産の管理・処分義務が課されている受託者は、信託期間中、受益者のために信託財産を継続して管理・処分していきます。

民事信託は、高齢者が所有する資産の認知症対策として設計されることが多いですが、信託財産の管理・処分権を単に受託者に移転し、管理・処分が滞ることを防ぐだけでなく、受託者が信託目的の実現にむけて信託期間中にどのように管理・処分していくかを設計時に明確に決めることも重要です。

少しずつですが、証券会社が信託口座の提供を始めてきています。金融商品が信託財産ならば、信託財産の管理・処分にゴールベースアプローチの考え方を導入することも必要でしょう。受益者が必要とする資金の準備のため、信託財産の運用方針を信託設計時に検討していきます。

信託は、次世代への資産承継を実現するものでもあります。信託を利用して子や孫が将来必要となる資金を給付したいという目的ならば、信託財産は一定のリスクを取りながら運用することも必要でしょう。

しかし、金融商品の運用に慣れていない専門家のみが関与して信託を設計した場合、リスクのある（リスクとは価格変動の振れ幅があるという意味で使用しています）金融商品の運用は設計時点では考慮せずに受託者に任せるとして、信託契約だけを形式的に作成し、あとはよろしくというのはいささか無責任な感じがします。

今後、金融商品を信託財産とする信託も増えていくとすれば、信託契約を作成する専門家が金融商品の運用経験が少ない場合、その分野の専門家を交えてともに検討していくことが必要であり、民事信託の設計においても、顧客本位の取組姿勢が必要と筆者は感じています。

金融資産に限らず、賃貸不動産を信託財産とする民事信託でも同じでしょう。賃貸不動産の価値を保ち、賃貸収入を維持することが、受益者のためになるからです。信託財産の状況に応じ、信託設計時に信託財産の価値を維持する修繕計画などを立てることとの支援をする専門家は、現時点では少ないでしょう。しかし、信託は、受益者のために受託者が信託財産をしっかりと管理していく必要があり、受託者が資産管理の専門家でない場合、信託期間中にどのような信託財産の管理をしていくかのガイド

も必要でしょう。この場合、不動産の専門家の関与も必要となります。

人生 100 年時代の信託の組成において、信託の設計に関与する専門家は、ゴールベースアプローチの考え方も是非参考にしていただけたらと思います。

(石脇俊司 民事信託活用支援機構理事)

民事信託の組成に関与した専門家の責任

近年、民事信託の利用の増加と比例する形で、民事信託に関するトラブルも増えてきており、場合によっては訴訟まで至るものも出てきています。

今回は、民事信託の組成に関与した専門家の責任が問題となった事案として注目されている令和3年9月17日東京地方裁判所判決について取り扱うこととします。なお、この裁判例については、「家庭の法と裁判2021年12月号」（日本加除出版）及び「家族信託の実務 信託の変更と実務裁判例」（遠藤英嗣著）（日本加除出版。2021年11月刊）において詳細に取り上げられておりますので、そちらもご確認いただくと良いと思います。

1 事案の概要

この訴訟は、原告が被告司法書士との間で締結した委任契約に基づいて作成した信託契約書では信託口座の開設が出来ず、また、想定していた信託内融資が受けられないことが明らかになったことから、原告が被告に対して、①将来融資等が受けられるような内容の信託契約を作成する債務にかかる債務不履行責任、②委任契約を締結するにあたって融資を受けられないリスクがあること等を説明すべき信義則上の義務違反による不法行為責任、として損害賠償を請求した事案になります。

2 本訴訟の争点及びそれに対する裁判所の判断

本訴訟の争点は、①債務不履行責任の成否、②不法行為責任の成否、③損害の有無及びその額、の3つになります。

結論からすると、見積書や提案書の内容から被告の債務不履行責任は否定しつつ、不法行為責任を認めたとうえで、損害額の一部を認めたという形になります。

以下、順番に説明をしていきます。

(1) 債務不履行責任の成否について

①当事者の主張概要

原告からは、将来において受託者が信託内融資を受けられるように、またその前提として信託口座の開設ができるように、信託契約書案文を作成する段階で、事前に金融機関に案文のチェックを受け、内容等の調整を行うことや、信託契約書の作成は被告が委託者の代理人として囑託を行うのではなく、原告本人に行わせるなど信託内融資が受けられるような措置を講じるべき債務を負っていたにも関わらず、その債務を怠ったことが債務不履行にあたるとの主張がなされました。これに対し、被告からは、原告主張の内容等の調整義務等は負わない旨の主張がなされました。

②裁判所の判断

今回、原告・被告の間では委任契約書は交わされていないところ、裁判所は、提案書、見積書の記載をもとに、委任事務の内容を認定したうえで、事前に金融機関のチェックを受ける等の措置を講ずる義務や委託者本人に作成の囑託をさせるべき注意義務を一般的に負うもの

ではないとして、被告の債務不履行責任を否定しました。

(2) 不法行為責任の成否について

①当事者の主張概要

原告は、被告が委任契約に先立つ説明の際に、民事信託の信託内融資に関し、何らのリスクがないかのように説明をして委任契約を締結させるなどした行為が、不確実な行為について断定的判断を提示しないという義務等に違反するなどし、この注意義務違反は不法行為を構成すると主張しました。これに対し、被告は、あらかじめ信託内融資の必要について説明を受けておらず、原告が主張するような説明義務を負わない旨を主張しました。

②裁判所の判断

裁判所は、司法書士には、当事者に対し、信義則に基づき、当該業務に関し、必要な情報収集、調査等を行い、十分かつ適切な情報を提供すべき義務を負うことがあるものと解されるとしたうえで、本件においては、委任契約を締結するに先立ち、原告に対し、信義則に基づき、金融機関の信託内融資、信託口座等に関する対応状況等の情報収集、調査等を行ったうえで、その結果に関する情報を提供するとともに、信託契約を締結しても信託内融資及び信託口座の開設を受けられないというリスクが存することを説明すべき義務を負っていたというべきと判示したうえで、本件では、被告の原告に対する情報提供義務及びリスク説明義務違反があり、これらは不法行為を構成するとして、不法行為の成立を認めました。

(3) 損害の有無及びその額

原告の請求額は391万0644円となっており、その内訳は次のとおりでした。

①原告と被告との間の委任契約に関して支出した費用

ア 被告に振込送金した報酬等	137万9382円
イ 振込手数料	864円
ウ 被告作成の信託契約書にかかる適格性審査手数料	3万2400円
⇒ア～ウの合計	<u>141万2656円</u>

②①に基づく信託登記の抹消費用（登録免許税及び弁護士報酬）

11万8000円

③やり直しとなった信託契約書作成等にかかる費用

ア 公証役場手数料	10万0580円
イ 家族信託支援業務報酬	82万0800円
ウ 信託登記費用（登録免許税及び弁護士報酬）	95万6880円
エ 振込手数料	1728円
⇒ア～エの合計	<u>187万9988円</u>

④本件訴訟にかかる弁護士費用

50万円

これに対し、被告は、もともとの信託契約書の変更をした場合の費用8000円の限度での損害が認められるにすぎないと主張しました。

裁判所は両者の主張をもとに、上記（３）①の金額全額、②の金額全額、④の一部（１５万円）が本件に関する損害額であるとして、合計１６８万０６５６円を損害額として認定しました。

3 本件のポイント

本件訴訟では信託組成に関わった専門家の責任が争われたところですが、その中でいくつかポイントになったと思われる点を取り上げます。

（１）信託契約書の作成にあたって、委託者代理人方式でなされたこと

本件では、委託者の代理人による契約締結になっていたことから信託口座の開設には応じてもらえなかったとの点が取り上げられています。この点について、専門家としては注意が必要です。一般に、契約書を公正証書で作成する際に代理人方式は広く使われていますが、遺言と同じ機能を持つことも多い民事信託の契約において、委託者本人の意思確認を公証人が実際に行わない形での契約書の作成はリスクがあることが示されたものと言えます。

（２）委任を受けた業務についての委任契約書がないこと

今回の訴訟においては司法書士の責任が問題となっていますが、士業においては必ずしも委任契約書を作成することまでしていない業種もあるところです（ちなみに、弁護士は委任契約書を作成することが職務基本規程により義務付けられています）。今後、民事信託の組成に関与する専門家としては、どのような業務について委任を受けたかを明確にしておくことで自らの身を守るとともに、のちのちのトラブルの予防を図っていくことが大切になってくるかもしれません。

（３）民事信託に関与する専門家の説明義務（説明責任）について判示されたこと

本判決では、当時の民事信託に関する司法書士会等の活動状況などを認定したうえで、司法書士に対して、委任契約に先立ち、信義則上、金融機関の信託内融資、信託口座等に関する対応状況等の情報収集、調査等を行ったうえで、その結果に関する情報を提供するとともに、信託契約を締結しても信託内融資や信託口座の開設を受けられないというリスクが存することを説明すべき義務を負っていたというべきという判断が示されています。

今までもそうだったとは思いますが、今後はより一層、単に信託契約書を作成すれば終わりではなく、事前に融資等が必要になる案件については金融機関との事前協議などをしていくことが必要になると思われます。

4 まとめ

今後も、民事信託に関する裁判は増えていくと思いますが、専門家としては裁判所がどのような判断を示すのかについてしっかりと情報収集をしていき、自らの民事信託への関与が問題視されることがないように襟を正していくことが求められると考えます。

（菊永将浩 弁護士 専門家協議会会員）

信託の分割について

新年あけましておめでとうございます。来る1月21日に行われる専門研修では、当会会員である司法書士法人UNIBESTの久保田司法書士より家族信託の分割事例のご講義をいただきます。そこで、今回は、その予習として信託の分割の概略をご説明したいと思います。

1 信託の分割・併合の定義

「信託の分割」とは、「吸収信託分割」と「新規信託分割」の双方を含む概念であり、「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいいます（信託法2条11項）。信託の分割は、広義には信託の変更に該当すると考えられるので、信託の変更の方法に関する信託法149条に準じた規定が設けられています。しかし、信託財産に関する管理処分権を有する受託者の関与なく信託財産が変わってしまうのは適当ではないので、受託者の関与なく信託の変更を許している149条3項に準じた規定はありません。

2 信託の分割の方法

信託の分割の原則的な方法は、委託者、受託者および受益者の合意です（信託法155条1項、同159条1項）。しかし、より柔軟な信託の分割・併合を可能とするため、変更内容が関係当事者のうちの特定の者の利益を害しないことが明らかである場合には、その者の関与なくして可能なものとされています。

(1)委託者の意思である信託の目的に反しないことが明らかであるときには、委託者との合意は不要とされ、受託者と受益者の合意によって実現できます（各条2項1号）。

(2)信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるときは、委託者・受益者との合意は不要とされ、受託者のみの書面等による意思表示によって実現できます（各条2項2号）。

(3)なお、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによります（各条3項）。したがって、信託行為の別段の定めによって、上記(1)・(2)の方法に加えて、あるいは、上記(1)又は(2)の方法を排除して、異なる方法を採用することもできます。例えば、新規信託分割の方法に関し、指図権者の指図に基づき、受託者のみによる新規信託分割の実現も可能です。

3 信託の分割の利用例

吸収信託分割では、例えば、ある年金信託を分割して他の年金信託と併合するための利用が想定できます。新規信託分割では、自益信託の新規信託分割の後に受益者を変更するスキームで暦年贈与を実現することが可能であり、某信託銀行の信託商品で利用されています。すなわち、まず、多額の金銭を信託財産とする自益信託を開設し、別段の定めに基づく新規信託分割で信託財産100万円の信託を作り、さらに、その信託の受益者を別段の定めに基づき変更するスキームです。研修でどのような事例が紹介されるのか、とても楽しみです。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

オレの目の黒いうちは、オレがやる！ を民事信託で叶える方法はあるのか？

認知症対策の民事信託関係業務、特に会社やアパートの経営といった事業に関する案件を見ておられますと、ときどき遭遇する相談があります。委託者となるご本人は、認知症対策の重要性はわかっており、今すぐ信託をすることに対して理解はある。ただ、信託後も、実際に認知症になるまでは、事業を受託者に完全に任せるのではなく、自分も（ある程度は）関与していきたい、というものです。このような思いにはどのような方法でこたえることができるのでしょうか？検討してみます。

<最初に思い浮かぶのは指図権者>

まずパッと思い浮かぶのは指図権者でしょう。指図権者とは、受託者に対し、その働きに指図を出す人です。委託者（兼受益者）であるご本人を指図権者としておけば、認知症になるまでは事業に関与することができます。

指図権者については信託法に定めがなく、商事信託を所管する信託業法に定めがあるのみです。民事信託では、法律上の立ち位置があいまいなものであり、信託行為の中でしっかりと規定する必要があります。法律上、責任条項がないうえ、指図権者の責任等に関する判例もいまだないことから、争いになった場合に様々な困難が生じることが考えられます。このことから、多用することは控えるべきであるとの意見もあります（日本加除出版「家族信託契約」遠藤英嗣著）。

<指図権者の定めの問題点>

上記リスクをカバーしたうえで、委託者を指図権者にしておけば万々歳、というわけにはいきません。委託者が認知症になるリスクに備える信託ですから、委託者を指図権者にするには根本的なリスクがあるわけです。よって、委託者が認知症になった場合には指図権者の定めはその効力を失うことを信託行為の中に入れておく必要があるでしょう。

ところが、これがなかなか難しいのです。「認知症になったときは指図権者の定めが失効」というの

は、指図権者のために条件（法律上は解除条件と言います。）がついているということです。条件をつける場合は、どうなったら条件が成就するのか、客観的にわかるような定め方しておく必要があります。この点、認知症による判断能力の低下は軽度から重度までグラデーションがあり、どの時点で「認知症になった」と言えるのかを明確にするのはなかなか難しいものがあります。

一例としては、「後見開始の審判が確定したとき」というものも考えられます。これなら明確ではありますが、認知症対策の民事信託は、後見制度の利用を回避したいがためのものも多い現状、この定め方では本末転倒になりかねないことも多いのです。

<受益者代理人をつけて、受託者と協議させる方法はどうでしょうか>

例えば、受益者代理人をつけることとし、指図権者である委託者の判断能力の状態を見て、「受託者と受益者代理人が書面で合意したとき」に指図権者の定めが失効するという定めはいかがでしょうか？受託者単独で判断できるようにすると、受託者の恣意的な判断が可能になってしまいます。そこで、受益者の利益最大化がお仕事である受益者代理人を置いて、その判断に関与させます。これを書面で合意させることで、条件成就時点を明確にできます。なお、受益者代理人がついていても、委託者兼受益者であるご本人は、判断能力があるうちは、指図権者としての権利行使、及び信託行為の定めに従っての受益者としての権利行使は可能です。

この方法によっても、例えば、まだご本人の判断能力が衰え切ったと言えないうちに、受託者と受益者代理人とで指図権を排斥してしまう可能性はあるにはあります。どんな信託も本当に完璧な条項を作るのは難しく、むしろ本当の完璧を目指してはキリがなくなってしまうので、あとはご本人がどこまでリスクを許容できるか、というところになってくるかと思います。

（司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事）

民事信託の実質的支配者は誰か

1. 実質的支配者リスト制度

法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点からは実質的支配者の情報が必要です。しかし現行の法人の登記情報ではその代表者名は分かれますが、実質的支配者が誰かについては公示されていません。そこで、法務省は、次に述べる FATF の対日勧告に基づき、本年1月末から株式会社について「実質的支配者リスト制度」の運用を開始しました。今後株式会社が金融機関から融資等を受けるために実質的支配者の情報を求められた場合は、登記所から実質的支配者リストの写しの交付を受けて、これを金融機関に提出することができることになりました。なお、NPO 法人や民事信託に「実質的支配者リスト制度」はありません。

2. FATF の第4次対日審査結果

(1) マネロン・資金供与対策

FATF (Financial Action Task Force) はマネーロンダリング対策やテロ資金対策の為に G7 諸国を含む 35 か国と EC 等の地域機関が加盟している政府機関であり、「金融活動作業部会」と訳されています。昨年8月に FATF が日本に対する第4次のマネーロンダリング・テロ資金対策の審査結果を公表し、日本が先進国の中で低評価になったので、政府は同対策を改善し今後のフォローアップ審査をクリアするために、同公表と同時に警察庁、財務省、金融庁、法務省等の関係省庁の緊密な連携を確保するために「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、またマネロン・テロ資金の供与・拡散防止の金融対策に関する「行動計画」を公表しました。この会議は関係省庁の職員をもって構成する分科会を開催することができ、行動計画では関係省庁が実施主体になりました。

(2) 対日審査結果の報告書の指摘

報告書の第7章 37~39 は、「日本は法人及び法的取極め(信託等)の悪用に係るリスクについての理解がない法執行機関は捜査に役立つ基本情報や実質的支配者情報の情報源について理解が不足している。政府は金融機関、暗号資産交換業者、及び大半の指定非金融業者及び職業専門家に実質的支配者情報の

収集と検証を求め、また公証人に新しく設立される会社の実質的支配者情報をチェックするよう求めているが、そのための措置がまだ実施されていない。また会社が基本情報の提供を怠った場合の罰則は適用されていない。」と厳しく指摘しています。

(3) 法人、信託の悪用防止のための行動計画 (行動計画の4)

① 実質的支配者情報の透明性向上

全ての特定事業者が、期限を設定して、既存顧客の実質的支配者情報を確認するなど、実質的支配者に関する情報源を強化する。商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を開始する。(この制度は今般「実質的支配者リスト制度」として運用を開始しました。)

② 民事信託・外国信託に関する実質的支配者情報の利用・正確性確保

信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託に関する実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施する。

③ 法人・信託に関するガイダンス作成

都道府県警や国税庁等の法執行機関向けに、法人及び信託の実質的支配者情報に適時にアクセスするためのガイダンスを作成する。

④ 特定非金融業者及び職業専門家の顧客管理の実施

全ての特定非金融業者及び職業専門家を実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務の対象とすることを検討し、所要の措置を講じる。

3. 金融機関等特定業者の対応強化

金融庁は金融機関に対し「マネーロンダリング対策やテロ資金対策に関するガイドライン」で求めている態勢整備を要請しました。

4. 職業専門家の顧客管理義務

民事信託には登記制度がないので、法務省は、その支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するために職業専門家に対して実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務を課す措置を講じることを検討していると思われるので、今後注視していきたいと思えます。

(高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事)

受託者の権限とその制限、信託関係人の制度

1 1月25日の岩白理事の本ニューズレターでは、委託者が信託後に信託財産管理に関与をのこす方法として、指図権者や受益者代理人の活用を紹介されました。

ご紹介の内容は、信託財産の管理処分権限に基づき受託者が行う意思決定について、他者がそれを制限したり、決定内容に影響を及ぼすにはどのような方策があるのか、ということができそうですが、その前提として、受託者の持つ信託財産の管理処分権限や、それを制限し、あるいは受託者に対して監督等を行う信託関係人の制度が、信託法においてどのように構成されているかを振り返ってみることも有益と思います。

2 出発点 受託者の権限は広い

委託者は、信託目的を定めて受託者に信託財産を移転し、その管理処分を委ねる訳ですが、受託者は信託財産の所有者となりますので、信託財産について「所有者として」管理処分権限を有することになります。

むろん信託には信託目的があり、受託者はそれに従って受益者のために管理処分しなければなりませんので、受託者が何らの制約なく自由に管理処分できるというものではありません。信託法も26条で、受託者は「信託財産の管理処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限」を有すると規定しています。

しかし、この権限の範囲による法律効果は、信託法においては、信託財産責任負担債務の範囲を示す21条1項の5~7号に関連し、また、受益者による受託者の権限違反行為の取消しについての27条に関連する形になっていますが、これらの規定が示すとおり、信託財産が受託者の行為の結果生じた債務の責任財産となるか（債権者や他の債権者という外部の関係での問題）、や、受益者による当該行為の取消しという形での規定がされ、そこに第三者の善意悪意も関連しての複雑な規定がおかれ、この解釈は極めて難解なことになっています。

ところが信託法を離れるとどうでしょうか。不動産登記では、例えば信託契約上受託者に不動産の処分権を認めないこととしていても、受託者が信託財産である不動産を他に譲渡し、移転登記を申請してもそれは登記官において阻止されません。あくまでも完全所有者として扱われます。その処分行為に信託監督人や受益者代理人、信託法上規定されない指図権者や同意者の同意等を条件としていても、それらの同意の有無は登記手続上はチェックされません。

このように、①受託者の権限は信託契約上制限はできて

も対外的には無制限として扱われる、②権限違反については行為の効果が及ぶかの法的係争や、受益者等による取消しとして事後的に争うしかない、というのが信託法の制度の基本的仕組みです。

3 信託関係人の機能

信託法は、信託管理人、信託監督人、受益者代理人の信託関係人の制度を定め、また、旧信託法の時代から実務上活用されてきた指図権者という制度もあります。信託管理人は受益者が不在の場合でするので省略しますと、まず信託監督人は、信託に関する一般的な監督権を持っているのではなく、131条により、受益者の権利のうち制限できないものである92条各号の監督権を持つものです。受託者の権限行使をコントロールするのに信託監督人をただ置くだけでは足りません。実務上受託者が不動産売却など一定の行為をするのに信託監督人の同意を要するなどの仕組みを置くこともあります。同意がなく移転登記された場合に却下されるものでないことは前述のとおりであり、その効果の限界に注意が必要です。

受益者代理人は、元来は受益者が多数になる場合に権限の統一的行使を可能にし受益者による監督を代行して実効あらしめるためのものです。また多数の受益債権の行使を統一的にするなどの効果が期待された制度設計になっており、反面受益者の権限が92条の権利を除き制限されそれは受益債権の行使にも及びます。最近の家族間の信託での受益者代理人の活用は一種の転用というべきで、有益な工夫ですが、反面受益者の権利を制約しすぎでないか、注意が必要です。

指図権者は信託法上には規定がありませんが、旧信託法の時代から、投資判断などの専門知識を補充する場合と、委託者に実質的判断権を残す場合に活用されてきました。委託者や受益者の意思を受託者の信託財産の管理処分反映するには素直に直接的なものと言えますが、指図権者の指図に違反した行為について事前に阻止できる仕組みがないことと、指図権者自身が信託監督人や受益者代理人のように取消権等の是正権を持つものでないことに限界があります。

4 とはいうものの、法的強制力がなくとも、信託関係者間での事実上のコントロールは無意味ではなく、家族の信託などではこれらの活用を工夫すべき意味は十分あります。信託組成に関わる専門家は、これらの仕組みの有用性とともにその限界も十分に関係者に説明すべきでしょう。（弁護士伊東大祐・当機構理事・専門家協議会副会長）

受託者の解任について

今回のレターでは、受託者の解任について書かせていただきます。最近、受託者を変更したいという相談を自益信託の委託者兼受益者から複数件受けました。いずれも、信託契約書（いずれも公正証書ではないもの）を確認すると、受託者の解任を制限する条項が存在していました。はたして、このような制限条項は、適正なものなのでしょうか？

1 受託者の解任事由

信託法には、受託者の変更という概念はありません。信託法では、旧受託者の任務の終了と新受託者の就任とが規定されており、終了+就任=変更ということになります。

受託者の任務の終了事由は、信託法56条1項に列挙されており、同条同項6号に「第58条の規定による受託者の解任」が挙げられています。そして、信託法58条は、1項で「委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。」と規定しています。合意という文言になっていますが、委託者=受益者の自益信託においては、委託者=受益者の単独の意思表示によって、いつでも受託者を解任できる、という意味になります。

ところで、信託法は同時に、58条3項で「前2項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによる。」と規定しています。すなわち、委託者及び受益者の合意による受託者の解任を制限する別段の定めが許容されています。

2 受託者の解任を制限する条項

実際に、筆者が相談を受けた信託契約では、①ある民事信託契約では、受託者の義務の不履行又は重大な契約違反が条件として加重されていました。しかしながら、受託者の義務の不履行又は重大な契約違反を立証することは、簡単なことではありません。また、②別の民事信託契約では、受託者の承諾が条件として加重されていました。

3 考察

例えば、受益者の浪費抑制を目的とする他益信託であれば、受益者の意思に基づく受託者の解任を制限することは合理的です。しかし、自益信託において利益を享受する者は、委託者=受益者だけです。受託者は、受益者のために信託財産の管理又は処分等をする者なので、信託の利益を享受することはできません（信託法8条）。だとすれば、委託者=受益者の自益信託には、理由のない委託者=受益者の意思に基づく受託者の解任が許されるべきだと思われます。

従って、少なくとも現実には、受託者において、委託者=受益者に不信感を惹起される事情が認められる事案では、信託契約の一部無効、すなわち、受託者の解任事由を制限する条項の無効が認められても良いように思われます。

実際、信託の倒産隔離機能を強調した、受託者の委託者に対する詐欺的な信託組成が疑われる事例もあります。今後の訴訟では、このような事例で、信託契約の一部無効が認める判決もでるのではないかと考えています。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

認知症による預金口座の凍結を防ぐ信託（信託銀行の商品）

銀行預金は、預金者本人の意思確認ができなければ引き出すことができません。預金者本人が認知症になり意思確認できない状況になると、預金の引き出しや振り込み手続きが難しくなります。そうすると、高齢な預金者の家族が、生活費や介護費用を立て替える必要も生じ、家族の負担は大きくなります。

この「預金口座の凍結問題」の対策の1つに民事信託の利用があり、その取り組みは今後増えていくことが考えられます。

また、民事信託ではなく、信託銀行の信託商品を利用するという選択もあると思います。そこで今回は、信託銀行の商品について紹介してみたいと思います。

複数の信託商品を比較して検討したいところですが、紙面の関係から、このニューズレターでは、三菱UFJ信託銀行（以下、同行といいます。）の「つかえて安心」の信託商品を取り上げてみます。筆者がこの商品を取り上げた理由は、他の信託銀行でも同様な商品があるものの、スマートフォンのアプリを利用することができ、親と遠く離れて住む子供たちでも、便利に利用することもできると思い、筆者の独断で取り上げるもので、それ以上に他意のないことを申し上げておきます。また、以下の内容は、筆者がこの商品の利用を検討するとき気になる点について取り上げています。商品の詳細な内容は、同行のHP

(https://www.tr.mufg.jp/shisan/tsukaeteanshin_02.html?id=tokucho) や商品を説明する資料等を読者が直接ご確認いただけるようお願いいたします。

●信託目的

HP 記載の商品説明資料によると、この信託商品の信託目的は以下の通りです。

「委託者または委託者の未成年後見人、任意後見人もしくは成年後見人が、同行が別に定める代理出金機能付信託アプリ利用規定に従い、委託者、受益者代理人、後見人またはこの信託に係る権利について代理権を付与された保佐人、補助人（以下、後見人等といいます。）からの申し出を受けて同行において払い出した金銭の入出金履歴の作成を行うとともに、委託者、受益者代理人、後見人等または委託者の推定相続人が指定した親族等に入出金履歴の閲覧を認めることにより、委託者の財産管理を円滑かつ継続的に透明性のある方法により実施できるようにする目的で信託された金銭を管理する」

●信託目的からわかる信託商品の内容

上記の信託目的から、預金者の判断能力の低下に対応する信託商品として、多方面から使い勝手について検討した商品であると筆者は感じています。以下にそのポイントを挙げます。

ポイント①：この信託商品の契約者は委託者本人だが、委託者本人が任意後見の被後見人、法定後見の被後見人でも利用できる商品であること。

ポイント②：代理権を付与された、受益者代理人、後見人等が、同行に預金引き出し手続きをすることができる。

ポイント③：代理出金機能付信託アプリがあり、代理権を付与された人がアプリを使って預金引き出しの手続きができる。

ポイント④：同行が入出金履歴を作成し、その履歴を委託者、受益者代理人、後見人等または推定相続人が指定した親族まで見ることができる。

●民事信託と比べてみると

民事信託で利用する信託口座では、信託財産の入出金は受託者が行います。受託者は、入出金履歴の記録いわゆる信託帳簿を作成し、信託の計算期間終了時に、受益者（委託者）に信託財産の状況を報告します。この手続きは受託者が果たす義務がある信託事務であり、必ず受託者がおこなわなければなりません。

一方、この「つかえて安心」を利用すると、受託者の信託銀行が信託帳簿の作成、信託財産の状況報告を行います。さらにそれは受益者以外の親族等もアプリ上で確認することができ、大変便利な信託です。

民事信託では、受託者による帳簿等の作成等、報告及び保存の義務の履行が大きな課題です。しかし、信託銀行の信託商品を利用すれば、委託者の財産管理状況を透明性のある方法により確認することができ、利用者にとって便利です。任意後見を利用する場合においても、この信託商品を利用すると、任意後見人が代理する被後見人の預金口座の手続きの履歴が明確に記録され、任意後見監督人も任意後見人の事務を確認しやすくなります。とても便利で機能的な信託商品と筆者は感じています。

●民事信託をサポートするアプリもある

民事信託においても、受託者の信託事務の負荷の軽減等を目指して、信託財産の入出金履歴や残高状況をアプリで確認できるよう、その機能を提供するサービスも開始されているようです。

将来において、信託口座を提供する金融機関が、このようなサービスを提供する

会社のシステムと連携（API 連携）し口座情報を提供すれば、民事信託においてもとても便利な機能になり、是非、このようなサービス展開に期待したいと思います。

しかし、金融機関が信託銀行の信託代理店となり、信託商品を代理又は媒介することで収益を上げることを優先すると、API 連携に魅力を感じず応じないこともあると筆者は感じています。今後、どのような展開となるか、注目したいと思っています。

●信託報酬

「つかえて安心」は、信託設定時、信託財産への追加入金時に、同行に報酬を支払う必要があります。報酬率は、信託元本額に対して、5000 万円以下の部分は、1.65%（消費税込み）、5000 万円超の部分は、1.1%（消費税込み）となっています。さらに、月額管理料として 528 円（消費税込み）の管理料がかかります（月額管理料は信託財産額にかかわらず）。

1000 万円を信託しようとするれば、16 万 5000 円の信託報酬の支払いが必要になります。信託元本額が多額になると、報酬率が乗じられ高額になりますが、数千万円程度の信託元本額であれば、信託商品の機能と利便性から民事信託ではなく、信託銀行の商品を利用する人もいるだろうと、筆者は考えています。

●専門家は比較して提示することも必要

今後は、民事信託に対応する専門家は、依頼者に対して、民事信託を利用するのか、それとも信託銀行の信託商品を利用するのかについて比較して提案する必要も生じると思います。

依頼者とその家族にとってどの仕組みがよいか、その選択肢を提示することは、専門家に必要な業務でもあると考えます。

（石脇俊司 民事信託活用支援機構理事）

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's
News

2022.04.10

専門家協議会 会員 ニューズレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL: 03-3524-7258 FAX: 03-5259-8024
<http://www.shintaku-shien.jp/>

高齢&低成長日本における社会課題に

民事信託で挑戦！？

～認知症対策をしながら、じっくり運用で資産成長とゆとりある生活を目指す～

私も当機構の理事の末席を汚しておりますので、民事信託をいかに活用するか、日々考えております。

現代日本は高齢社会を迎え、様々な課題が声高に叫ばれていますが、その中で、私は今、老後生活資金の不安、高齢者の膨大な預金が市場に出回らない問題、認知症による資産凍結、にフォーカスした民事信託の活用を考えております。

数年前、老後生活資金 2000 万円不足問題が話題になりましたが、老後生活資金が心配なら、資産運用して増やせばいい。年金制度への信頼が揺らぐ一方の現在、資産運用は政府も推奨しています。

また、高齢者の膨大な預金が市場に出回らないことも問題となっております。2015 年の厚労省の試算では、2025 年（もうすぐ！）には、65 歳以上の 3 人に 1 人が認知症またはその予備群となる可能性が指摘されており、膨大な預金が市場に出回らないどころか凍結してしまうことも危惧されます。資産運用が広まれば、この問題にもアプローチできます。

例えば、500 万円を、年 5% 複利を目指し、投資信託で 10 年長期分散運用（年 5% というのは決してハイリスク・ハイリターンではなく、堅実な運用目安に分類されるでしょう。）したとしましょう。単純計算ですが、税金を考慮しても資産は約 240 万円増える計算になります。

メリットは理解しても、（特に高齢になってくると）考えることや手続が面倒という声も多く聞きます。また、認知症になってしまった場合、預金であれば、代理人による引き出しを認めるなど金融機関が手を打ち始めていますが、証券だとまだまだ凍結リスクが高いようです（ちなみに、認知症になっても家族が預金を引き出せる制度は、ほとんどが本人の生活費や療養看護費に限られ、柔軟な運用に使用するのは難しいようです。）。

では、民事信託を使って何とかできないか？

ここ最近、有価証券の民事信託口座に対応してくれる証券会社が少しずつ増えてきました。ネット検索のレベルでは期待薄に見えても、電話で正式に問い合わせると対応しているとの回答が得られ、私の事務所までわざわざ説明に来てくれる証券会社も出てきています。

そこで、民事信託で親が子に資金を託し、子が有価証券で運用する方法をとるとどうでしょう。親は面倒な部分を子に任せ、子の運用で資産を増やすことができます。同時に、認知症による資産凍結対策にもなります。また、特に投資信託は長期で持つほど複利効果が大きくなるころ、親子二代に渡る時間を味方につけた理想的な運用ができ、子にとっても、将来の相続財産が増えるメリットがあると言えるでしょう。

この取り組みは、民事信託の知見に加え、資産運用の知見も必要で、私だけで考えるのは難しく、現在、FP（IFA）の方々にも協力を仰いでいます。

もちろん、以前から一部証券会社境界では、証券の民事信託の取組みはあったものの、証券の信託口座に対応する証券会社が少なかったこと、（堅実な）資産運用と民事信託両方の知見をもった専門家が少なかったことから、少なくとも私の周りの専門家では、このような取組みの話はほとんど聞きません。これまでの民事信託は、認知症による資産凍結のリスクヘッジがメインであり、言い換えればここ止まりだったのです。しかし、同じ認知症に対する財産管理制度である後見と比べても、投資による資産運用が柔軟にできうるのが民事信託です。できれば、専門家として、そのメリットをしっかりと活かす方法を考え、社会に提供していきたいところです。

とはいえ、投資である限りリスクはゼロにはなりませんし、信託契約の内容もこれまでとは違った視点から吟味しなければなりません。例えば、委託者が望む運用方針をどのように契約書の中に反映させるか？この信託は、ともすれば受託者の暴走が起きやすいパターンと思われれます。受託者がハイリス

ク・ハイリターンの証券に投資し、失敗して資産が大きく減るといふことも大いに考えられます。そして、そのような運用方針は、多くの場合、委託者兼受益者の意思に反すると思われまふ。

民事信託の専門家による委託者兼受益者の希望をはっきりと盛り込んだ契約締結のサポート、資産運用のプロによるしっかりとしたリスク説明と投資指導。この2つが鍵になるんだらうなと考へておりますし、この2つが揃えば、日本が抱える社会課題に大きな一石を投じる取り組みになる可能性を秘めている気もしています。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)

民事信託の実質的支配者は誰か（2）

1. マネーロンダリング対策やテロ資金対策

本年2月10日のニュースレター126号で、G7諸国を含む35か国とEC等の地域機関が加盟している政府機関「金融活動作業部会」(FATF)がマネーロンダリング対策やテロ資金対策に関する第4次対日審査を行い、昨年8月にその審査結果が公表されたこと、政府がFATFの要請に応え、マネロン・資金供与対策を強化の「行動計画」を策定したことを紹介しました。FATFが「日本は法人及び法的取極め(信託等)の悪用に係るリスクについての理解がない。法執行機関は捜査に役立つ基本情報や実質的支配者情報の情報源について理解が不足している。」と厳しく指摘しました。法人や信託は隠れ蓑として使われる危険性があるからです。法人の代表者は株主とは限りません。信託の受託者は原則受益者ではありません。政府は行動計画の実施のため、本年1月から法人の実質的支配者情報の取得のために登記所による「実質的支配者リスト制度」を実施しました。しかし、法的取極め(信託等)には登記制度がないので、実質的支配者情報の取得方法が課題です。この問題は、民事信託活用支援機構の5月の専門研修で取り上げます。

2. ロシア連邦等に対する経済制裁等の実施

政府は、ロシア連邦によるウクライナ共和国への軍事侵攻の平和解決のための国際協力として、本年2月以降ロシア連邦等に対して経済制裁等を行いました。この制裁は段階的に強化され、4月12日までに11回の新たな制裁措置の公表がありました。金融分野の制裁は支払い規制及び資本取引規制です。これまでに多数のロシア連邦及びベラルーシ共和国等の関係者、その金融機関、企業等の団体が規制対象として指定されました。このウクライナ侵攻は遠い海外のことであり、国内の民事信託に係る専門家には関係がないことのように感じますが、この経済制裁の実施には国際協調が求められるので、無関係ではありません。財務省は金融機関に対して外為法に基づき金融取引時の本人確認手続きの徹底を要請しました。

金融取引には暗号資産の取引も含み、本人確認には信託の実質的支配者の確認も含まれます。

3. 信託の悪用防止のための「行動計画」

政府のマネロン・テロ資金の供与・拡散防止の金融対策の行動計画では、民事信託の透明性を確保するために次のような方策を検討し実施することになっています。

- ① 信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託に関する実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施する。
- ② 全ての特定非金融業者及び職業専門家を実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務の対象とすることを検討し、所要の措置を講じる。

4. 信託の先進国英米の動向

- ① 英国では金融機関はその顧客について会社と同様に信託についても実質所有者を特定し、その本人確認を行います。実質所有者とは顧客を所有または支配する個人、又は取引の利益を受ける者を言います。信託又は会社サービス提供者が仲介をしている法人又は個人、登記上の事務所、営業所 郵便物受け取り住所を提供している会社、信託の受託者又は受益者は実質所有者とみなされます。なお、信託又は会社サービス提供者はマネロン及びテロ資金供与対策の法令を遵守し、英国歳入税関庁等に登録を要します。
- ② 米国では、銀行等の金融機関はリスクベースのマネロン法令順守計画を立て、顧客管理を行わなければならない。法人顧客については実質所有者の確認が必要ですが、信託についての特別な規定はありません。

5. 民事信託の実質的支配者と職業専門家

法務省は、今年中に民事信託の実質的支配者情報を利用可能としその正確性を確保するための方策、及び職業専門家に実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務を課す措置を講じる計画を立てています。今後どのような措置が出るのか目が離せません。

(民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦)

最近の相続法制等の改正～所有者不明土地問題に関連して

1 相続法制については、平成30年の民法相続法編の大改正により、配偶者居住権制度の創設・自筆証書遺言の要件緩和と預かり制度の創設・遺留分減殺請求権の金銭債権化・遺留分の算定方法の見直し・相続による遺産取得への対抗要件主義の導入及び遺言の絶対的効力の見直し等の、非常に重要な改正が行われました。

実務上大きな影響があると思われる対抗要件主義化や遺言の全体的効力の見直しなどについては、当機構においてもその重要性を指摘してきたところです。

また、配偶者居住権制度の創設は、立法意図であった配偶者の居住利益の保護という点を超えて、一種の節税効果が期待できるという点での活用が進められ、予想外の普及が見られているところです。

自筆証書遺言の預かり制度についても、その本体より、法律には規定されていない死亡時通知が、その制度の実効性を担保するために整備され、公正証書遺言を超えた実務上の活用可能性が指摘されてきたところです。

2 さて、その後この法改正の実務運用が定着しつつある状況下で、新たに「所有者不明土地」問題に関連した法改正が行われ、民事実体法としても非常に重要な法改正が行われました。

「所有者不明土地」問題とは、相続等で所有権の帰属に変更があった場合にも、従前は相続登記等を義務づける法制度がなかったことから、被相続人の名義のまま放置され、その後何回も相続が繰り返され、現在の所有者が判明しないことにより、当該土地の有効な活用等が阻害され、また、管理の適切を欠いた土地が近隣に悪影響を及ぼすなどの問題です。

もとより、土地の適切な管理と運用は、その所有権を有する者において行われるべきところ、長期に低迷する経済状況のもと、所有者においても土地の有効活用へのインセンティブが低下し、また、遺産分割等の権利承継の確定もそれを行うべき関係者の自治に任せられ、ある程度有効活用の余地のある土地についても、その確定プロセスの心理的・経済的負担などから忌避され、結果として権利関係を確定しないままとなっている事例が、ことに昨今多く見受けられることとなったところです。

また、高齢化に伴い、遺産分割等の手続自体が、関係者の意思能力の喪失等で困難となる事例も増えてきました。

そこで、政府においては、平成27年4月に国交省に検討会を設置し、必要な法整備について検討を重ね、平成30年にはまず民事実体法以外の部分について、所有者不明

土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を制定して、公的な利用の円滑化、所有者の探索の合理化、地方公共団体の長等による財産管理人選任請求制度の創設などをまず行いました。

3 次に令和3年4月、民事基本法制自体についても見直しが行われました。「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の制定がそれです。

この法改正等は、所有者不明土地問題への対処を目的とするものですが、それにとどまらない民法の基本制度等の改正を内容とする非常に重要なものとなっています。

第1に、令和5年4月1日に施行される、土地利用の円滑化に関する一例の民法改正です。財産管理制度について、所有者不明土地管理制度・管理不全土地管理制度等の新たな制度が創設されました。また、共有者不明の共有地の利用の円滑化について、裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度等が創設されます。実務的に重要と思われるのは、相続開始から10年を経過したときは、個別案件ごとに異なる具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みが創設されます。また、相隣関係についての法改正もされ、ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態にも対応できる仕組みが設けられます。

第2に、令和5年4月27日に施行される、相続土地国庫帰属法です。これは、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設するもので、地価の低い地方等での「負遺産」問題の解消が期待されるものです。

第3に、令和6年4月1日に施行される、不動産登記法の改正です。相続人等に3年以内の相続登記の申請を義務づけるとともに、各種支援措置が設けられます。また、登記官の職権による死亡等の事実の登記簿上への表示が行われることとなります。

以上のとおり、特に今回の一連の民法・不動産登記法の改正及び相続土地国庫帰属法の制定は、必ずしも所有者不明土地問題にかかわらない相続法制や相隣関係法の改正も含む、重要な改正となっていることに注意が必要です。(弁護士伊東大祐・当機構理事・専門家協議会副会長)

相続税に関する令和4年4月19日最高裁判決

今回取り上げるのは、相続税に関する令和4年4月19日最高裁判決です。この判決はマスコミなどでも大きく取り上げられたため、ご存じの方も多いかもかもしれません。

この判決は信託の事案ではないものの、民事信託にかかわる専門家としてしっかりと認識をしておく必要があるものと思われまますので今回取り上げさせていただきます。

なお、本稿では、事案については概要を紹介するに留めますが、この事案の詳細については、今回の最高裁判決の第一審である令和元年8月27日東京地裁判決、同控訴審である令和2年6月24日東京高裁判決に関して、多くの評釈等が出ておりますので、興味のある方はそちらを参照してください。

1 事案の概要

この事案は、相続財産である不動産の一部について、財産評価基本通達（以下、「評価通達」という）の定める方法によって相続税の申告をしたところ、所轄の税務署長から、当該不動産の価格は評価通達によって評価することが著しく不相当であって、別途実施の鑑定による評価額をもって評価すべきであるとして、この鑑定評価額をもととしてなされた更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分について、当該処分を受けた者がその取消を求めたというものです。ざっくり言うと、評価通達に基づいて0円で申告された相続税の申告について本来は2億4049万8600円が正しいとしてなされた更正処分、賦課決定処分の取消しを求めたものです。

本件における主な事柄を時系列に記載すると次のようになります。なお、本件において問題となる不動産を「本件甲不動産」「本件乙不動産」と、両者をあわせて「本件各不動産」と表記します。

・平成21年1月30日

被相続人が信託銀行から6億3000万円を借り入れて、同日付で本件甲不動産を8億3700万円で取得。

・平成21年12月25日

被相続人が信託銀行から3億7800万円を借り入れて、その他に調達した資金とあわせて本件乙不動産を5億5000万円で購入。

・平成24年6月17日

被相続人死亡（享年94歳）

⇒遺言に基づいて上告人らのうちの1名が、今回評価が問題となる本件各不動産を取得。

※本件において、甲不動産、乙不動産の購入及びそれに伴う借入を行っていないければ、本件相続にかかる相続税の課税価格の合計額は6億円を超えていた。

・平成25年3月7日

本件各不動産を承継した上記の者が不動産のうち、本件乙不動産を5億1500万円で第三者に売却。

・平成25年3月11日

所轄税務署長に対し、評価通達に基づき算定された不動産価額をもとに申告。申告書において算出された課税価格の合計額は2826万1000円とされ、基礎控除の結果として相続税の総額は0円で申告。なお、申告時には、本件甲不動産を2億0004万1474円、本件乙不動産を1億3366万4767円で評価。

・平成28年3月10日

国税庁長官が評価通達6により、評価通達の定める方法によらず他の合理的な方法で評価するよう所轄国税局長に指示。

※評価通達6は評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価する旨を定めている。

・平成28年4月27日

所轄税務署長は、上記の指示に基づいて不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準に基づき算定して鑑定評価額に基づき、本件甲不動産の価額を7億5400万円、本件乙不動産の価額を5億1900万円として、それを前提として更正処分、賦課決定処分を行った（相続税の総額を2億4049万8600円）。

2 最高裁判決の内容

最高裁は、概ね次のように判示をしたうえで上告を棄却しました（正確な判示については、すでに裁判所HPに本判決が掲載されていますのでそちらを参照してください）。

(1) 相続税法22条について

本件の各処分が相続税法22条に違反するのではという主張について、相続税法22条についての考えを示しながら、本件では同条違反はないと判断しました。

(判示の概要)

- ① 相続税法22条は、相続等により取得した財産の価格を当該財産の取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。
- ② 評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。
- ③ 相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、本件各更正処分に係る課税価格に算定された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから、これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法22条に違反するものということとはできない。

(2) 租税法上の一般原則である平等原則について

本件の各処分が租税の原則の一つである平等原則に反するのではという主張について、(1)と同様に最高裁としての考え方を示したうえで本件では同原則違反はないと判断しました。

(判示の概要)

- ① 評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が特定の者の相続財産の価

額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、平等原則に違反するものとして違法である。

- ② 相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。
- ③ 本件では、本件購入・借入がおこなわれていなければ課税価格が6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価すると、課税価額の合計額は2826万1000円にとどまり、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になるというのであるから、上告人らの相続税の負担は著しく軽減される。
- ④ このことについて被相続人及び上告人らはこのことを知り、租税負担軽減を意図して行ったものであることから、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過しがたい不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものということができる。

- ⑤ 本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するということができない。

(3) 結論

本件各更正処分において、所轄税務署長が本件相続に係る相続税の課税価格に算入される本件各不動産の価額を本件各鑑定評価額に基づき評価したことは適法というべきである

4 まとめ

この判決は、世間の注目度も高いものとなっているため、今後、様々な分析や検討がなされていくと思われます。

すでにインターネット上では、「これで相続税対策としての賃貸物件の建築はできなくなった」「いや、今回はやりすぎたからだめだったただけだ」など色々な意見が出ているところです。

この判決の射程がどこまで及ぶのか、また実際の実務においてどのような影響が生じてくるのか、については、相続・資産承継分野にかかわる専門家としてはしっかりとアンテナを張っていくことが必要だと思われます。

(菊永将浩 弁護士 専門家協議会会員)

信託の目的について

民事信託活用支援機構では、本年6月より全4回4講義で民事信託連続講座（基礎）を実施いたします。6月13日：信託法務の基礎、7月12日：信託税務の基礎、9月13日：信託実務の基礎、10月11日：信託登記の基礎となりますが、筆者が信託法務の基礎を担当し、信託法の適用・解釈のポイントを解説させていただきます。そこで、本稿では、そのイントロをしておきたいと思えます。

1 信託の目的

信託法の条文は、300条近くありますが、最も重要な条項は、第2条第1項「この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法により、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきことをいう。」だと思えます。この条項から、信託は、「一定の目的」＝信託目的が定められなくてはならないという解釈が導かれます。

信託を構成する要素として、信託目的、委託者、受託者、受益者、信託財産、および信託行為という6個の要素が挙げられますが、中でも信託目的は、信託の登場人物（委託者・受託者・受益者）、信託の客観的要素（信託財産）、信託を構成する法律行為（信託行為）を統括する最重要の要素だと考えられます。「信託の目的」という語は、信託法上、様々なところで使われていますが、まず、第2条第1項は、信託の成立要件として信託目的が必要であり、信託目的は、受託者の利益を図る目的であってはならないと定めています。

次に、第2条第5項、第26条などで、「信託の目的」は、受託者が信託事務を行う上での指針となり、受託者の権限範囲を画する機能を果たしています。

さらに、第163条第1号などで、「信託の目的」は、信託の存続可能性を判断する際の基準となっています。

2 受託者の利益を図る目的は不可

信託目的は多種多様ですが、第2条第1項に照らし、もっぱら受託者の利益を図る目的でなされる信託は、有効に成立しないと解されています。信託の継続中には、受託者の利益享受が禁止され（第8条）、受託者が受益権の全部を1年間有することが終了事由とされています（第163条第2号）が、信託組成の段階では、信託自体の組成が否定されるのです。

そして、「専らその者の利益を図る目的」の信託であるか否かは、その信託によって、当事者が達成しようとした実質的な経済的効果に照らして判断されるべきであり、いくら第三者が受益者と指定されていても、それが形式的な存在にすぎず、実際には受託者自身が利益を得るという仕組みになっている時は、専ら受託者の利益を図る目的の信託であると考えられます。

この点、自己信託（委託者＝受託者）の受益者を、受託者＋第三者の2名としつつも、第三者の受益権を受託者の扶養義務の範囲に限定するとの契約を見ることがありますが、第三者は実質的な受益者なのか？筆者としては、仮に、扶養義務の履行であるから贈与税の課税はないとみるのであれば、信託組成前から受託者は第三

者に対する扶養義務を負担していたのであり、信託組成の前後で変化はないのだから、第三者の受益権は形式的なものにすぎず、もっぱら受託者の利益を図る目的の信託とみられ、信託は有効に成立しないと考えています。逆に、第三者を実質的な受益者とみて、扶養義務の範囲は第三者への給付を画する基準に過ぎず、第三者への給付は受託者の扶養義務の履行ではないとみるのであれば、贈与税が課税されると考えています。皆様はどう考えられるでしょうか？ご意見をいただければ幸いです。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

不動産小口化商品

東京都心にあるオフィスビル、商業施設、高齢者施設などの不動産への投資を少額で行える不動産小口化商品を取扱う業者がこのところ増えてきています。最低投資金額が500万程度からといったもので、少額といってもそれなりの金額で投資することが必要ですが、不動産を単独で所有することに比べるとはるかに少額で投資が可能なために注目されているようです。

不動産投資のプロでない一般の人が、東京都心にある優良な不動産を見つけ出し投資することはなかなか難しいでしょう。また、不動産は取得した後も管理などに手間がかかります。不動産の小口化商品は、仕組みでこれからの課題をクリアし、手間のかからない不動産投資を実現しています。家賃を原資とした配当も得られるため、資産運用のポートフォリオの一部に組み込まれるようになってきているのかもしれませんが。

不動産小口化商品は、不動産特定共同事業によるものと、信託を利用したものの2種類のタイプがあります。

最近の傾向として、信託による小口化商品が増えてきているようです。

●不動産特定共同事業による小口化商品

不動産特定共同事業とは、複数の投資家からの出資により不動産を取得し、不動産取引から生じる収益又は利益を出資持分に応じて投資家へ分配を行う事業です。

不動産特定共同事業を行うには、原則として国土交通大臣、又は都道府県知事の許可を受ける必要があります。事業者は、1995年に施行された不動産特定共同事業法

に基づき事業を行う必要があります。そのため、一定の許可要件を満たした事業者でなければ不動産取引ができないように規制されています。

不動産特定共同事業法には、「任意組合方式」と「匿名組合方式」とが規定されています。今回は、任意組合方式を取り上げます。

・任意組合方式

任意組合方式は、不動産特定共同事業者が投資家と組合契約を締結して組合を組成します。組合が取得した不動産を一括して賃貸等で運用をし、得た収益を投資家に分配します。

不動産の所有権は、組合員（全投資家、不動産特定共同事業者）が共有することになります。

・事業の終了

任意組合方式の終了について。予定期間内に、不動産を売却して事業を終了することが一般的です。ただし、期間の途中でも不動産特定共同事業者が市況をみながら、任意組合に売却を提案することがあります。事業期間満了時でも市況が悪く、売却のタイミングに適切ではないときには、期限を延長することもあります。

投資家には不動産の換価代金から事業を清算した残りの資金を出資割合に応じて返還します。

●信託による不動産小口化商品

信託を利用した方式では、不動産を購入した者が委託者となり、信託銀行や信託会

社を受託者として不動産管理処分契約を結び開始します（商事信託）。小口化商品の信託は、その仕組みからも民事信託で実現することはできません。

信託契約を締結したときの当初の受益者は委託者です。委託者兼受益者の信託で始まり、その後、当初受益者が有する受益権を投資家に譲渡していきます。信託により現物不動産を受益権化して（信託の転換機能）、その受益権を複数つくり、投資家に譲渡していきます。

受益権の譲渡の際には、不動産小口化商品の受益権はみなし有価証券となるため（金融商品取引法2条2項1号）、第二種金融商品取引業者の関与が必要です（金融商品取引法28条）。

●不動産小口化商品の課税関係

所得税・法人税について、任意組合へ出資する投資家の課税関係は、現時点では個人で不動産を所有する場合と税務の取り扱いは同じです。事業自体に課税せず、当該事業体の構成員に対して課税されます。不動産から生じた損益は共有者である組合員に帰属し、組合には法人税は課税されません。組合員に対して所得税又は法人税が課税されます。

信託の不動産小口化商品では、受益者等課税信託のため、受益者が信託財産である不動産を有しているとみなして、受益者が課税されます。投資家は受益者として、信託財産の収入から信託に係る費用を控除したものが配当されます。投資家が個人の場合には、この配当は不動産所得として課税されます。

任意組合でも信託でも、投資家が他に固有の収益不動産を所有している場合、不動産小口化商品に損失が生じて、その損失はなかったものとされて、損益通算するこ

とができません（租税特別措置法41条の4の2）。

不動産取得にかかる流通税について、信託による不動産小口化商品の投資家は、受益者の登記をするため、不動産1個につき1000円の登録免許税の負担が必要です。また、不動産取得税は課されません。

対して、任意組合方式では、投資家は、法形式上も不動産を共有することになるため、不動産取得税と登録免許税の負担が必要です。

●投資家のメリット・リスク

不動産小口化商品を利用することにより投資家は、少額でも不動産投資が可能となります（本稿では取り上げませんが、REITへの投資も不動産への少額投資は可能です）。希少性の高い物件に少額で投資することができ、少額投資ゆえに他の不動産小口化商品へも投資が可能となり、不動産の分散投資ができます。投資家は、管理や物件の維持といった手間がかからないことのメリットもあります。また、投資後の相続税の評価額は、不動産へ投資したことと同じ取扱いとなるため、投資金額に比べて評価減され、相続対策にも利用できるといったメリットもあるといわれています。

メリットがある反面、価額変動のリスク、不動産特定共同事業者、委託者、受託者の信用状況の変動に関するリスク、税制変更に関するリスクなども存在します。

また、仕組みを作ることと仕組みを維持するための費用は、通常の不動産投資に比べて追加の費用となるため、その分、投資の利回りが下がります。

投資家は、リスクとリターンを総合的に判断し、投資することが必要です。特定のメリットのみに注目した投資により思わぬデメリットを被り不利益が生じることもあるため慎重な判断が必要です。

(石脇俊司 民事信託活用支援機構理事)

「投資信託の民事信託」について考える

ここ1年ほどで次々と証券会社が民事信託の信託口座開設に対応し始め、証券の民事信託がだんだんと取り組みやすいものになってきました。後見制度にはない民事信託の強みである、受託者による柔軟な財産の管理・運用は、現状、主に不動産の分野でその力を発揮しています。しかし、証券の民事信託の登場により、不動産のような大きな財産だけでなく、少額の財産でも民事信託のメリットを活かすことが可能となり、高齢社会における様々な社会課題にアプローチできる大きな可能性を秘めていることは、筆者の本年4月10日付ニューズレターにて指摘、提案したところです。

<投資信託を民事信託するってどういうこと？>

この証券の民事信託についてある金融機関の方とお話していた際に、「投資信託を民事信託するということがいまいちわからない」というお話が出ました。投資信託とは、既に財産を信託しているもので、それをさらに信託するとはどういうことなのか？再信託するということか？そのような疑問を持たれていたようです。

<再信託ではない>

まずハッキリするのは、「再信託」ではない、ということです。再信託とは、信託された財産を受託者が別の人に信託することです。本件が再信託だとすると、民事信託の委託者が受託者に財産を託し、受託者がその財産を投資信託の受託者（信託銀行）に託している格好になります。これは実態を反映していません。あるいは、投資信託の受託者（信託銀行）が民事信託の受託者に財産を託しているのかというと、これも明らかにおかしい話です。

<「投資信託を買う」とは、なにを買うの？>

このややこしい話を整理するのに、こちらの疑問を考えてみるとわかりやすいかと思えます。

投資信託を購入する投資家は、投資信託の仕組みの中では受益者の立場となります。つまり「投資信託を買う」とは、「投資信託の受益権を買う」とい

うことです。であればもうお分かりでしょうが、「投資信託を民事信託する」とは、「投資信託の受益権を民事信託する」という整理になります。

<受益権は信託できるの？>

信託法では信託財産については「財産」としか規定されておらず、譲渡可能で金銭に換えられる積極財産は信託できると考えられています。言うまでもなく、信託受益権はすでにこの要件を満たす財産として一般に流通しています。投資信託の受益権は典型例でしょうし、前回のニューズレターのテーマだった不動産小口化は、信託受益権を購入する仕組みです。

このように、信託受益権も譲渡可能で、金銭に換えられる積極財産（債権）ですから、信託できる「財産」として扱うことができると考えられます。

<なぜ受託者は投資信託を解約できるの？>

さて、ここまで見てきましたが、個人的には、投資信託を民事信託すると、なぜ投資信託の解約請求権が受託者に移るのか、が疑問でした。

例えば、売買で取得した不動産を民事信託した場合、受託者はこの売買契約を解除できません。売買契約の解除権は、委託者の「買主」という「契約上の地位」に紐づくものだからです。

投資信託における受益権の解約請求権はこれとは若干異なるものの、この「契約上の地位」に紐づく権利であり、購入した本人のみが行使できるものでは？と考えたのでこんがらがってきました。

しかし、投資信託の仕組みについてしっかりおさらいすると、この疑問も片付きました。投資信託では、この受益権の解約請求権は、受益権に含まれる権利として整理されていました。すなわち、実際に投資信託を購入した人でなくとも、受益権の現在の名義人が行使できるという建付けになっているのです。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)

受益者連続信託について

1. 資産承継信託の原型

近時認知症対策の信託ばかりが巷間に喧伝されていますが、英米の信託の歴史から考えると、受益者連続信託こそが資産承継信託の原型だと思えます。英米の受益者連続信託では生涯権者と残余権者の2名の受益者があります。生涯権者は現世代であり、生涯にわたって信託資産の利益を享受します。残余権者は次世代であり、生涯権者の死亡後に初めて残余財産をもらうのですが、その時点では彼自身が現世代になるので、彼自身が新たに生涯権者となり利益を享受し、次々世代を新たに残余権者にします。こうして、受益者連続信託は現世代の保護と次世代への資産承継の仕組みとして重要な役割を担ってきました。日本では家産の承継は家長への家督相続という形で行われましたが、家長は事実上の受託者として、その家産を管理しその家族を養い、その次世代にこれを承継させる役割を果たしたと思えます。ここで留意すべきことは、承継すべき資産は現世代がその利益を享受し、その次世代にその承継を約束するものであり、その単なる生前贈与するものではないことです。

2. 贈与税と相続税の一体的課税

日本経済は失われた10年どころか20年たっても停滞し、最近急激な円安に見舞われています。この根本的原因は日本経済の長きにわたる低迷にあると思えます。令和4年度の与党税制改正大綱は、経済の活性化と格差の固定化防止の目的のために、世代間の資産移転に対する贈与税と相続税の一体的課税を検討すると宣言しました。この一体的課税は高齢者世代から若年世代へ生前贈与による資産移転を促して日本経済を活性化すると同時に、富裕層による暦年贈与制度を利用した相続税の節税を抑制し家族間の経済的格差の固定化を防止しようとするものです。これは世代間の資産移転に対して言わばアクセルとブレーキを同時に踏もうとするものですから、その実現性に疑問を感じます。なぜなら、日本経済の現状を見ると、エネルギーや穀物の価格が世界的に上昇し、これを輸入に頼る日本においては、円安もあって、その生活物価が急騰しています。それにも拘わらず高齢者層への公的年金給付が減額される状況に在ります。高齢層は年金以外の収入が少ないので、富裕層以外は資産を生前贈与しその収益を若年層に移転する余裕はありません。この状況を見ている若年層は彼等自身の老後

に不安を覚え、老後に備えて彼らの貯蓄の積み上げを行わざるを得ません。コロナ感染症が蔓延する現在、生活が苦しい者が多くいますが、大企業の従業員は、会社が高収益を上げ政府の賃上げの要請もあって、親の世代から生活費の援助を受ける必要がないので、資産の生前贈与を受けて収入を補填する必要がありません。資産の生前贈与が各世代のニーズに必ずしも適合しない原因は、資産の元本だけでなくその収益も一緒に移転するからです。これに対して受益者連続信託では、生涯権により高年齢層の生活を保障し、残余権により若年層の老後の不安を解消します。この意味では日本の今こそ、受益者連続信託を活用する必要があると思えます。

3. 受益者連続信託の現状

しかし、日本では巷間に受益者連続信託に対する多くの誤解があります。そもそも新信託法制定の前には、民法学者の中に民法で跡継ぎ遺贈が認められないなら、これを認める受益者連続信託は無効であるとの説がありました。また、終戦後の民法改正で導入された遺留分制度こそが民主主義の基盤であり、受益者連続信託は戦前の家督相続を温存し、家父長制度まもる封建的な制度であるとする先生方がいるようです。また、税務当局には跡継ぎ遺贈型受益者連続信託を含め広く受益者連続型信託が租税回避に使われることを危惧して、その利用を抑制するための課税の特例措置を講じています。民事信託の受託者が開設する信託口座についても証券会社は受益者連続信託に対応してくれません。民事信託の実務に於いて専門家は受益者連続信託の利用を必ずしも推進してこなかったように感じます。当機構でも受益者連続信託の利用を考えてはいるのですが、専門研修でみなさんにお話しできる状況には至っておりません。

4. 受益者連続信託の実務研究の必要性

このような現状であっても、我々民事信託を推進する実務家としては、イデオロギー的な言動に惑わされることなく、この受益者連続信託の仕組みのどこに問題があるのか、どのようにしてこれを解決するかについて研究する必要があるのではないかと考えます。この信託の特徴は期間が長く、受益者が不存在、不特定の場合があり、受託者も交代する可能性があることです。そこで、個人的に受益者連続信託の研究会

を立ち上げ議論しようと企画しています。その成果は当機構で発表します。

研究会で取り上げる問題点はこれから議論して決めるのですが、例えば次のようなものが、考えられます。

(1)信託証書の書き方

受益者の生誕、死亡後の特定方法、受益者指定権者、上場株式の信託の議決権行、資産の処分権、後継受託者の選任、信託財産の運用管理、後継受託者、信託監督人等

(2)受益権の定め方

収益か定期金か、元本受益権か残余財産権か帰属権利か。委託者の死亡時に受益権の消滅か相続か

(3)遺留分との関係

後順位の受益権の評価方法等

(3)信託税制

受益者連続型信託の定義、その受益権の譲渡、終身受益権の評価、二重課税の防止、受益者の不存在、不特定の場合、親族の課税の特例、負担付き遺贈との違い等

5. 皆様へのお願い

受益者連続信託に対するご意見、この企画への参加を歓迎します。

(民事信託活用支援機構代表理事高橋倫彦)

不当な影響力が行使された疑いがある場合

1. 高齢の親の意思能力が衰えたとき

高齢の親が、親族等から不当な圧力を受けて、その親族等に特に有利な遺言書を書き、又は既に書いてある遺言書を変更したことが疑われる場合があります。民事信託の証書についても同様の疑いがある場合があります。このような疑いがある場合、不利益な取り扱いを受けた相続人はどうしたら良いでしょうか。以下事例により考えてみましょう。

2. 遺言書が認知症のため無効とされた事例

この事例は遺言無効等確認請求事件です。公正証書遺言でしたが、遺言時に遺言者が高度の認知症に罹患していたとの医師の見解等が証拠採用され、裁判所は遺言能力を欠いていた判断し、遺言書が無効となりました（民法3条の2）。しかし、もし医師の診断記録を入手できなかったとしたら、遺言者の認知症を証明することが難しかったと思われる。亡くなった後ではもはや遺言者を再診断することができません。（東京地裁判平成28年8月25日判決、判例時報平成29年6月11日第2328号62頁）

3. 民事信託が遺留分侵害目的と認定されて無効とされた事例

この事例は民事信託が無効となったことで有名です。この信託は公正証書であり、委託者に意思能力があるとされましたが、外形上は遺留分相当額の受益権を与えつつも、実質的な遺留分価値を奪う方法として信託を利用したと認定し、公序良俗違反として一部無効となりました（民法90条）。無効とされた部分の信託財産は収益を生まない不動産であり、受益権と言っても当初から信託収益の配当を期待できない状況であったからです。無効とされなかった部分の信託財産は収益を生む不動産でしたが、原告の遺留分権利者は受託者に信託収益の分配を直接に請求する権利がなかったため、受益権とは名ばかりでやはり信託収益の配当を期待できない状況でしたから、実質的に遺留分が侵害されていたと言えます。しかし遺留分侵害の救済は改正民法では侵害者に対する侵害額の請求であり、信託を無効にすることはできません。この意味でこの判決に批判があるよう

ですが、この事例の受益権は受益者連続信託の受益権であり、その評価方法が確立していないので、遺留分の侵害額の請求が困難です。そのために公序良俗違反を持ち出して、信託を無効にしたのかと思います。（東京地裁平成30年9月12日判決）（平成27年（ワ）第24934号共有権確認等請求事件）。

4. 民事信託が不当な影響力行使のため無効とされた事例

この事例は米国のミシガン州の民事信託です。母親生前信託を設定し子供たちに財産を残すことにしていましたが、インターネットで知り合った愛人と同居した後アルコール中毒を悪化させ死亡しました。彼女は死の3か月前に、既存の信託を無効にして、新しい信託を設定し、殆どの財産を愛人に与えました。原告である子は、被告の愛人が不当に影響力を行使して新しい信託を設定させたと主張して、この信託の無効を訴えました。裁判で、子供たちは、愛人が敵対的かつ暴力的であったので母親にアクセスできなかった、母親が病気になり要介護状態になったので、財産管理を愛人に任せ、愛人が関与して新しい信託の証書を作成したこと等、事案の背景は証明できましたが、愛人が母親に不当な圧力をかけて自分に有利な新しい信託を設定させたことについては、密室の中のことであるため、これを直接に証明することはできませんでした。しかし、同州の判例法では、受任者が本人の信任を受け、受任取引から利益を得て、本人の判断に影響を与える機会を有する証拠がある場合は、不当な影響力の推定が起きるとされます。この推定があっても証明責任は原告にあります。本事例では愛人が背景について反証を挙げるができなかったためこの信託は無効になりました。（Chartiers v. Wagner No. 344346）（Mich. Ct. App. Dec. 19, 2019）

不当な影響力行使は一種の詐欺又は脅迫です。詐欺又は脅迫により設定された信託契約は取り消して、初めから無かったものとすることができます（民法96条1項）。委託者死亡後もその相続人が取消権を行使して信託を無効にできます。また相続人は詐欺又は脅迫者に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行うことができます（民法709条）。（民事信託活用支援機構代表理事高橋倫彦）

遺言代用型受益者連続信託における遺留分の考察

1 信託と遺留分

信託と遺留分に関しては、遺留分算定の基礎となる財産を信託財産の価額とする信託財産（受託者）説と受益権の価額とする受益権説（受益者）説とが対立しています。この点、遺留分を算定する際の基礎となる「被相続人が相続開始の時に所有していた財産」（民法1043条1項）は受益権であることから、受益権説が有力です。ただし、受益権の時価評価は極めて困難なものであるため、裁判実務において受益権説を実施できるのか？という疑問もあります。なお、東京地裁平成30年9月12日判決は受益権説を採用していますが、遺留分算定の基礎となる財産を信託財産の価額（固定資産評価額）としている点で、信託財産説 VS 受益権説の議論に照らし不整合であるとの指摘があります。本稿では、受益権説を前提に、遺言代用型受益者連続信託における遺留分を考察してみたいと思います。

2 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

後継ぎ遺贈型受益者連続信託において、第二次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのでなく、委託者から直接に受益権を取得するものと法律構成されます（寺本昌弘「逐条解説 新しい信託法」260頁－261頁）。例えば、委託者兼当初受益者がX、当初受益者死亡時の第二次受益者が子であるA、B、及びC、第二次受益者全員についての死亡時の第三次受益者がAの子であるDだとします。少なくとも受益権説においては、委託者兼当初受益者Xの死亡時点（第二次受益者であるA、B、及びCの死亡時点では

ない。）を基準として、第二次受益者は存続期間の不確定な（すなわち、自己の死亡時を終期とする）受益権を、第三次受益者も存続期間の不確定な（すなわち、第二次受益者の死亡時を始期とし自己の死亡時を終期とする）受益権を取得したものと見て、各受益権の価額等について必要な算定がなされるべきものと考えられます。とすれば、第三次受益者Dの権利取得は、委託者兼当初受益者Xの死亡によりXから直接に取得するものであって、第二次受益者であるA、B、又はCの死亡は本件信託において成就されるべき条件にすぎず、A、B、又はCからの権利取得ではありません。したがって、委託者兼当初受益者Xの死亡に基づく相続における遺留分算定の基礎となる受益権に関しては、第三次受益者が取得する受益権まで射程に入れるべきだと考えられます。すなわち、第二次受益者の遺留分侵害の有無・侵害額を明らかにするためには、委託者兼当初受益者Xの死亡時点で、将来の条件成就によって第三次受益者が取得する受益権をも算定しなければならないと考えられます。

3 本事例における遺留分侵害の考察

本事例で、第二次受益者B（又はC）に6分の1ずつの割合で第二次受益権を取得させても、その価額は、A、B、C、及びDの全ての受益権の総和の6分の1には足りません。とすれば、仮に他に相続財産が無かった場合には、委託者兼当初受益者Xの死亡に基づく相続に関して、B（又はC）には遺留分侵害が認められ、AやDに対して遺留分侵害額請求権を行使できることになりそうです。また、第三次受益者Dが第二次受益者であるA、B、又はCの死

亡により受益権を取得するまで待っていては1年間の行使期間（民法1048条）を徒過してしまうため、B（又はC）は委託者兼当初受益者Xの死亡を知ってから1年以内に遺留分侵害額請求権を行使すべきでしょう。なお、本稿は筆者の一考察にすぎません。皆様はどう考えられるでしょうか？ご意見をいただければ幸いです。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

おひとりさま信託

増える高齢なおひとりさま

インターネットで検索すると、「おひとりさま」とは、同居する人がいない状態にある人のことをいうとあります。超高齢社会の日本では、高齢になり配偶者と死別しておひとりさまになった人、未婚のまま高齢になるおひとりさまは、今後増えていくでしょう。

女性の方が長生きからか、女性のおひとりさまに関する記事も目にします。75歳以上の女性の配偶関係では、65%がおひとりさまの状態にあるようです（平成27年国勢調査）。

未婚率も上昇しています。2015年の50歳未婚割合は、男性23.4%、女性14.1%（内閣府 少子化社会対策白書）。さらに未婚率は上昇し、2040年には男性が29.5%、女性が18.7%になると推計されています。今後は、未婚のおひとりさまも増えていくでしょう。

おひとりさま信託

今後増える高齢なおひとりさまの死後事務の課題に対応する信託商品として、2019年12月より、三井住友信託銀行が「おひとりさま信託」という商品の提供を開始しました。

<https://www.smtb.jp/personal/blind/after/lp02>

配偶者がいなくて同居する人がいないといっても、子どもや親類がいる方は多いでしょう。しかし、自分のことで手間や迷惑をかけたくないといった方は多いようです。

自分の死後の、葬儀、役所への手続き、病院への支払い、クレジットカードなどの解約、公的年金の届出事務などの死後事務について、「おひとりさま信託」は、信託した金銭で信託の委託者が死後事務を委託した先の費用を精算することができる商品になっています。

本商品では、死後事務の委託先は指定されており（一般社団法人安心サポート）、信託契約をする者は、同法人と死後事務委任契約を締結することが必要となっています。土業等と死後事務委任契約を締結する際には、葬儀や埋葬に係る費用などの実費を契約を締結する土業等に預けることが多いようですが、この信託商品を利用すれば、死後事務は同行の関連法人と契約し、死後事務委任報酬や実費は元本保障のある金銭信託で管理されるため安心といえます。

この信託商品は、委託者に相続が発生したときに終了します。そして、死後事務委任契約に関わる費用を精算し、残りの信託財産は、信託契約の際に委託者が指定する推定相続人又は同行が提携する寄付先法人に支払われます。

最低信託金額は300万円、5000円以上1円単位で追加信託もできます。信託設定時に、33,000円の信託報酬がかかり、信託終了時に110,000円と契約年数（1年未満は切り捨て）×6,600円の報酬が徴収されます。

本商品の付帯サービスとして、身の回りのことに対する希望を記録するエンディングノートの保管、携帯端末へのショートメッセージでの安否確認も行うといえます。

本商品は、金銭信託に加えて、生命保険を活用したタイプもあります。一括で300万円以上の金銭を信託するか、生命保険で300万円よりも少額な資金でも利用できるようになっていることから、いわゆる富裕層のおひとりさまだけをターゲットとしている商品ではなく、多くの者が利用する商品の設計になっています。

今後その数が増えることで、おひとりさまの死後事務は社会的な課題にもなると思われます。民事信託は、信頼する人に財産を移転し管理を任せる仕組みです。近くに身寄りがない人は、民事信託を利用したくても利用できないという問題が生じます。

「おひとりさま信託」のような商事信託の商品を利用すれば、受託者の問題は解決することができます。さらに、死後事務委任契約とセットになっていることは、利用者にも利便性が高いと思います。

自身の老後の世話や死後の手続きは誰に任せたらよいか。家族の人数が少なくなった社会においては、それぞれが早めに考えて準備をすることも必要なのでしょう。

(石脇俊司 民事信託活用支援機構理事)

民事信託 VS 属人株

事業承継場面での民事信託活用の教科書事例として、「株価の安いうちに後継者に株を譲渡したいけれど、後継者はまだ経営者として一人前ではなく、当分の間は現社長が実権を握り続けたい」というものがあります。

これに対して、民事信託を使ったスキーム例は2つ考えられます。一つは、オーナー社長が自社株を自己信託し、受益者を後継者とするもの。もう一つは、後継者に株を譲渡したうえで、後継者を委託者兼受益者、現社長を受託者とするものです。

同じ効果を、属人株を使って実現することも可能です（なお、黄金株を含む種類株を使った手法の問題点については、2021. 9. 27 のニューズレターで一部触れました。）。例えば、社長が100%株主である会社において、現社長保有の株式の議決権を大幅に拡大する属人株の定めをしておき、そのうえで、株の大半を後継者に移します。これにより、持ち株比率は後継者が大きくなるにも関わらず、議決権割合は現社長の方が大きくなり、株の大半を後継者へ移しつつも、引き続き現社長が実権を握り続ける形が作れます。なお、この場合、どうしても現社長のもとに株が一部残ってしまいますので、現社長の遺言も同時に作成することが必要でしょう。

さて、このケースにおいて、コストがかかる民事信託よりも、コストがかからない属人株をオーダーされることがあります（同じ効果ならば、差が付くような値付けの仕方も悪いのでしょうか。）。しかし、本当に同じ効果なのか？どこかに穴はないのか？考えてみます。

事業承継までにありうるリスクに

対応できるのか？

このケースにおいて、後継者の成長、すなわち完全な事業承継まで時間がかかることが予想される場合、その間に現社長が亡くなる、あるいは認知症や他の病気、事故等で判断能力を喪失することも考えられます。

民事信託を使ったスキームでは、二次受託者を定めておくことでこのリスクは回避できます（私が相談を受けたケースでは、現社長の弟さんが専務として経営に参加されており、二次受託者としての役割を果たすことができそうでしたが、二次受託者の役割を果たせる人物が都合よくいるかどうかはまた別の問題としてあるでしょう。）。

では、属人株を使ったスキームではどうでしょうか？

<現社長死亡のリスクについて>

現社長が死亡すると、その保有株は遺言に従って後継者へ渡ってしまい、属人株の定めによる議決権操作の効力は消え、以後、後継者が100%株主として実権を握ることになります。実際は、後継者は指南役の意見を聴いて議決権を行使することになるのですが、このリスクに備える仕組みを作るとは難しいと言えるでしょう。

<現社長の判断能力喪失のリスクについて>

現社長は存命中なので、属人株の定めによる議決権操作の効力はまだ有効ですが、現実問題として、現社長は議決権を行使できません。よって、現社長に成年後見人をつけ（この段階で現社長は役員としての欠格事由に該当し、役員を退任します。）、その後見人が議決権を行使することとなりますが、これも現実問題として、後見人に適切な議決権行使などできるはずがありません。そこで、この事態に備え、属人株の定めの中に、後見人は〇〇（信頼できる人物。例えば、先のケースであれば専務である社長の弟さん）の意見を聴いて議決権を行使する、という趣旨の定めを置いておく方法が思い浮かびます。これで、一応は適切な議決権行使の方法が保たれたように見えます。

しかし、このような属人株の定めを置いたとして、後見人が他者の意見を聴くことを法的な義務として縛れるのでしょうか？答えはNOとなる可能性が高いと思われます。後見人は裁判所から選任され、自己の判断で、本人のために業務を行う立場です。定款自治とはいえ、その業務に定款で影響を与えることができるかは、消極的に解されるでしょう。そもそも、会社法の条文上も、属人株は株主の平等を定めた109条の例外という整理です。このことから

も、属人株で操作できるのは議決権の「数」のみであり、議決権の「行使のしかた」までは操作できないと考えられます。実際、定款認証を担う公証人に相談してみたところ、このような法的根拠のない条項は入れられないとの回答をもらったことがあります。

よって、判断能力喪失リスクも、属人株では法的拘束力をもった対策はできないと言えるでしょう。

余談ですが、先の公証人の回答については、個人的に、若干の疑義をもっています。定款には、経営理念など法律とは関係のない条項を入れることも可能であるところ、本条項も、いわゆる注意規定的な位置づけで入れておきさえすれば、法的義務はなくても、後見人について、指定された人物の意見を聴かなければならないという姿勢がある程度は担保されるのではないのでしょうか。

いずれにしろ、せっかくここまで対策するなら、しっかりとした法的効力をもたせられる民事信託を使った方がよいと言えるでしょう。

もし、どうしても属人株を使いたいなら…

もし、どうしても属人株を使うなら、属人株の設定と同時に、①死亡リスクに備えて、遺言信託で信頼できる人物に株を信託できるようにしておく（あらかじめ、受託者保有株についての属人株の定めも用意しておく必要があります。）、②判断能力喪失リスクに備えて、信頼できる人物と任意後見契約を結び、任意後見人に議決権行使をさせる、あるいは議決権行使のしかたを指定しておく、という方法が考えられるでしょう。成年後見と異なり、任意後見であれば、議決権の「行使のしかた」まで契約で縛ることができると思われます。実はこちらも任意後見契約を作る公証人に実際に相談してみたことがあります。が、「実例はないが、理論上は可能」との回答でした。

しかし、そこまでやると、果たしてシンプルな民事信託スキームに比してコスト面での優位性が出せるのかは疑問です。

（司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事）

受益権の評価方法について

1 受益権の評価が問題となる場面

受益権は、受益債権を中核とする権利ですが、譲渡性があり（信託法 93 条 1 項本文）、相続の対象になります（民法 896 条本文）。そのため、受益権の譲渡や相続の際の時価評価が問題になります。また、評価方法に関しては、譲渡所得税や相続税・贈与税の課税場面における税務上の評価方法と売買又は遺産分割・遺留分侵害額請求権行使の際の時価評価という法務上の評価方法は異なるものとなります。

2 税務上の評価方法

税務上の評価方法は、財産評価基本通達 202 によります。まず、①元本と収益との受益者が同一人である場合は、課税時期における信託財産の価額によります。②元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合は、課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によります。対して、③元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合は、次に掲げる価額によって評価します。すなわち、イ 元本を受益する場合は、課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額となります。ロ 収益を受益する場合は、課税時期において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額となります。

つまり、受益権の時価評価は、信託財産の時価評価に等しいものとみたく、受益権が元本受益権と収益受益権に分離して

いる場合は、受益権の価額から収益受益権の価額を控除することによって元本受益権の価額を算出するものとし、収益受益権の価額は、将来に向けて受益が継続する期間の受益の総額を推算して現在価値に引き直したものとしています。

3 税法の規律

相続税法 9 条の 2 は、信託の設定や継続中における適正な対価の負担のない受益権の取得に関して、贈与又は遺贈により取得したものとみなして贈与税又は相続税の課税を導いていますが、その際に、受益者は「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして」（相続税法 9 条の 2 第 6 項）とされており、受益権の価額は、信託財産の総額から信託財産責任負担債務の総額を控除したものとされています。また、所得税法 13 条では、受益者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされます（所得税法 13 条）。さらに、所得税法 33 条に関連する通達では、受益権の譲渡が行われた場合には、信託財産の全部が一括して譲渡されたものとされ、受益権の消滅後に後継受益者が受益権を取得した場合も、これに準ずるものとされています。

4 法務上の評価方法

まず、信託の変更等における受益権取得請求（信託法 103 条）の場面では、裁判所による受益権の価格決定手続も定めています（信託法 104 条）。そして、この受益権取得請求権に係る受託者の債務は、信託財産限定責任債務とされており（信託法 21 条 2 項 3 号、104 条 12 項）、受託者が受益権を取得すると当該受益権は消滅するとされ

ています（信託法 104 条 13 項）。したがって、受益権取得請求権行使の場面での受益権の価格は、信託財産の価格に等しいものと考えられます。

これに対し、遺留分侵害額請求権を行使する場面等ではどうでしょうか？ 遺留分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して算定され（民法 1043 条 1 項）、「条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。」（民法 1043 条 1 項）とされています。例えば、受益者連続型信託の第二次受益権は、「当初受益者の死亡を始期とする存続期間が不確定の権利」とみられるので、鑑定人の評価により価格を定めることが想定されます。現時点では、この場面での評価方法に関し定説がない状況ですが、受益権（特に、民事信託の受益権）の流動性が低いこと、受益権が所有権ではなく存続期間が不確定の受益債権を中核とする権利にとどまることから、信託財産の価額よりも減額されるのではないかという意見が見られます（加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判例タイムズ 1327 号 18 頁など）。皆様はどう考えられるでしょうか？ ご意見をいただければ幸いです。（弁護士 山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

2022.11.10

Member's

News

専門家協議会 会員 ニューズレター

発行・編集

一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL:03-3524-7258 FAX:03-5259-8024

<http://www.shintaku-shien.jp/>

信託協会の税制改正要望

1. 令和4年度信託税制改正

(1) 受託者が提出すべき信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載要領改定

調書の信託財産の価額欄には評価額を記載します。現在は必ずしもこれを記載しなくてもよいことになっていますが、令和5年1月以降は国外財産調書に準じて見積価額を記載することになりました。この見積価格は土地であれば固定資産税評価額、非上場株式であれば純資産価額等です。

(2) 特定口座内保管上場株式等を信託に供する場合に特定口座での管理を継続的に行うための要件

これは商事信託ですが、特定口座が継続的に使えるので税務上有利です。

2. 令和5年度信託税制改正要望

信託協会は9月に来年度の税制改正要望をとりまとめました。

(1) 主要要望項目

教育資金贈与信託及び結婚子育て信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化等

これらは内閣府及び文科省の要望事項になっています。

(2) 一般要望項目

・株式を利用した事業承継に納税猶予制度の適用

中小企業の事業承継円滑化のために納税猶予制度が年々拡充されましたが、信託には適用されないため、適用を要望します。

・受益権が質的に分割された信託の課税関係の明確化

例年要望しています。

・受益者連続型信託の課税の特例の適用対象の見直し。

相続税法22条は相続による取得財産の課税価額は取得時の時価とされ、時価とは取引価格と解されていますが、客観性を持たせるために相続税評価通達が出されています。今年4月、タワマン投資による節税策について、同通達に基づく路線価評価額が時価から著しく乖離しているとして節税策が否認され、納税者が敗訴しました（相続税更正処分等取消請求事件令和2（行ヒ）283）。相続税法9条の3に定める受益者連続型信託の受益権の見なし規定は、この事件とは逆に時価からかけ離れた法外な価

額で課税しようとするものです。この最高裁の判決の論理に適合しません。

・受益者単独の信託に損失算入制限措置を適用しないこと、

（３）金融制度全般に関する税制措置

N I S A制度の拡充及び利便性の向上

これは岸田内閣の資産所得倍増計画の実現のために金融庁が来年度の税制改正要望として出したものです。

2 与党税制調査会

新聞報道によれば来年度の税制改正の主要項目は富裕層への課税強化と相続税贈与税の一体課税のようです。教育資金贈与信託及び結婚子育て信託は期限切れになる可能性があります。現在相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算されますが、この加算の範囲の拡大が取り沙汰されています。12月中旬に発表される税制改正大綱が注目されます。

（民事信託活用支援機構 代表理事 高橋倫彦）

遺言が存在することの証明はどのようにするのか？ という質問

今回のレターは、最近、筆者が経験したことを読者の方々に共有したいと思えます。税理士より遺言と民事信託の組成のサポートの依頼を受けて筆者が関与した事案についてです。

●相談者と家族の状況

筆者に依頼をしてきた税理士は、財産所有者（以下、父）とその家族の顧問税理士です。父の財産の管理と相続について、子が税理士に相談してきたことから信託を検討することになりました。

家族は、父、母、子の三人家族。母は認知症で既に判断能力を欠いた状況です。父は90歳ながらも判断能力に問題のない状況でした。

子は、母の状況から、もし、父が母より先に亡くなり、母が父の財産を相続することになると問題が生じるのではないかと、税理士に相談したようです。

●受益者連続型信託

税理士は、子の相談を受け、受益者連続型信託を利用するのがよいのではと考え、筆者にそのサポートを頼めないかと連絡してきました。税理士の相談を受け、早速に税理士と子と筆者の三者で面談しました。

税理士が検討したように、このケースでは受益者連続型信託の利用は有効と筆者は考えました。子が受託者となり、父と母のために信託財産を管理する仕組みです。

この信託の組成は、実務的にいろいろと検討することも必要でしたが、本レターでは、その詳細を省きます。

●遺言を先行して作成する

本件は、父が高齢なこともあり、遺言を先行して作成することとしました。信託組成に時間がかかり、万が一突然に父が亡くなるような事態が生じたら、母は父の遺産分割のために後見制度の利用が必要になることを説明したところ、子はそれを避けたいという意向が示しました。

父は、父の相続では、妻と子に半分ずつ父の財産を継いでもらいたいという意向がありました。そこで早速に、税理士、司法書士、そして筆者が連携し遺言案を検討し、その検討した案を父に説明しました。

●遺言が存在することをどう証明するのか、という質問

父は大学教授を務めていたとのこと。遺言案を説明するミーティングでのやり取りも非常に速やかでした。

ところが、説明がある程度進んだところで、突然に、「先生、私の遺言が存在することはどのように証明されるのでしょうか？」と司法書士に質問します。

司法書士も、それまでの流れと打って変わった質問に驚きながら、「遺言は公正証書にします。公正証書はしっかりと保管されるので大丈夫ですよ」と答えます。さらに司法書士は、なぜ公正証書にすれば安心かの説明を続けて行いました。しかし、司法書士の答えでは、父は納得していないように見えました。

そこで筆者は父に質問してみました。「なぜ、そのようなことが気になるのですか」と。

筆者の質問を受け、父の父の相続の際にあったことを、父は話してくれました。

父は4人兄弟の4番目。父の相続の手続きは長兄が中心となり行ったとのこと。す。「父の遺言はなかったので、父の遺産はこのように相続する」と長兄が遺産分割案を弟たちに提示するような一方的な説明だったと言います。弟たちは、「すべて長兄に従うように」という母の言葉に従って、相続手続きは長兄の言うままに終えたという経験を父は話してくれました。

さらに父は筆者に言いました。

「遺言がなかったと長兄は言ったが、長兄が遺言を隠してしまったのかもしれない。遺産もこれだけだったと開示されたが、それもすべての遺産ではなく、兄が遺産を隠してしまったのでは」と。父は今でも長兄を疑っているようです。

一通り父の話しを聞いた後、「そのようなことがあったのですね」と筆者は父に話し、しばらく間をおいて、「遺言は先ほど司法書士の先生が説明した通り公正証書にします。公正証書は公証役場で保管されるので、遺言がなくなってしまうことはありませんよ」と筆者は父に話しました。

筆者が父に言ったひとことを受けて、もう一度司法書士が遺言を公正証書とするこの説明を行いました。父はようやく納得した表情になりました。

●説明する専門家には質問しない人も多い

今回は、委託者となる父が、わからないこと・自身が理解できていないことを「わからない、疑問がある」と言ってくれました。その質問があったから、税理士、司法書士、筆者は、質問に対して回答することもでき父の理解を得ることもできました。

しかし、多くのケースではどうでしょうか？ 弁護士や司法書士など法律の専門家

が説明することだから、その説明には間違いがないだろうと、説明を受ける側はすべてを理解しないまま進めていくケースが多いのでは、と筆者は感じるがあります。

読み上げた信託契約や説明書について、専門家は、相手が理解したかの確認を行うでしょう。しかし、相手は本当に理解しないままでも、「はい、わかりました」ということが多いのではないのでしょうか。

遺言に関する質問のエピソードを例にあげましたが、平行して検討した信託についても父は不明な点について1つずつ質問をしました。その質問に回答することで、信託についても理解していただき、無事に信託契約を結ぶことができました。

信託は、一般の人には難しい仕組みです。これまでそのようなことをしたこともなかった人が、いきなり信託の説明を聞いてもどれだけ理解しているかはわかりません。

内容の理解については、型通りの確認で済ませずに、本当に相手が理解しているかを、時には会話などを挟みコミュニケーションをとりながら進めていくことも必要かもしれません。

本件を経験したことで、相手の理解の状況を把握して進めていくことの大切さを、あらためて筆者は感じたところです。

(石脇俊司 民事信託活用支援機構理事)

民事信託実務の2大常識を、 今、あらためて考えてみる。 ～公正証書と信託口座～

極めて個人的な感覚ですが、民事信託が専門家
の間にじわじわと広まり出したのは2013年頃、そ
の後、2017年頃から爆発的に広がり始め、現在に
至ると感じています。

私が民事信託を扱い始めたのは2015年頃からだ
ったと思いますが、実務が広まり出したかなり初
期のころから、信託契約書は公正証書で作成し、
管理口座は信託口座を作るべきという、いわば
民事信託実務の2大常識はあったと思います。ち
なみに、この2大常識は法律に定められたもので
はなく、実務上の取り扱いであるということは、
今さら説明の必要はないでしょう。

先日、ふと、日々の信託の実務を見ている中
で、この常識に縛られ、漫然と執務していないだ
ろうか、という思いに見舞われました。公正証書
で作成しなくてもよい事案、信託口座を作らな
くともよい事案というのはきっとあるはずです
が、この点については特に意識的に突き詰めて考
えることなく、何でもかんでもこの「常識」に当
てはめてしまっているような気がしたのです。仮
に公正証書で作成しないとなれば、公証役場との
折衝が不要となります。また、信託口座を作ら
ないとなれば、金融機関との折衝が不要となりま
す。すなわち、コンサルティングや契約書作成費
用を抑えることもできるかもしれません。

そこで今回は、改めて、この常識について考え
てみます。

契約書はなぜ公正証書で作成するのか？

この理由には主に二つ挙げられています。

まず、当事者の本人確認、意思確認を公証人と
いう立場の第三者に行わせるため。これは、公正
証書での作成が法律上義務付けられている任意後
見制度に準じる発想だと思われます。次に、作成
した信託契約書を公証役場で保管してもらえるた
め。これは遺言の箇所でも説明されますが、後日
の紛失や改ざんを防ぐことができます。

すなわち、信託契約成立の真正担保と、後日の
契約書紛失への備えがメインの理由と言えるでし
ょう。

なお、現在の実務では、多くの金融機関におい
て、契約書は公正証書で作成しなければ信託口座
を開けません。

なぜ信託口座を作成するのか？

こちらにも、主な理由として説明されるものを2
つ挙げます。まず、分別管理の徹底です。特に受
託者死亡時に、信託財産が受託者固有の財産とし
て認識され、相続財産に混入してしまうのを避け
る点が強調されています。もう一つは倒産隔離で
す。受託者固有の債務への弁済充当を防ぎます。

例えば、こんなケースでは…

例えば、親一人、子一人の家族において、親の
認知症対策として、財産管理を目的とした、親が
委託者兼受益者、子が受託者となる一代限りの民
事信託を想定してみます（ちなみに、このような
ケースは当方でも何度か取り扱いがあります。）。
まず、公正証書での契約書作成について。この
ようなケースでは、信託契約の成立自体が争点と
なるようなトラブルはあまり想定しにくく、公証
役場と同じような機能を、信託組成サポートをし
た専門家が担うことができるような気もします。

次に、信託口座の作成について。このような
ケースでは、仮に子の死亡によって信託財産が凍
結してしまい、一時的に不都合は生じても、実務
的には大きな問題に発展することは少ないよう
にも思われます。また、受託者である子が事業をや
っている、住宅ローンはじめ借入（予定）がある
などの事情がなければ、信託の倒産隔離機能もそ
こまで重視する必要がないようにも思われます。

もう一例として、事業承継の場面などで検討さ
れる自己株の信託。このようなケースでは、信託
の当事者のみならず、例えば社長の右腕的な役
員、秘書的なスタッフなど、いわば第三者的な立
場の人が検討段階から関与することも想定できま
す。また、譲渡制限会社では（信託）譲渡承認決

議が必要ですので、少なくとも他の役員には説明することになりますし、議決権に関することから、株主総会の運営に関係するスタッフにも説明することがあるかもしれません。すなわち、信託組成段階である程度社内でオープンになります。であれば、取組みに間接的にでも関与する人間は多く、契約の真正担保機能を必ずしも公証役場に求める必要はないと言えるのかもしれませんが（反対に、関与する人間が多いからこそ公正証書で、という判断もあるかもしれません）。

なお、株式のみを信託するケースでは金融機関の信託口座を作成することは想定されないことは言うまでもありません。

以上から、少なくともこれらのようなケースにおいて、専門家の適切なサポートがあれば、信託契約書は公正証書にせず、管理口座もいわゆる「なんちゃって口座」でよいと判断できる余地があるのかもしれません。

とはいえ、当然ながら、このような理屈を形式的に当てはめて判断することは相当ではありません。隠れた事情もあるでしょうし、以後どのような状況の変化が起こるかは想定しきれません。軽々しくこのような提案をすべきではなく、やはり基本的にはこの「常識」に則る姿勢はとるべきでしょう。ただ、そのうえで、当事者としてしっかりと信頼関係を築き、ヒアリングを行い、「常識」に縛られない判断の余地も示してあげる（当事者にリスク等を十分に説明することも含めて）のも、専門家たるサポーターの役目なのではないかと思った次第です。

（司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事）

受益者連続型信託の問題点を改めて考える。

受益者連続信託の意義

日本の民事信託の現況を見ると、親の認知症対策の信託ばかりが喧伝されています。しかしこの信託は常に委託者兼受益者である親のためになるのでしょうか。受託者が帰属権利者の場合は形式的には利益相反にはならないのかもしれませんが、事実上受託者のための信託になっている例もないでしょうか。単なる資産の生前贈与は富裕層の節税を誘引し、親の世代の収入を枯渇させ、次世代を甘やかすだけです。英米の民事信託を見ると受益者連続信託こそが家族の資産承継信託の原型であり、家族の資産は親の世代(高齢者)が単にこれを子世代(現役世代)に生前贈与するものではなく、親の世代がその利益を享受しつつ子世代以降の次世代にその承継を約束するものであるとの認識です。受益者連続信託は親の世代から子世代、孫世代、その次の世代に至るまで家族の全体を守ります。

与党の令和5年度の税制改正大綱

注目された贈与税・相続税一体課税については、相続財産に加算される贈与の期間が現在の3年から今後7年に延長されることになりました。この加算期間の延長は、高齢世代に遍在する資産を若年世代に移転することにより、その有効活用による経済の活性化が狙いとのことですが、若年世代は資産の贈与を受けても、将来の老齢年金が減額される不安ある以上これを貯蓄に回してしまうので経済の活性化になりそうもありません。信託協会がかねて要望している受益者連続型信託の課税の特例の見直しは議論すらなされなかったようです。

受益者連続信託の研究の必要性

この信託は信託期間が長いので、その間の信託資産の散逸を防ぎ、受託者の義務違反を防止し、連続する受益者を保護する必要があります。委託者の思いが時間の経過と共に忘れられ、推定相続人間の資産承継の不均衡から生ずる紛争が生ずる危険もあります。そこで、個人的にその仕組みを法務・税務の両面からの研究を行う研究会を立ち上げました。

機会を見て皆様にも研究成果を報告します。

受益者連続信託の典型例

税務当局は事例が無いと見直しの検討が進まないようなので、単純な典型例を考えてみました。この例では、資産家はその推定相続人のために受益者連続信託を設定し、配偶者Aが第1次承継受益権を取得し、その死亡後に長男Bが第2次承継受益権を新たに取得し、その死亡により信託が終了します。次男Cは帰属権利者ですが、三男Dは受益者にも帰属権利者にもなりません。親の相続財産は信託財産以外にめぼしいものはありません。さて、親の死亡時点で、第2次承継受益者Bは第1次承継受益者Aが信託財産の全部を費消しないで一部残してくれると考えましたが、帰属権利者の次男Cは信託終了時に自分に帰属する財産は残っていないと考えました。次男Cは請求できるか？三男Dは資産家の相続に関し、自己の遺留分を侵害されたとして受益者の第1次承継受益者Aと第2次承継受益者Bに対して侵害額の請求を行いました。

遺留分侵害に関する疑問

こんな単純な事例でもいろいろな疑問が湧いてきます。受益者のAとBのそれぞれにいくら請求すべきか。帰属権利者の権利は、資産家の相続発生時においてはまだ発生していないので次男Cに対して請求できない？第2次承継受益者Bは請求を受ける立場であるが、Aの死亡後に信託財産が残らないのではないかと危惧したときは、自分の遺留分侵害額を請求できるのか。できるとすれば侵害額いくらか。また、受益者に対する相続税課税は受益者連続型信託の受益権評価の特例の適用があります。

事例研究の必要性

これらの疑問に関しては、信託財産の種類、収益の有無、換金処分の可能性、受益権の内容、受益の時期等の条件を考える必要があります。事例をできるだけ積み上げて研究を深め、願わくば、税務当局の見直しを促すことができないかと考えています。事例の積み上げに皆様のご協力をお願いします。

(民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦)

信託と遺留分（相続法改正を踏まえて）

1 改正前の考察

(1) 信託の設定と遺留分侵害の有無

生前の他益信託の設定は受益者に対する「贈与」、遺言信託の設定は「遺贈」とみて、遺留分減殺請求の対象となり、遺言代用信託は、死因贈与に類する扱いとして、遺留分減殺請求の対象となります。減殺の順番は、死因贈与は遺贈の後、生前贈与の前に対象になるとする東京高判H12.3.8があり、遺言代用信託も同じに考えられます。

(2) 信託における遺留分減殺請求の対象

信託設定のどの部分が遺留分を侵害しているか？については、信託設定を侵害行為とみる信託行為説と受益者による受益権の取得を侵害行為とみる受益権説が対立している。

信託行為説は、委託者＝被相続人が、遺言代用信託を設定することにより本来なら相続財産となるはずだった財産の全部又は一部が受託者名義に置き換わっていることを遺留分の侵害とみる。遺留分算定の基礎となる「被相続人が相続開始の時に所有した財産」（現民法：1043条1項・旧民法：1029条1項）に算入されるのは、信託設定により移転した信託財産である。遺留分減殺請求により、信託行為の効力が否定され、その結果、信託財産の移転が否定される。信託行為の一部しか減殺できない場合、信託財産の一部が遺留分権利者に帰属し、その結果、信託財産は、受託者と遺留分権利者との共有となる。受益者は、残された信託財産についての受益権を享受する。信託行為の効力を否定するの

から、遺留分減殺請求の相手方は、受託者である。信託行為説では、信託破壊、すなわち、信託行為の効力が否定されるため信託関係者（信託債権者、受託者、他の受益者）への影響が大きいという問題がある。

受益権説は、遺留分の侵害を受益権の付与とみる。遺留分減殺請求の結果、受益権の帰属が遺留分を侵害する限りにおいて否定され、否定された受益権が遺留分権利者に移転する。信託行為の効力や信託財産の移転に影響はない。受益者の受益権帰属を一部しか減殺できない場合、遺留分侵害の割合に応じて割合的に受益権が遺留分権利者に移転する。その結果、受益権は受益者と遺留分権利との準共有となる。「被相続人が相続開始の時に所有した財産」の価値は、信託財産ではなく、受益権の価額が基準となる。遺留分減殺請求の相手方は、受益権の取得によって遺留分を侵害している受益者である。受益権説には、受益権の経済的価値は遺留分額に満たない。受益権総額が信託財産には及ばず、遺留分権利者が不利益を被る、との指摘がある。なお、受益権価額の評価は、信託財産の評価と比較すると困難だが、他の権利価額評価と同じく最終的には鑑定人によって評価されるものであるから（現民法：1043条2項・旧民法：1029条2項）、受益権に特有の問題ではない。

2 改正後の考察

(1) 遺留分侵害に関する改正の内容

改正により、①遺留分権利者の権利は、遺留分侵害額の請求という金銭債権だけとなり、②侵害者＝支払義務者には、相当の期限を許与することが可能であり、③遺留分

算定の基礎となる相続人に対する贈与は、相続開始前10年間にされたものに限定された。

(2) 相続法改正による影響

信託行為説では、信託の設定行為によって侵害された額に相当する金銭債権が発生し、請求の相手方は受託者となる。この金銭債権に係る債務は、信託財産責任負担債務になると考えられるが、受託者の固有財産まで引き当てになるのか？それとも信託財産に限定された信託財産限定責任負担債務なのか？は難しい問題である。筆者としては、信託法21条2項各号に該当しないので、信託財産に責任財産を限定しない信託財産責任負担債務であり、信託法21条1項2号「信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利」に係る債務と考えたい。また、遺言代用信託の設定により共同相続人の1人が受益者となった場合、信託設定が10年以上前であれば、信託設定時＝遺留分侵害時とみて、遺留分算定の基礎に算入されないと考えられるのだろうか？筆者としては、死因贈与の対象財産も遺贈と同じく「被相続人が相続開始の時に有した財産」に含まれるので、遺言代用信託の場合にも、死因贈与に類する扱いとして、遺留分算定の基礎に算入されると考えたい。なお、仮に、受託者が信託財産を換価処分して遺留分権利者に金銭を交付する場合には、改正前と同じく、信託破壊の問題が生じる。

受益権説では、受益権の帰属により侵害された額に相当する金銭債権が発生し、請求の相手方は受益者となる。この金銭債権は、受益者に対する金銭債権となり、その引き当ては受益権に限定されず、受益者の財産全体が引き当てになる。なお、受益権価額の評価が、信託財産の評価と比較すると困難である点は改正前と変わらない。また、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託（自益

信託）では、第二次受益者（子）の死亡時に受益権を取得する第三次受益者（孫）に対する遺留分侵害額請求も考えられるが、現に存在する第三次受益者（孫）の受益権取得時点まで期限の許与をするのか？委託者＝当初受益者の死亡時点に第三次受益者（孫）が存在していない場合にも遺留分侵害額請求ができるのか？は難しい問題である。

3 結語

以上の考察は、『事業・財産承継の法務と税務（信託をいかに活用するか）』（清文社）における田中和明氏の論稿（第4章信託と遺留分）を参考にしました。相続法改正後の信託と遺留分に関する論考は数が少ないのですが、皆様はどう考えられるでしょうか？是非、メーリングリストにご意見をいただければ幸いです。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

信託会社による民事信託の支援

今回のニューズレターは、信託会社による民事信託の仕組みづくりの支援を取り上げます。信託会社のサービスを紹介しながら、信託会社が民事信託を支援することについて、筆者の感想も含めまとめてみたいと思います。

●民事信託の相談窓口

民事信託の利用がしだいに増加する過程において、民事信託の利用を検討する人への支援も増えていくことが必要です。

弁護士、司法書士といった法律の専門家や税という観点から財産の管理に関与することが多い税理士が、その相談の窓口になることで、民事信託の利用が広がりつつありますが、誰もがすぐに相談できるほどの相談先はまだありません。

信託のプロである信託会社が、民事信託の相談を受け支援することで相談窓口は増え、社会のニーズに応える取り組みと筆者は考えます。

しかし、信託会社は自身が受託者となり信託を引き受け報酬を得ていくことで営業が成り立つため、これまでは積極的に民事信託の相談を受けることもありませんでした。

●信託会社の民事信託組成支援

インターネット証券会社を親会社にもつマネックス SP 信託では、①民事信託（家族信託）を組成するための情報提供、②民事信託（家族信託）のスキームの整理、③信託契約案の作成支援、④受託者による信託口座の開設のための助言、⑤委託者と受託者で作成される信託契約の公正証書化の

支援といった5つについて、民事信託（家族信託）の組成支援をするサービスを開始しました（ネットではじめる家族信託「つむぎ」としてサービスを提供（<https://www.monextrust.co.jp/service/tsumugi>））。

インターネット証券会社の顧客層は、今後の資産形成むけて上場株式や投資信託などで運用をする人が多く、対面営業を中心とする証券会社に比べて高齢者の比率は低いと思われま

す。民事信託の利用を専門家に相談する人は、高齢な親を持つ子が多いと思います。そう考えると、高齢な親をもつ子世代の顧客を多くもつマネックス証券を信託契約代理店としてその相談窓口をつくり、マネックス SP 信託が民事信託の組成支援をすることは、社会ニーズに応える仕組みであるとも言えそうです。

●対象を限定して相談を受ける

「つむぎ」は、信託財産を、預金（日本円のみ）、委託者の単独名義の不動産で借入れのないもの、信託後に受託者が借入れをしないこと、信託財産に担保権を設定しないことといった制限をつけて民事信託の組成支援をしています。

民事信託の信託契約は、マネックス SP 信託の業務提携先の税理士法人、司法書士法人、行政書士法人が担当することになっています（借入れのある不動産の民事信託の相談なども業務提携先が対応）。

●サービスの利用料金

民事信託の組成に関するコンサルティングや信託契約案の作成に関する報酬は、一般的には、信託財産額に報酬率をかける報酬基準としている専門家が多いでしょう。そのため、民事信託の組成を希望する人の信託財産額が多くなれば、専門家への報酬は多額となります。

その一方、この「つむぎ」では、財産額によらない一律の報酬額となっています。相談できる財産額は限定されているものの、一定のニーズに対応できるサービスになっていると筆者は考えます。

●単なる窓口とならないために

インターネット証券という特色を利用して、親の財産管理を心配する子らの相談窓口となるこの取り組みは、今までにないものであり、今後のサービスの展開に期待したいと筆者は思います。

その一方、信託は、財産所有者の「思い」と財産や家族の「状況」をふまえて、オーダーメイドに対応していかなければなりません。窓口で受けた相談を、信託会社が提携業者と連携して進めていくには、信託会社の細やかな対応が必要にもなります。信託契約代理店を通じて信託のニーズを拾い上げ、そのニーズを業務提携先に流すだけでは、サービスの利用が広がっていかないと考えます。是非、細やかな連携を期待したいところです。

●民事信託で対応できないことも多い

財産管理のプロではない家族らが受託者を務める民事信託は、信託開始後の課題も多くあります。また、個人が受託者を務めるため受託者の継続性にも課題があります。信託を利用したくても小家族ゆえに受託者がいない人も一定数あり、民事信託の限界もあります。

●民事信託活用支援機構の専門研修

民事信託活用支援機構では、毎月、主に会員を対象として専門研修を開催しています。令和5年1月の専門研修では、ふくし信託株式会社の代表取締役であり司法書士の山北英仁氏を講師に招き、信託会社による福祉型信託の研修を行いました。福祉型信託は社会的なニーズがありながらも、受託者の課題や信託財産の状況で、速やかに利用を始めることができないことがあり、同社の今後の展開が期待されるところで

す。

民事信託と商事信託をうまく連携させながら、財産所有者の本人の目的を実現する仕組みを、専門家同士の連携により実現していくことで、社会的に期待される信託の利用を広げていくことができると考えます。

(石脇俊司 民事信託活用支援機構理事)

株式会社など営利法人を受託者とする 民事信託について考えてみる。

実務の現場では、時々、受託者を株式会社にしたという要望を聞きます。永続性の観点から受託者を法人にした方がよいけれども、新たに一般社団法人を設立すると、設立費用はじめ諸々費用がかかる。そこで、せっかく家族経営の既存の会社があるのならその会社を受託者にしたい、というニーズです。

営利法人を受託者にするリスクと現在の対策

あらためて解説するまでもないかもしれませんが、株式会社などの営利法人を受託者にする、信託業法上の免許の部分でひっかかるリスクが指摘されています。営利法人ということは、その法人の行為は営利性があるため、信託業法2条の「信託の引き受けを行う営業」と見られ、受託者になるには、信託業の免許を取得しなければならないのではないか、という考え方です。反対意見もありますが、判例もまだなく、確定的な見解は出ていません。

これに対し、このリスクを排除しつつも営利法人を受託者にする方法として知られているのが、受託者となる営利法人の定款を変更し、事業目的に「信託業法の適用を受けない民事信託の引受業務」などと入れるスキームです。事業目的にこの文言を追加することで、信託業法で規制されている営業には該当しないということを謳うわけです。

事業目的変更スキームはダメ説

さて、上記に示した事業目的変更スキームは本当に大丈夫なのでしょうか？ちょうど先日、私の事務所で営利法人を受託者とする信託の相談がありましたので、事務所に所属する司法書士を集め、あらためて議論してみました。

事業目的変更スキームなんてダメ！営利法人だとアウト！という見解の根拠になっているのは、営利法人の行為は商行為（≡営業行為≡営利性のある行為）とされる法律の規定です。会社法5条には、「会社（略）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。」とあります。また、会社を含めた商人を規律した商法の503

条では、「商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。」とされ、2項では「商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。」とされています。

これを整理すると次のようになるでしょう。

- ①会社が「事業としてする行為」は商行為。
- ②会社（商人）が「事業（営業）のためにする行為」は商行為。
- ③一見上記①②には該当しない行為でも、会社（商人）の行為は商行為と推定する（推定なので、反証を挙げると覆せる。）。

上記②③にあるように、営利法人でも営利性のある行為しかできないわけではなく、事業のために必要または有益な行為であればなしうると考えられています。

では、会社が事業目的に掲げている行為は、上記の①～③のどれに該当するか？言うまでもなく①に該当するでしょう。すなわち、事業目的変更スキームでは、信託受託の商行為性を排除できず（むしろ商行為性を強調し）、営利法人での信託受託は信託業法で規制する営業に該当する、という結論が導けそうです。

以上、回りくどく書きましたが、営利法人は営利を目的としているので営利目的でない行為を定款の事業目的に入れるのはおかしい！事業目的に入っている行為はぜんぶ営利目的と考えるべき！だから事業目的変更スキームでも信託業法でいうところの営業に該当する！ということです。

事業目的変更スキームで大丈夫説

実は私個人としては、ここまでご紹介した見解には懐疑的です。信託業法という法律が守ろうとしている利益は何か？という視点から考えたときに、現在の民事信託が主に扱うような認知症・相続・事業承継対策の信託を規制する意図はないように思えるからです。

信託は、所有権を移すことで、受託者に非常に大きな権限を与える仕組みです。悪用とまではいかな

くても、多くの人から大変な額の財産を集めた結果、甚大な被害を出すことも大いに考えられます(実際にそのような立法事実があったからこそ信託業法で規制されたのでしょうか。)

では、そうやってできた信託業法は、例えば、家族の財産を守るために、家族経営の営利法人が、1回こっきりの信託を受託することまで規制しているのでしょうか?そのようなことを法は想定しているのでしょうか?私にはそうは思えません。

よって、個人的には、信託業法で規制する「営業」の判断は、商行為性ではなく、反復継続性を基準とするのが妥当なのではないかと考えています。

そうすると、冒頭で掲げた事業目的変更スキームであれば、営利法人として満たすべき営利性はあるけれども、信託業法の適用を受けない(反復継続性がなく、不特定多数に多大な損害を出す恐れのない)信託の受託という形が作れるようにも思うのです。
<余談>

上記では民事信託と書きましたが、営利法人が受託者になる場合は商行為性があるので、商事信託と呼ぶべきでしょうか?免許を得ていないという点から民事信託と呼ぶのでしょうか?

専門家としてはどうする?

以上のように、確定的な見解が出ているわけではないものの、ニーズはあります。ではニーズに応えた場合のリスクはどう考えるか?

仮にいま営利法人を受託者とする信託を組成し、後日それが信託業法違反だという判断が出た場合、罰則が課されるリスクがあります。信託業法 91 条 1 項 1 号では「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とされています。当然、専門家としては、とりたくないリスクでしょう。

ちなみに、某公証役場の公証人に問い合わせたところ、営利法人を受託者とする信託契約書の作成は受けられないとの回答がありました。

考えられるリスクを徹底的に排除し、それでも残るリスクを顧客に丁寧に説明し、しっかりとした許諾を得られた場合以外、安易に手を出さないようにすべきかと思えます。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)

当機構の3月の専門研修で受益者連続型信託の典型例を取り上げます。皆様のご参加をお待ちしています。

受益者連続信託の活用

専門家の皆様にこの信託を活用していただきたいと思い、第145回ニュースレター（令和4年12月25日発行）で「受益者連続型信託を改めて考える」を執筆しました。民事信託の歴史が長い米国ではこの信託が多用されていますが、その歴史が浅い日本では、この信託がまだ十分活用される状況ではありません。これは次のような問題点があるからです。一つには跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託に係る遺留分の侵害額請求への対応です。既にその下級審の裁判例があります。もう一つは受益者連続信託に係る税務の特例です。租税法学者を始め税務の専門家ほとんどがこの特例を批判しています。更にこの信託の期間が長いので、時間の経過と共に委託者の思いが忘れられ、推定相続人間の資産承継の不均衡から生ずる紛争の危険があり、受託者が信託財産の管理を怠り、資産が散逸する危険もあることです。そこで、3月の専門研修でこの信託の典型例を題材として専門家の皆様と計数的にその問題点を共有しその対応策については検討したいと思います。

遺留分侵害額請求

侵害額請求の時点は、資産の生前贈与や遺贈の場合は資産相続の発生の時点ですが、受益者連続信託の場合も第一次の受益権承継時点です。侵害額請求の相手は、前者の場合は資産の受贈者及び受遺者であり、後者の場合は受益権説に立てば受益権の受贈者及び受遺者です。これは受益権が複層化されていても同様に考えることができます。跡継ぎ遺贈については、遺言者が資産の受贈者及び受遺者にこれを強制することができませんが、委託者は信託の受託者の権限によりこれを確実に執行することができます。受益者連続信託の問題はその受益権に跡継ぎ遺贈の条件が付款しているため、その権利の実現が不確定であり、そのため第一次の受益権承継時点では、受益権の金額評価をすることが困難なことです。民法は条件付の権利又は存続期間の不確定な権利は

鑑定人の評価によるとしてはいますが、その評価基準が不明確です（1043条2項）。

受益者連続信託の受益権課税

資産の生前贈与や遺贈の場合は相続の発生時に相続財産の全額を課税します。受益権を複層化して収益受益権と元本受益権に分割しそれぞれの受益権を生前贈与や遺贈した場合は、その信託が通常信託であれば、それぞれの受益権の評価額について課税し、両受益権を合わせて相続財産の全額を課税します。これに対し受益者連続型信託の場合は特例（相続税法9条の3第1項）により収益受益権について権利の取得時に信託財産の全額を課税し、元本受益権について財産の受領時に信託財産の全額を課税するので、一回の相続にも拘わらず信託財産が2回課税されます。この特例は跡継ぎ遺贈型の受益者連続型信託を念頭に導入されたようですが、跡継ぎ遺贈型でない信託にも適用され、その適用範囲が不明確です。税務当局は特例の見直しの要請に対し、受益者連続信託の事例が少ないので、見直しの検討ができないと弁明しているようです。

受益者連続信託の典型例

そこで、この信託の問題点を計数的に明らかにすべく、その典型例を資産の生前贈与や遺贈の場合との対比で検討します。具体的には遺留分侵害額を受益者へ請求した結果、各受益者の承継財産額がどのようになるか、また各受益者の相続税課税後の純承継額はいくらになるかを計算します。信託の種類については、受益権を複層化した信託と通常信託を対比し、信託期中に財産を処分しない信託と処分する信託を対比して検討します。その検討過程において、信託をした場合と信託をしない場合との対比で、民法及び相続税法の適用に関し多くの疑問が湧いてきます。筆者は信託財産の全額課税に異を唱えるものではありません。各受益者の財産の受領額が公平であるか、各受益者の相続税課税額が中立的であるかを考えます。なお障害者保護を目的とする信託の受益権を承継させる事例もあわせて検討します。

（民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦）

日弁連「民事信託業務に関するガイドライン」について

1 ガイドラインの策定

近年の民事信託では、東京地裁令和3年9月17日判決で民事信託の組成に関与した専門家の損害賠償責任が認められ、専門家の能力と倫理が問われています。日本弁護士連合会（信託センター）でも、昨年12月に「民事信託業務に関するガイドライン」が策定されました。当機構では、来る4月17日の専門研修にて、日弁連信託センター長である伊庭潔弁護士をお招きして、上記ガイドラインに関するご講演を実施する予定です。そこで、今回のレターでは、上記ガイドラインの概要をお知らせしたいと思います。

上記ガイドラインは、Iはじめに、策定の目的・位置けを述べ、II留意点で、①依頼者の意思確認、②民事信託以外の選択肢の検討、③依頼者に説明すべき事項、④信託契約の条項の検討、⑤遺留分への配慮、⑥コーディネイターとしての役割、⑦公正証書の作成、⑧信託口座の開設、⑨信託財産の対抗要件の具備等、⑩弁護士による継続的な関与、⑪信託監督人及び受益者代理人への就任、⑫信託の変更、⑬民事信託と税務、⑭マネーロンダリング対策という14項目の留意すべき内容が具体的に述べられ、最後のIIIで、紛争の対応が述べられています。

2 民事信託業務を行う際の留意点

14項目の留意点は、従前から指摘されてきたものですが、特に、①依頼者の意思確認、②民事信託以外の選択肢の検討、⑩弁護士による継続的な関与が重要になりますので、以下にその内容をご紹介します。

①依頼者の意思確認

信託契約の締結に当たっては、依頼者は委託者であることを意識し、そのことを関係者にも説明しなければなりません。また、必ず、委託者と面談し、委託者の意思能力及び信託設定意思を確認しなければなりません。この点、受託者又は帰属権利者（＝委託者の推定相続人）主導でその利益を図る信託契約書が作成される危険性には、特に注意が必要です。

また、委託者の意思と能力の確認のためには、公正証書の作成が推奨されます。なお、Q代理人による信託契約の嘱託が認められるか？という問題に関し、筆者が聞いた元公証人弁護士の講演では、直近の日本公証人連合会の見解は積極説であり、公証人が委託者本人に信託契約締結の意思と代理人への委任の事実を明確に確認できた場合には、委託者について代理方式で公正証書を作成することを許容する、とのことでした。コロナ禍の状況下で、テレビ電話を利用した本人への確認が想定されているようです。

②民事信託以外の選択肢の検討

民事信託に関する相談を受けた際、依頼者の事情に応じ、任意後見、法定後見、贈与、遺言等、他の法制度の利用可能性も十分に検討したうえで、適切な選択肢を提示し、また、受託者が確保できない場合、民事信託は困難であることを説明しなければなりません。

③弁護士（専門家）による継続的な関与

民事信託では、受託者に対する実効性ある監督を行うため、信託監督人又は受益者

代理人を設置することが推奨されますし、信託監督人又は受益者代理人には、信託契約締結に関与した弁護士（専門家）が就任することが望めます。

以上、ガイドラインの一部をご紹介します。4月の専門研修では、伊庭弁護士への質疑もできますので、是非、ご参加いただければと存じます。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

高齢者が所有する有価証券の管理と相続

日本では、2000兆円を超える家計金融資産のうち、半分以上がリターンの少ない預貯金で保有されています。また、年金・保険等を通じた間接保有を含めても株式・投資信託・債券（以下、有価証券といいます）への投資額は244兆円。有価証券の投資家数は2000万人といわれています。

そのような状況をふまえ、政府は、投資経験者の倍増と投資の倍増を目指す「所得倍損プラン」をたて、NISAの抜本的拡充や恒久化を行うなど、制度の整備を行っています。今後、NISAの利用者数と投資金額が増加して、投資信託等への投資額も増えていくこととされます。

一方、家計金融資産のうち3分の2を60歳以上の世帯が保有し、2035年には有価証券保有者のうち70歳以上の割合が50%となります（高齢社会における金融サービスのあり方 平成30年7月3日 金融庁）。有価証券の保有者の高齢化が一層進み、有価証券の管理と相続への対応は重要な課題になっていきます。

日本証券業協会では、高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインを制定しています。ガイドラインでは、高齢顧客を定義し（75歳以上を高齢顧客とし、さらに80歳以上はより慎重な勧誘を行うべき顧客として区分）、高齢顧客への勧誘による販売商品、勧誘を行う場所・方法、約定後の確認、モニタリングの5点について会員の証券会社に社内規則を制定することを求めています。

前述の通り、各証券会社の預り資産に占める高齢顧客の割合は高い状況です。高齢顧客の適合性に反した勧誘・販売が行われ

ないよう社内の規則に従って勧誘・販売が行われているものの、高齢顧客から得る手数料収入の割合は依然高い状況です（かつて筆者が関与したことがある証券会社では、80歳以上の顧客から得る手数料収入が全体の4分の1近くを占めていました）。

高齢顧客の適合性については、それぞれ顧客の状況をふまえて判断されます。一定の年齢を超えた高齢者といっても、投資経験が豊富で保有資産額と判断能力から投資可能な方もいます。

しかし、2035年には65歳以上の3分の1が認知症患者となる可能性があるといわれているなか、有価証券を保有する人が判断能力を低下させ、欠くようになると、本人の判断による有価証券の売買は難しくなります。

このような状況から、高齢者が所有する有価証券を信託財産とする民事信託の利用も求められるのですが、現状では、その利用はあまり進んでいないと筆者は感じています。

次第にはありますが、民事信託に対応する証券会社は増えています。民事信託を利用した高齢者の資産管理に関する情報も、以前より広くいきわたっています。しかし、有価証券の管理においては、民事信託の利用は、まだ少ないようです。

必要なが利用が増えていないのは、有価証券ゆえの課題があると、筆者は感じています。有価証券という資産の特性と有価証券のことを相談する窓口で課題があるのではと筆者は考えています。

信託財産が受託者に移転し、受託者が受益者のために信託財産を管理・処分するのが信託です。管理・処分は受託者がするものの受益者とは異なる者が管理・処分を行うため、有価証券取引における適合性の規則について、証券会社では適合性判断のルール決めにまだ懸念があります。民事信託に対応する証券会社ごとに基準は異なり統一されていないのも現状です。

民事信託の相談窓口となる人の多くは法律の専門家です。窓口となる人に証券会社や金融機関で実際に有価証券の勧誘・販売の経験がある人は少ないでしょう。また、有価証券の勧誘・販売の窓口となる証券会社等の人たちには、まだ、民事信託に関する知識は十分に届いていない状況です。

民事信託の相談窓口となる方には、証券会社の規則や、信託財産となる有価証券の内容について一定の知識が必要なのだろうと筆者は考えています。また、有価証券の相談窓口となる証券会社等の職員にも、民事信託や民法など法律に関する知識が必要でしょう。しかし、現時点では、両者はいずれも一定の知識レベルにまで達していない状況といえるでしょう。

人生 100 年時代、さらに寿命が延びていく時代ですが、年間 140 万人もの方が亡くなります（令和 3 年は、143 万 9809 人）。高齢化の社会では、今後、死亡者数が増えることも予測され、財産の相続が生じます。

そして、有価証券の相続では、相続人への承継の事務手続きが簡単ではありません。被相続人が複数の証券会社に証券口座を持っているときの相続では、相続人の手間も多くなります。遺言があっても相続財産である有価証券の相続人への移転には、問題が生じることもあります（有価証券の相続手続き等について、筆者は別の回で書かせていただきたいと思います）。

高齢者の有価証券の管理と承継に、上手に民事信託を活用できれば、有価証券の価値を維持し、さらには増やししながら、受益者に財産を給付することができると、筆者は考えています。相続における財産の承継においても、有価証券の相続人への移管手続きを簡単にすることもできるだろうと考えています。

それには、有価証券に関する実務を行う証券会社と民事信託の相談を受ける専門家が、信託の活用方法をさらに検討し、活用状況をみながら、より便利な仕組みへとサービスを協力しながら検討していくことも必要なのではと、筆者は考えています。

（石脇俊司 民事信託活用支援機構理事）

「特定委託者」該当のリスク

本日は、先日私の事務所にて議論をしました特定委託者について。この視点を欠いた信託契約書を作ってしまうと面倒なことになるので、注意喚起も兼ねて、あらためて条文を整理してみます。

特定委託者に該当する、すなわち将来的に信託財産の給付を受ける人が、信託を変更できる権限を有していれば、税務上は委託者からの贈与とみなすというルールになっています。例外として、変更権限を「信託の目的に反しないことが明らかな場合」に限定していれば、特定委託者に該当しません。

現在の実務では、信託の変更権限に受託者を絡ませ、その受託者が帰属権利者になるケースが非常に多いと思います。親の財産を子に託し、親が亡くなったならその財産をその子に帰属させるケースが典型例でしょう。よって、信託の変更の箇所ですっかり手当てしないと、かなりのケースがこれに該当することになりそうです。

【相続税法 9 条の 2 第 1 項】

信託（略）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）となる者がいるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

対価を得ずに受益者等となった者は、信託の効力発生時、すなわち（多くの場合は）信託契約時に委託者から贈与を受けたとみなされてしまいます。

【同条第 5 項】

第 1 項の「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益

者を除く。）をいう。

「信託財産の給付を受けることとされている者」としては、例えば、当初受益者以降の後順位受益者、信託終了時に残余財産の給付を受ける帰属権利者などが該当するでしょう。

【相続税法施行令第 1 条の 7】

法第 9 条の 2 第 5 項に規定する政令で定めるものは、信託の目的に反しないことが明らかな場合に限り信託の変更をすることができる権限とする。

2 法第 9 条の 2 第 5 項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。

私は当初、このみなし贈与の立法趣旨として、信託を自由に変更できる者が将来的に信託財産を取得するなら、それはその者がその財産を自分の利益のために自由にできるということで、これが贈与に似ているからみなし贈与になる、と考えました。であれば、変更権限はあっても一人で自由にできないケース、例えば合意によって変更することとされているケースでは、特定委託者にはあたらないのではないか、と思ったのです。

しかし、この点は上記第 2 項でズバリ排除されており、合意による変更権限もアウトとなります。

さて、特定委託者該当の手当てがされていない信託契約書を作成してしまった場合、条文上は贈与税が課せられることになりそうですが、実際はどのようなのでしょうか？

何人かの税理士の先生にきいてみたところ、本当に贈与税が課せられて大問題になるという見解をもってらっしゃる先生はいらっしゃいませんでした。専門ではないので詳細は割愛しますが、税務署も知らないだろうし、わからないと思われるので、そのまま 6 年の時効にかかるだろう。仮に知っていて、わかってしまっても、当初より信託の目的に反しない変更に限る意向だったという主張をすれば問題ないだろう。とはいえ条文上は課税となってい

るので、この点手当てをする覚書のようなものを一筆書いておいたらよいのではないか、という意見が支配的でした。

ただ、実際の課税リスクは低いにしろ、ゼロではないですし、やはり専門家としては、手当てが抜けていたことがわかった時点で何らかの処置はしなければならないと思います。数が多いとかなり面倒な作業になりますし、覚書を作成するにも信託契約の当事者が既に認知症になっていては作成できません。

やはりしっかり注意したいところです。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's
News 153

2023.4.25

専門家協議会 会員 ニューズレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL: 03-3524-7258 FAX: 03-5259-8024
<http://www.shintaku-shien.jp/>

受益者連続信託の活用その3

受益者連続信託の活用

民事信託の歴史が長い米国ではこの信託が多用されています。日本でもこの信託を活用していただきたいと思い、第145回ニューズレター（令和4年12月25日発行）で「受益者連続型信託を改めて考える」を執筆しました。しかし、日本ではこの信託がまだ十分活用される状況ではありません。この主な原因は、跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託に係る遺留分の侵害額請求への対応と、跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託を含む多様な受益者連続型信託に係る税務の特例です。第149回のニューズレター（令和5年2月25日発行）では、この問題を取り上げ、当機構の3月の専門研修では、この信託の典型例により、この問題を計数的に明らかにしました。今153回のニューズレターでは受益者連続型信託に係る税務の特例に対する対応策を検討します。

受益者連続型信託に係る税務の特例

受益権を複層化して収益受益権と元本受益権に分割しそれぞれの受益権を生前贈与や遺贈した場合は、その信託が通常の信託であれば、それぞれの受益権の評価額について課税し、両受益権を合わせて相続財産の全額を課税します。これに対し受益者連続型信託の場合は、収益受益権を適正な対価を負担せずに取得した場合、特例（相続税法9条の3第1項）により、その評価額は受益権の取得時の信託財産の全額とみなされて課税され、元本受益権について財産の受領時に信託財産の全額を課税されるので、一回の相続にも拘わらず信託財産が2回課税されることになり、税負担が重くなります。

京都大学の岡村忠生教授の事例

この税務の特例は受益権を適正な対価を負担しないで取得した場合に適用があり、適正な対価を負担して取得した場合には適用がありません。そこで、岡村教授は次の事例を紹介しています（岡村忠生「不完全移転と課税（序説）」（京都大学「法学論叢164（1-6）2009年3月」142頁～152頁）。

岡村教授の受益者連続型信託の事例

親Xがその子Yと配偶者Zへそれぞれ金銭を贈与し、配偶者Zが死亡するとその金銭は別の子Sへ跡継ぎ遺贈する目的で、次の受益者連続型信託を設定した。信託行為には、収益受益権は委託者Xからその子Yへ、元本受益権は委託者Xからその配偶者Zへ、更にその別の子Sへ連続する定めがある。

適正な対価による受益権の取得：

信託行為の定めにも拘わらず、委託者Xの生前に、配偶者ZがXから贈与を受けた元本受益権をその別の子Sに贈与する。子のYは別途Xから贈与を受けた金銭で委託者Xから収益受益権を時価により買い取る。Zは別途Xから贈与を受けた金銭で当該元本受益権をSから時価により買い取る。Yが信託期間中に収益を享受し、Sは贈与を受けた元本受益権の売却の対価として金銭を受領する。Zは信託終了時に買い取った元本受益権に基づき信託財産を受領するが、買取の対価としてSに信託財産相当額の金銭を支払っている。

受益権取得課税に対する先生の見解：

「受益者連続型信託の受益権評価の特例は適正な対価を負担しない場合に適用がある。委託者からその配偶者Zへの元本受益権贈与は特例の適用があるのでその評価額がゼロとされ、その別の子Sへの同元本受益権の贈与もゼロとされ課税がない。これに対しYの収益受益権の取得は時価によるので適正な対価を負担した取得でありこの特例の適用が無い。ZによるSからの元本受益権の買い取も適正な対価を負担しているのでこの特例の適用が無い。信託終了時のZの信託財産の受領はZが適正な対価を負担して受益権を取得したので課税がない。委託者Xからの子Y及び配偶者Zへ金銭の贈与には贈与税の課税があるが、信託財産に対する課税は1回の課税で済む。ただし、譲渡所得税の課税の可能性はある。」とのこと。この事例について一部の専門家から特例の潜脱であるとの批判がありますが、皆さんはどう思われますか。ご意見をお聞かせください。

（民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦）

民事信託における税制について

1 信託税制マニュアル

民事信託では、税務の検討が必須です。そこで、本年3月22日に日本弁護士連合会（信託センター）から公表された信託税制マニュアルを参考に、民事信託における税制を確認したいと思います。なお、前提事例として、父及び父亡き後の母の安定した生活を目的として不動産（自宅＋アパート）を子に信託する受益者連続信託、すなわち委託者：父、受託者：子、当初受益者：父、第二次受益者：母、終了事由：父母の死亡、帰属権利者：子という信託契約を想定します。

2 信託税制の概要

信託に関わる税は、主に、所得税・法人税、資産課税である相続税・贈与税、流通税（登録免許税・不動産取得税・印紙税）の3種類がありますが、信託の課税関係については、信託によって実質的に経済的利益を得るのは受益者であるから、原則的には受益者に所得等が帰属するものとして規律される、と考えられています。この基本原則は、所得税法13条1項本文「信託の受益者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律を適用する。」に表明されており、法人税法12条1項本文・消費税法14条1項本文もこの基本原則を規定しています。

3 信託設定時

①相続税法9条の2・1項により贈与がみなされるか？の検討になりますが、自益信託なので贈与税は課税されません。②登録免

許税について、所有権移転登記は課税対象外（登録免許税法7条1項1号）なので非課税、信託の登記は税率1000分の4（土地は1000分の3）で課税、不動産取得税は非課税です（地方税法73条の7第3号）。印紙税は、信託契約書1通につき200円で、公正証書では原本に貼付されています。なお③信託設定では受益者別（委託者別）調書の提出が義務付けられていますが（相続税法59条3項1号）、本事例は自益信託なので、提出不要になります（同項ただし書・相続税法施行規則30条7項5号イ(4)）。

4 信託継続中

①アパートからの家賃収入に関し、受益者である父（父死亡後は第二次受益者である母）に所得税と消費税が課税されます。なお、信託から生じる不動産所得については損益通算の制限があることに留意しなければなりません（租税特別措置法41条の4の2・1項、同法施行令26条の6の2・4項）。②父の死亡に基因した受益権の取得は、相続税法9条の2・1項により遺贈とみなされて、母に相続税が課税されます。③登録免許税について、各不動産に受益者変更の登記が必要なため、不動産1個につき1000円必要となります。不動産取得税は、不動産所有権の移転が無いので、課税されません。なお④固定資産税は、地方税法343条が納税義務者を「所有者」としているため、法形式上の所有者である子（受託者）に課税されます。⑤受託者は、毎年1月31日までに、税務署に、信託の計算書及び合計表を提出しなければなりません（所得税法227条）。また、父から母に受益者が変更した際、受託者は、父死亡日の翌月

末日までに、税務署に、受益者別（委託者別）調書及び合計表を提出しなければなりません（相続税法 59 条 3 項 2 号）。

4 信託終了時

①子への残余財産移転は、個人間の無償移転なので、母に譲渡所得は無く、所得税は課税されません。ただし、母死亡後 4 か月以内の所得税・消費税の準確定申告は必要です。②母の死亡に基因した残余財産の取得は、相続税法 9 条の 2・4 項により遺贈とみなされて、子に相続税が課税されます。③残余財産である不動産を取得した子には、登録免許税が課税されます。その税率が、相続による移転とみなされて（登録免許税法 7 条 2 項）、1000 分の 20 から 1000 分の 4 に軽減されるためには、信託契約書に委託者の地位が受益者に移転する旨の条項を設けておく必要があると言われております。ただし、1000 分の 4 の登録免許税に代えて、受託者である子の固有財産となった旨の登記事項の変更があったにすぎないと解釈に基づき、不動産 1 個につき 1000 円とされる事例も増加しているようです。なお、信託の登記の抹消については、不動産 1 個につき 1000 円必要となります。不動産取得税についても、原則課税ですが、登録免許税と同様に相続による移転とみなされて非課税とすることが可能です（地方税法 73 条の 7・4 号）。④受託者は、翌年 1 月 31 日までに、税務署に、信託の計算書及び合計表を提出しなければなりません（所得税法 227 条）。また、信託終了時において、受託者は、母死亡日の翌月末日までに、税務署に、受益者別（委託者別）調書及び合計表を提出しなければなりません（相続税法 59 条 3 項 2 号）。

5 まとめ

以上のとおり、民事信託における税制を確認してきましたがご参考になったでしょうか？なお、信託終了時における登録免許税

の実例、特に受託者の固有財産となった旨の登記事項の変更にすぎないとして不動産 1 個につき 1000 円とされた事例について、当機構宛にご報告をいただくと幸甚です。何卒よろしくお願い申し上げます。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

民事信託における税制について

1 信託税制マニュアル

民事信託では、税務の検討が必須です。そこで、本年3月22日に日本弁護士連合会（信託センター）から公表された信託税制マニュアルを参考に、民事信託における税制を確認したいと思います。なお、前提事例として、父及び父亡き後の母の安定した生活を目的として不動産（自宅+アパート）を子に信託する受益者連続信託、すなわち委託者：父、受託者：子、当初受益者：父、第二次受益者：母、終了事由：父母の死亡、帰属権利者：子という信託契約を想定します。

2 信託税制の概要

信託に関わる税は、主に、所得税・法人税、資産課税である相続税・贈与税、流通税（登録免許税・不動産取得税・印紙税）の3種類がありますが、信託の課税関係については、信託によって実質的に経済的利益を得るのは受益者であるから、原則的には受益者に所得等が帰属するものとして規律される、と考えられています。この基本原則は、所得税法13条1項本文「信託の受益者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律を適用する。」に表明されており、法人税法12条1項本文・消費税法14条1項本文もこの基本原則を規定しています。

3 信託設定時

①相続税法9条の2・1項により贈与がみなされるか？の検討になりますが、自益信託なので贈与税は課税されません。②登録免

許税について、所有権移転登記は課税対象外（登録免許税法7条1項1号）なので非課税、信託の登記は税率1000分の4（土地は1000分の3）で課税、不動産取得税は非課税です（地方税法73条の7第3号）。印紙税は、信託契約書1通につき200円で、公正証書では原本に貼付されています。なお③信託設定では受益者別（委託者別）調書の提出が義務付けられていますが（相続税法59条3項1号）、本事例は自益信託なので、提出不要になります（同項ただし書・相続税法施行規則30条7項5号イ(4)）。

4 信託継続中

①アパートからの家賃収入に関し、受益者である父（父死亡後は第二次受益者である母）に所得税と消費税が課税されます。なお、信託から生じる不動産所得については損益通算の制限があることに留意しなければなりません（租税特別措置法41条の4の2・1項、同法施行令26条の6の2・4項）。②父の死亡に基因した受益権の取得は、相続税法9条の2・1項により遺贈とみなされて、母に相続税が課税されます。③登録免許税について、各不動産に受益者変更の登記が必要なため、不動産1個につき1000円必要となります。不動産取得税は、不動産所有権の移転が無いので、課税されません。なお④固定資産税は、地方税法343条が納税義務者を「所有者」としているため、法形式上の所有者である子（受託者）に課税されます。⑤受託者は、毎年1月31日までに、税務署に、信託の計算書及び合計表を提出しなければなりません（所得税法227条）。また、父から母に受益者が変更した際、受託者は、父死亡日の翌月

末日までに、税務署に、受益者別（委託者別）調書及び合計表を提出しなければなりません（相続税法 59 条 3 項 2 号）。

4 信託終了時

①子への残余財産移転は、個人間の無償移転なので、母に譲渡所得は無く、所得税は課税されません。ただし、母死亡後 4 か月以内の所得税・消費税の準確定申告は必要です。②母の死亡に基因した残余財産の取得は、相続税法 9 条の 2・4 項により遺贈とみなされて、子に相続税が課税されます。③残余財産である不動産を取得した子には、登録免許税が課税されます。その税率が、相続による移転とみなされて（登録免許税法 7 条 2 項）、1000 分の 20 から 1000 分の 4 に軽減されるためには、信託契約書に委託者の地位が受益者に移転する旨の条項を設けておく必要があると言われております。ただし、1000 分の 4 の登録免許税に代えて、受託者である子の固有財産となった旨の登記事項の変更があったにすぎないと解釈に基づき、不動産 1 個につき 1000 円とされる事例も増加しているようです。なお、信託の登記の抹消については、不動産 1 個につき 1000 円必要となります。不動産取得税についても、原則課税ですが、登録免許税と同様に相続による移転とみなされて非課税とすることが可能です（地方税法 73 条の 7・4 号）。④受託者は、翌年 1 月 31 日までに、税務署に、信託の計算書及び合計表を提出しなければなりません（所得税法 227 条）。また、信託終了時において、受託者は、母死亡日の翌月末日までに、税務署に、受益者別（委託者別）調書及び合計表を提出しなければなりません（相続税法 59 条 3 項 2 号）。

5 まとめ

以上のとおり、民事信託における税制を確認してきましたがご参考になったでしょうか？なお、信託終了時における登録免許税

の実例、特に受託者の固有財産となった旨の登記事項の変更にすぎないとして不動産 1 個につき 1000 円とされた事例について、当機構宛にご報告をいただくと幸甚です。何卒よろしくお願い申し上げます。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

顧客本位について考える

金融庁は、2017年3月20日に「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、本原則といいます。）を公表しています（2021年1月15日に改訂）。本原則は、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めています（金融庁は、顧客本位の業務運営に関する情報として、以下に本原則も公表しています。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>

本レターの読者の方は、金融事業者でない方も多いかと思いますが、民事信託に関わる者として、本原則は参考になることが多いと筆者は思っており、本レターでは本原則について考えてみたいと思います。

本原則は、7つの原則で構成されています。それぞれの原則の項目は、原則1：顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等、原則2：顧客の最善の利益の追求、原則3：利益相反の適切な管理、原則4：手数料の明確化、原則5：重要な情報の分かりやすい提供、原則6：顧客にふさわしいサービスの提供、原則7：従業員に対する適切な動機づけの枠組み等、となっています。

この7つの原則のうち、本レターでは、原則2、3、5、6について取り上げ考えてみたいと思います。

本原則は、すべて「金融事業者は」という主語で始まっています。この主語を、「民事信託の検討を担う者は」と置き換えて考えてみたいと思います。

原則2、（民事信託の検討を担う者は）、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。

主語を入れ替えると、民事信託の検討を担う者は、業務の専門性をさらに高め、誠実かつ公正に業務を行うことが求められ、顧客の最善の利益を図らなければならないと求められていることとなります。

いかがでしょうか。民事信託の検討を担っている読者の方は、どのように日々専門性を高め、誠実かつ公正に業務を行っていますか？そして顧客の最善の利益をどのように考え業務を行っていますか？筆者は、この原則2を、「民事信託の検討を担う者」と言い換えたことで、自らを律して日々の業務に取り組んでいかなければならないと思いました。また、民事信託における「顧客の最善の利益」とは何か？についてあらためて考えていく必要があると感じました。民事信託の検討を担う際の顧客は、委託者か、委託者を含め受託者か、それとも委託者と受託者に加えて委託者の家族全員か、どのスタンスで取り組んでいくのか、明確に認識して取り組む必要性をあらためて感じました。

民事信託活用支援機構の2023年4月の研修では、日弁連信託センターの「民事信託に関するガイドライン」の解説を同センター長の伊庭潔弁護士に解説いただきました。このガイドラインでは、依頼者は委託者であることを明確に示しています。今一度、読者の方々が業務を引き受ける際の依頼者について明確に意識して、その依頼者

の最善の利益を実現するよう業務を担っていただきたいと思いました。

原則3、（民事信託の検討を担う者は）、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。

民事信託の検討を担う者は、検討する信託にどのような利益相反があるかを把握して、利益相反がある場合には、信託の検討時点でそれを適切に管理することを求められると、本原則を解釈してみたいと思います。

民事信託において、利益相反の管理はとても難しいと、筆者は考えています。信託の利益相反は、さまざまな点において議論があり、本ニューズレターの文字数では論じることができないほどです。そのような利益相反の可能性を、民事信託を検討する者として、どこまで正確に把握することができるか？ 筆者も精一杯努めていきたいと思っています。

原則5、（民事信託の検討を担う者は）、顧客との情報の非対称があることを踏まえ、（略）重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

民事信託の法律と税務は、それを利用する者には容易に理解できるものではないと、筆者は考えています。それを、分かりやすく提供しているか？ 読者のみなさんは、いかがでしょうか？ 説明する側は、相手に理解しやすいような説明をしていると思っても、相手が理解していなければ、その説明は意味を成しません。分かりやすい説明だったと判断するのは顧客です。顧客への分かりやすい説明をどのように実行するか？ 読者の方は、情報の非対称があり情報の弱者である顧客にどのように説明し、そして顧客がその説明を理解し

たと判断したと、どのように判断するのでしょうか？ 顧客が理解できるよう分かりやすく情報を提供しているか？ 今一度、皆さんの情報提供の仕方をチェックしてみたいかがでしょうか？

原則6、（民事信託の検討を担う者は）、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい（略）サービスの組成（略）を行うべきである。

原則6は、金融事業者における顧客の適合性の管理に関する原則です。読者のみなさんは、顧客の適合性をどのように管理していますか？ 顧客の全資産、知識、ニーズをすべて把握して、顧客にふさわしいと思われるサービスを提供していますか？ この問題への回答に「はい」と答えられる方は、日頃から完璧に顧客情報を把握しようと心がけている方と思われます。是非、模範的な取り組みを今後も継続していただきたいと思っています。

本ニューズレターで、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」を取り上げたのは、筆者がこの原則をすべて満たしていると思っているからではありません。

金融商品に比べて、信託財産に関わる者が多くなる民事信託は、一層、慎重に顧客本位を目指していく必要があると、筆者は考えています。

民事信託に関与する方は、「顧客本位の業務運営に関する原則」の主語を、「民事信託の検討を担う者は」と置き換え、定期的に本原則を読んでいただき、日頃の業務について振り返るのはいかがでしょうか。本原則は業務のチェックシートとしても利用でき、金融事業者に関わらず多くの方が参考にすべき原則であると筆者は考えています。

（石脇俊司 民事信託活用支援機構理事）

最新の米国の民事信託事例

当機構の研修

当機構は毎年度に基礎研修と専門研修の両方を行います。昨年の基礎研修は主として民事信託の理論ないし実務を取り上げました。今年度の基礎研修は皆様の関心の深い民事信託の事例を取り上げます。先月の基礎研修では機構理事弁護士の山口先生が、ご自分が信託契約を作成した資産承継事例を取り上げ信託契約作成の留意点を解説しました。今月6月21日の基礎研修では私が米国の最新の民事信託事例を取り上げます。米国は民事信託の歴史が長いので様々な事例があり参考になります。このレターはその概要と問題点をあらかじめ皆様にお知らせし、基礎研修におけるご理解の一助とするものです。

米国の民事信託の事例

原告の伯父はその母親（原告から見て祖母）が91歳になり自分で財産の管理ができなくなったので、母親の代理人として管理目的の民事信託を設定しました。この信託の受益者は祖母でしたが、祖母の死亡により信託が終了したときに残余財産を次のように分配することになっていました：

- 金銭は原告を含む祖母の孫に均等に分配する。
- 不動産を含むその他の財産は伯父とその子供に分配する。

原告は伯父を被告としてこの祖母の生前信託の無効を訴えました。裁判所は伯父に信託設定の代理権が無かったと認定し、この信託の無効を確認しました。さて、日本は近時高齢化が急速に進展し親の認知症を心配する息子から、自分を受託者とする親の財産の管理のための民事信託の設定について皆様によく相談が寄せられると思います。その場合この米国の事例で問題になったように息子が親の代理人となって信託契約を締結することが許されるでしょうか。

要式行為の規律

遺言は遺言者の真意を確認し、その偽造・変造を防止するために厳格な要式行為され、遺言書の作成方法が3種類に限定されています、この要式に従わない意思表示は遺言とはみなされません（民法967条）。自筆証書遺言では遺言者が自書する必要がある、公

正証書遺言では遺言者が公証人に口述する必要があり、そして秘密証書遺言では遺言者が公証人の前に封書を提出して自己の遺言書である旨申述する必要があります。これらの行為を代理人が遺言者に代わって行うことはできません（民法968条から970条）。信託の設定も悪用を防止するために信託法により設定方法が3種類に限定されています（信託法3条）が、信託の設定は代理人が本人に代わって行うことができるのでしょうか。遺言をする方法による信託の設定（以下「遺言信託」と言う）は遺言の要式に従う必要があるため代理制度に馴染みません。これに対し信託契約の方法による信託の設定はその可否について信託法に規定がないので意見が分かれます。

信託契約を公正証書にする場合

公正証書にて代理人が信託契約を行う場合、「遺言代用信託の類型もあり、囑託人（委託者）の意思能力と契約意思を特に注意している。公証人が委託者本人に信託契約締結の意思と代理人への委任の事実を明確に確認できれば代理方式による信託契約締結を容認する」（令和3年の日公連の方針）」とのことです（「公証役場からみた民事信託」（「家庭の法と裁判」35号26頁））。

信託契約を私署証書にする場合

私署証書は公正証書のように公証人による委託者本人の信託契約締結の意思と代理人への委任の事実の確認の手続きがありません。委託者の死後に信託財産の処分を予定する信託の場合、委託者の死亡後はその監視が無くなるのを見越して、代理人が自己の利益のために信託を設定する危険があります。そこで、遺言代用信託については遺言信託と同様に代理制度の利用を否定する意見が有力です。また跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託についても信託財産の死後処分を予定するので代理制度の利用を否定する意見があります。これに対し自益信託であれば代理人による設定は可能ですが、委任契約時に本人が行為能力を有し、委任状は白紙委任ではなく信託契約締結の意思の明瞭な表示が必要であると考えられます。

（民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦）

「受託者がいない」問題に新たな一手

民事信託を使った各種対策に取り組んでいると、必ずといっていいほどぶち当たる問題が「受託者がいない」問題です。昨年、この問題にアプローチすべく、司法書士の有志が信託業の登録をして、ふくし信託株式会社という信託会社を設立しました。さっそく1件具体的な事例で相談者さんと一緒に話を聞いてみたので、本日はその様子をご紹介します。

< 事案 >

離婚されてシングルマザーの相談者さんは、まだ小さいお子さんが成人するまでに自分にもしものことがあった時のことを心配されていました。相談者さんは資産運用でけっこうな財産を築いているのですが、それを元夫が触ることになるのは嫌だとのことでした。

なお、お子さんが未成年のうちに親権者である相談者さんが亡くなっても、お子さんの実父である元夫の親権が回復するわけではなく、未成年後見が開始します。しかし、未成年後見も後見ですから、どこまでお子さんのために柔軟に財産を使えるかは疑問です。

< 相談 >

この手のケースでは、相談者さんが突然の事故や病気で判断能力を失った場合と死亡した場合の2パターン検討する必要があると思われますが、とりあえず後者の死亡パターンのみ検討してみました。相談者さんが遺言で財産を信託し、万が一、お子さんが未成年のうちに相談者さんが亡くなったら信託がスタートするという形ができないか？適切な受託者候補がいないそうなので、ふくし信託さんにきいてみたところ、「検討できる」との回答でした。

< 具体的な仕組み >

まず、ふくし信託さんへ財産を信託する旨の公正証書遺言を作成します。信託の内容は、遺言の一部として、ふくし信託さんの約款を盛り込みます。また、信託の業務期間は、(万が一の事態発生後)遺言執行者による信託の申し入れがあった日から信

託終了事由の発生日までとします。

信託の業務期間が開始した後は、ふくし信託さんからお子さんに定期・定額給付をしていきます。

ポイントとなるのは指図人(指図権者)を設定するところです。指図人は、定期・定額給付以外のイレギュラーな支出を受託者であるふくし信託さんに指図する立場です。これによって、柔軟な財産管理を実現します。この指図人は、ふくし信託さんでは事案の相談に乗っている士業が想定されているようですが、士業でなければならないというのではなく、親族などでも大丈夫だそうです。

最終的に信託が終了する際には、帰属権利者に帰属させます。本件のお子さんになると思われます。

ふくし信託さんでは、主に高齢者の財産管理を想定しているので、帰属権利者として寄付先などの指定もできるとのことでした。

< 注意点など >

遺言信託も対応してもらえるので幅が広がりそうな一方、制約もありました。信託できる財産は現金と不動産のみとなります。ちなみに、本件の相談者さんの財産はほとんどが投資商品であり、そのままではふくし信託さんにお問い合わせできません。万が一の際には、遺言執行者が換金したうえでふくし信託さんに信託の申し入れをするという遺言内容、流れになると思われます。

また、本件は商事信託なので、信託報酬など費用が発生します。私がうかがった本年春の時点では、信託設定時(本件相談の場合は遺言書作成時)に30万円、信託期間開始後は財産額に応じたパーセンテージで信託報酬がかかることになるとのことです。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)

遺言代用信託と後継ぎ遺贈型受益者連続信託

1 遺言代用信託

遺言代用信託は、委託者の死亡により受益権等を取得する旨の定めのある信託をいい、典型的には、委託者が財産を信託して、委託者生存中は委託者自身を受益者とし、委託者死亡後は委託者の配偶者や子などを受益者とすることによって、自己の死亡後における財産の分配を信託によって実現するものです。

この遺言代用信託は旧法下でも有効なものとしていきましたが、後述の後継ぎ遺贈型受益者連続信託とともに、相続法秩序との衝突を引き起こすものとして利用の拡大を懸念する意見もありました。そこで、信託法は90条で遺言代用信託の有効性を認めつつ、91条で相続法秩序との衝突を回避する工夫をしています。すなわち、死者が自らの死亡後の財産の流れを無制限にコントロールできることは相続法秩序に反するとみられるところ、無制限ではなく30年という期間を定めることで財産処分限界付けをしているものと理解することができます。

2 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、受益者連続信託の中の一類型です。

受益者連続信託は、受益者としての地位が次々と変わっていく信託ですが、受益権の取得に条件や期限を定めること、終期を定めることも可能ですから、ある事象が生じると受益者の受益権が失われ、別の者に受益権が発生する信託を設定できます。かかる受益者連続信託の中で、受益者の死亡という事象により、他の者が受益権を取得

するのが、後継ぎ遺贈型受益者連続信託です。この後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、例えば甲を第一受益者、甲が死亡したら乙が第二受益者、乙が死亡したら丙を第三受益者とするといったように、もし存続期間の制限がなければ、財産の承継を何代も先まで決めることができます。その結果、死者による無制限なコントロールという相続法秩序との衝突が生じるので、30年という期間を定めて衝突を回避したとみられます。

3 両信託の関係

このように見てくると、後継ぎ遺贈型受益者連続信託で、かつ、自益信託すなわち委託者が第一受益者となって開始される信託は、遺言代用信託ということになるのだと思われます（信託法90条1項1号の文言からすれば、他益信託で開始される遺言代用信託も可能だと思いますが、実際にその例を見たことはありません。）。

ところで、委託者の死亡により自益信託が終了し帰属権利者・残余財産受益者が残余財産を取得する信託は、遺言代用信託なのでしょうか？自己の死亡後における財産の分配を信託によって実現する機能に着目すれば、死因贈与に類似した遺言代用信託と言ってもよいのかもしれませんが。しかし、委託者の死亡で終了するのだから、死者による無制限なコントロールが問題になることはありません。とすれば、やはり、いわゆる講学上の遺言代用信託とは呼べないのでしょうか。

ただし、遺留分制度の規律に服する点では、委託者の死亡で終了する自益信託も遺言代用信託（委託者が第一受益者となる後

継ぎ遺贈型受益者連続信託)も同様です。
とはいえ、委託者の死亡で終了する自益信託であれば受益権の付与はないので、信託財産説か受益権説かという争いはないのだろうと思われま

5 まとめ

以上、言葉遊びのようなところもありますが、自分でもモヤモヤしていた遺言代用信託と後継ぎ遺贈型受益者連続信託とを整理してみました。ただ、会員の皆様には異論もあるかと思いますので、是非ご意見をいただければ幸いです。何卒よろしく願い申し上げます。(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)

Solution と Communication

今、煩わしい状況になっていれば、誰もがその状況を一刻も早く解消したいと思うことでしょう。

解消のために何をすればよいのか？ 煩わしい状況に陥っている人が、これまでの経験では、その解消方法がわからない場合には、専門家といわれる人に相談し、適切な解消方法で処置してもらい、または解消方法を指示してもらい、その指示に従って対処することが必要です。

専門家は煩わしい状況に陥っている人の状態を客観的に観察し、専門家の経験と知識から、その状況を生む原因を見つけ出し、解決方法を特定していきます。

専門家が特定した解決方法が Solution です。薬をはじめとしたさまざまな商品、手続きや仕組みなど、解消する症状にあわせて Solution はさまざまです。

このニューズレターの読者が関わる高齢者の財産管理、相続、事業承継で考えてみると、遺言、信託、後見、委任、生命保険、会社の利用などが Solution の例として挙げられでしょう。

すでに症状が出ていて、辛い状況や煩わしいことになっていれば、すぐに専門家に相談に行けばよいでしょう。しかし、今はまだ元気で何も問題ない状況では、将来に自身が煩わしい状況に陥ることを予測するのはとても難しいことです。また、人は、私にだけは、そのような煩わしいことが起こらないと思う人がほとんどです。

特に、相続や事業承継は、将来に必ず生じるのに、そのときにどのような煩わしいことが起こるのかが、本人には明確に見え

ないものです。また、今、煩わしい状況にもなっていないので、そのような状況になったときに相談しようと、相談を先延ばしにしてしまいます。

税金の負担は皆が減らしたいと思っています。また、儲かる話しは魅力的です。常に、節税の Solution は注目され、リスクなく誰もが儲かるはずもないのですが、高利回りをうたう商品も興味を集めます。

皆に注目されるから、その Solution の提供者は、魅力と思われるポイントをより強調して伝えます。提供される商品にすべてミスマッチが生じるものでもありませんが、顧客の期待が大きくなるほど、その Solution の効果が得られなかったときに生じる顧客の不満は大きくなります。

また、節税については、多くの人がある Solution を使うようになると、Solution を使いたくても使えない人との公平性に問題が生じるため、いずれ国によりその取扱いの変更がなされるようになるのはこれまでの例をみてもおわかりいただけるかと思います。

相続や事業承継を考えると、一定の年齢を超えた人には積極的な働きかけが重要と筆者は考えています。専門家から働きかけて Communication をとることで、その人を客観的に理解して、将来に煩わしいことが生じる可能性を伝えていくことが必要と筆者は考えています。

海面より上に出てあきらかになった氷山の一角には、適切な Solution を提供する重要な役割が、専門家にはあります。そしてさらに、海の中に隠れている煩わしいこと

を生じさせる可能性があるものを見つけ出す役割も、専門家に担っていただきたいと思っています。

顧客基盤がある専門家、例えば税の申告で顧客と定期的に接点を持つ税理士は、顧客の財産管理、相続、事業承継にむけた Communication を是非とっていただきたいと、筆者は考えています。

顧客のデータを客観的に観察し、専門家が経験したこれまでの事例から、その顧客に将来何が生じる可能性があるかを推測し、顧客の課題を見つけ出し、顧客にその課題をわかりやすく説明する、この Communication を取っていただくことを税理士の方々に期待します。

データに加えて、顧客がどのようなことを実現したいのか、心配に思っているのかを聴きだす Communication も欠かせません。

顕在した課題は、顧客が AI に相談すれば、何が適切な Solution かがわかる時代はもうすぐそこまで来ていると筆者は考えています。その時が来たときには、海の下に隠れている顧客の課題を見つけ出し、課題解決に適切な方法を処置していくことで、顧客の将来に煩わしいことが生じないようにしていく。

Solution の提供のみを目的とせず、顧客本位に Communication と Solution を提供する仕事をしていくことが、これからの時代には必要なのではと、筆者は考えているのですが、読者のみなさんはどのように思われますか？

(石脇俊司 民事信託活用支援機構理事)

同性カップルの婚姻を実現させる

先日、同性カップル（生物学上の性は男性）の方のご相談を受けました。今回、お子さんが生まれた（相談者さんの実子）ため、法律上の婚姻と同じような家族体制を整えるために動いているとのことでした。

<相続関係を作るために…>

まず、相談者さん及びパートナーの方が死亡した場合、お互いは法律上の相続人には該当しませんから、何らかの手当てが必要です。

そこで、相談者さんの子、パートナーの方を親とする養子縁組の手続を既にとられているとのことでした。これによって、法律上は、パートナーの方が祖父、相談者さんが子、今回生まれたお子さんは孫、という形が作れたこととなります。

<親権者と同じ形を作るために…>

今回のご相談は、未成年後見人を指定する遺言書を作成したいというものでした。

お子さんが未成年のうちに親権者である相談者さんが死亡した場合、パートナーの方は、実際は親としての役割を果たしていても、法律上は当然には親権者になりません。そうすると、お子さんは親権者がいない状態になってしまいますから、未成年後見人を選任することになります。仮にそうなっても、個人的には、実際にずっと親として暮らしてきたパートナーの方が未成年後見人に選任される可能性が高いのではないかと思います。それを確実にするために、遺言でパートナーの方を未成年後見人として指定しておきたいとのことでした。

参考：【民法839条】未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。

<未成年後見の問題と対策>

さて、ご相談者さんのお考えのとおり遺言で未成年後見人を指定しておけば、万が一の際に、確かにパートナーの方が未成年後見人として、お子さんの親権者に近い法律上の役割を果たすことができ

るでしょう。

一方で、後見制度の一つとして、普段認知症対策の場面でよくお話に出る使い勝手（とっていいのか）の悪さは未成年後見にもあります。

特に今回の場合、お子さんはまだ生まれたばかりですから、もし相談者さんに万が一のことがあって財産を相続しても、その後運用して増やすなど、お子さんの将来のことを考えて、資産を柔軟に動かせるようにしておいた方がよいようにも思われます。

しかし、親権者ならできることが、未成年後見では裁判所の監督があるためにできない、ということもあるかもしれません。

そこで、私の方から、遺言で未成年後見人を指定すると同時に、遺言で財産を信託する（遺言による信託）も検討されてもよいかもしれないというアドバイスをしました。

これによって、相談者さんに万が一のことがあった場合、パートナーの方が未成年後見人として親権者に近い法律上の立場を得られると同時に、親権者であればできるはずの柔軟な資産の管理運用を実現させることができると考えました。

本件は、現段階では相談で終わっており、実際に取り組んではいません。しかし、実際に取り組むとなれば、あまり扱ったことのない未成年後見の勉強からしっかりやり直して、考えられる課題点などももう少し細かく慎重に洗い出した方がよいように思っています。

<おわりに>

今回のご相談で、あらためて、同性カップルの方の婚姻のハードルを感じました。まず、子供をもつにはどうすればいいか、ということに始まり（今回はテーマから外れるので詳細は省略します。）、相続関係、親権関係を作るために、一つひとつ取り組んでいかなければなりません。自分だったら…と想像してみると、その努力が並大抵のものではないことが実感できます。パッケージ商品（結婚）を買えないばかりに、バラ売りの割高商品（養子縁組や遺言など）を買わされているようなもので、課題があるなと感じました。

（司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事）

民事信託の活用が広がるための環境づくり

一般社団法人

民事信託活用支援機構

Member's
News 161

2023.09.25

専門家協議会 会員 ニューズレター

発行・編集
一般社団法人 民事信託活用支援機構

TEL: 03-3524-7258 FAX: 03-5259-8024
<http://www.shintaku-shien.jp/>

跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託の存続期間

1. 受益者連続信託の存続期間

受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託（いわゆる跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託）は信託法 91 条に定めがあり、この信託の類型には受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含むとされます。その存続期間は同条により「当該信託がされた時から 30 年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する」されています。

2. 信託法 91 条の解釈

この条文は難解であり、その解釈は分かれています（注 1）が、立法担当者は、信託設定後 30 年以降の 1 回目の跡継ぎ遺贈で受益権を取得した後継受益者が死亡するまで、又は当該受益権が消滅するまでの間、この信託の効力を有すると解し、この後継受益者は 30 年を経過したとき以降に生まれた者でもよいが、当該受益者の死亡による新たな受益権の取得は認められない。30 年経過後の受益権の取得は 1 回しか認められないと解し、これが通説になっています（注 2, 3）。なお、91 条は信託の存続期間を定める規定であって受益権の取得自体は制限していないと解されています。

法制審議会の議論では、その存続期間について、信託設定後 30 年経過した時点で既に出生している者が 30 年経過後に受益権を取得して 70 歳ぐらいで死亡するという想定の下に、信託期間を約 100 年とする趣旨であったようです（注 3）。人生 100 年の時代であれば受益者の寿命が延びるので、その存続期間はもう少し長くなります。この条文は欧米の永久拘束禁止則の影響を受けて設けられたかと思いますが、英国の永久拘束禁止則を定める「2009 年永久拘束及び永久蓄積に関する法律」は拘束許容期間を 125 年、米国の統一永久拘束禁止法は拘束許容期間を 90 年としています。これらの英米法の期間は権利の確定期間を言うので、信託の存続期間は拘束許容期間よ

りも長くなります。

注 1：沖野眞己「受益者連続信託について一信託法 91 条をめぐって」信託法研究 33 号 2008 年 35 頁

注 2：村松秀樹他「概説新信託法」きんざい 2008 年 219 頁

注 3：道垣内弘人編「条解信託法」弘文堂 P. 478

3. 跡継ぎ遺贈型以外の受益者連続信託

例えば死亡以外を契機とする受益者連続信託については信託法に規定がありませんが、跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託の条文の制定の趣旨を考慮して、同信託の期間より長い期間の信託は公序良俗違反になる場合があると解されています（注 4）。

注 4：道垣内弘人編「条解信託法」弘文堂 P. 477

4. 受益者連続信託の受益権が分割された事例

信託法 91 条によれば、受益者連続信託の存続期間は同信託設定後 30 年経過後に受益権を取得した受益者の死亡又は当該受益権の消滅までされますが、受益権が分割されていた場合はどうなるのでしょうか。

（1）量的に分割された場合：

例えば兄弟が後継受益者としてそれぞれ新たに受益権の半分を取得し、信託設定後 30 年経過後、先に兄の子が新たに半分の受益権を取得し、その後弟の子が新たに半分の受益権を取得した事例において、弟の子が兄の子より先に死亡した場合は、兄の子がまだ生きていても、弟の子の死亡時点で信託が終了するとの説が有力です（注 5）。

（2）質的に分割された場合：

上記の事例に於いて、兄の子が収益受益権を取得し、弟の子が元本受益権を取得した事例に於いて、元本受益権を有する弟の子が兄の子より先に死亡した場合はその時点で信託が終了するのでしょうか。信託法には質的に分割された場合の規定がありませんが、相続税法 9 条の 3 は元本受益者が死亡しても信託が終了せず、収益受益権が死亡した時に信託が終了すると解しているように思われます。

注 5：井上聡監修「信託の 80 の難問に挑戦します」日本加除出版令和 3 年 231 頁

（民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦）

債務控除に関するある見解の紹介

1 債務控除の可否

現在日本で組成されている民事信託の多くは、委託者の死亡で終了する、いわゆる一代限りの自益信託（以下、「一代終了信託」という）ですが、この一代終了信託を前提に、相続税の申告で信託財産責任負担債務を債務控除できるのか？という問題があります。信託法は、信託終了後の清算において、同法177条・181条により信託財産責任負担債務が弁済された後の残余財産が帰属権利者・残余財産受益者に給付されること、同法179条で債務超過が判明した場合には破産手続開始の申立てをしなければならないことが定められています。ただ、実務上はアパートローンのようなケースでは、債権者を含む関係当事者全員の同意に基づき、信託財産責任負担債務の弁済を行わず、帰属権利者・残余財産受益者に債務引受させて債務を存続させ、分割返済による経営を継続することが多く、法解釈上も許容されるものと考えられています。では、債務控除はできるのか？国税庁が見解を示していないため、実務上の対処に悩むところです。

2 相続税法の規律

相続税法は、第十三条1項1号で、「次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）」とし、第十四条1項で、「前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、确实と認められるものに限る。」としています。「确实と認められるもの」という文言の意味は必ずしも明らかではありませんが、平成4年2月

6日の東京高裁判決によれば、同法14条1項の趣旨は、「相続人ないし相続財産の負担となる債務(消極財産)は、積極財産の価額から控除して正味(純)財産により相続税の課税価格を計算しようとするものだからである。したがって、その存在が确实であっても、保証債務のように、債務の性質上、相続人が履行するとは限らず、必ずしも相続人ないし相続財産の負担とならないものは、原則として、それから除かれるものと解さなければならない。・・・その債務の存在すること及びその債務の履行されることが証拠上确实と認められるならば、これを「确实と認められるもの」ではないとはいえない」「相続開始後の状況、特に相続人によって現実に右債務の履行がされたか否かの点は、相続開始時点において債務の履行が确实と認められるか否かの認定においても斟酌されて然るべき」としています。

3 問題の所在

信託財産責任負担債務は、受託者の債務ですから、被相続人＝委託者の債務ではありません。しかし、受益者の交替であれば、相続税法9条の2第6項の適用により、（前受益者＝被相続人から）信託財産を取得し、負債を承継したものとみなされます。そこで、被相続人の債務ではないという点をクリアーすることができます。ところが、一代終了信託の信託終了は、相続税法9条の2第4項の適用対象となるところ、上記6項は「第1項から第3項までの規定により」とされており、第4項を対象としていません。そこで、信託財産負担債務を債務控除はできるのか？という懸念が生じてしまいます。その結果、実務上は、

委託者の死亡を終了事由とせず、受益者の交替で6項の適用を確保したうえで、合意や期間経過で信託を終了させる工夫がみられます。

4 ある見解の紹介

以下に紹介する見解は、受益者交替をしなくても6項の適用を導くものです。すなわち、信託終了時の財産、債務をそのまま承継させる場合は、「残余財産」を承継するわけではないので、第4項の「適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、または帰属すべき者となる者があるとき」に該当しない。よって、第4項は適用されない。しかして、第2項は「受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合（第4項の規定の適用がある場合を除く）」とされていることから、第4項の「残余財産の給付を受けるべき、または帰属すべき者となる者があるとき」に該当しない場合には、第2項の適用がある。したがって、第6項の適用により債務控除が認められる。という見解です。第4項の「残余財産」を限定解釈してその適用を回避し、第2項の適用範囲に入れることにより第6項の適用を導いています。なお、確実性については、債務引受を受けた帰属権利者・残余財産受益者による信託終了後の分割返済が継続していれば、肯定されることに問題は無いと思います。

5 まとめ

今回ご紹介した見解は、ある弁護士のある見解の域を出るものではありませんが、法解釈の面白味を感じさせるものだと思います。他方で、違和感を感じる方もいるのではないのでしょうか？皆さまの忌憚のないご意見をメーリスでお知らせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

有価証券（上場株式・債券・投資信託など）の信託について考える

民事信託の利用方法やそのニーズを説明する記事は、以前にくらべてかなり増えてきたと筆者は感じています。そのような記事が出されることで、民事信託の活用が増えていけばよいと思います。

高齢者の財産の管理方法の1つとして民事信託が利用され、高齢者の福祉が確保されることは社会的にもよいことです。民事信託に関して十分に吟味された情報が今よりも多くなり、そして広くいきわたることを期待します。

●まだ利用例が少ない

そのような状況ながら、一方で上場株式・債券・投資信託などの有価証券（以下、上場株式等の有価証券といいます）を信託財産とする民事信託の利用例は、ごくごく少数ではないかと思えます。

筆者が独自に調べたところ、上場株式等の有価証券の民事信託に信託口座を提供するある証券会社では、信託口座の提供を開始して数年が経った今、累計口座数は100にも満たないことがわかりました。

上記の証券会社とは異なりますが、ある証券会社では、預り資産残高のうち20%が、80歳超の顧客からの預かりと。いわゆるネット証券ではない対面中心の証券会社では、この比率は大きく異なることはないと考えます。

個人差はありますが、80歳を超えると、判断能力は低下してきます。値動きがある上場株式等の有価証券は、所有する銘柄の価額を、毎日気にするほどではないものの継続的な管理が必要とされる資産です。

民事信託の信託財産として管理するニーズは多いように筆者は考えます。もう少し上場株式等の民事信託が利用されてもよいのではないのでしょうか。

●利用されない理由

では、なぜ利用されていないのでしょうか？

・民事信託の相談窓口になる者が上場株式等の有価証券のことをよくわかっていない

民事信託の相談先は、いわゆる土業の方々です。相談を受ける者が、上場株式等の有価証券の投資経験があまりないことがあるかもしれません。

・上場株式等の有価証券の営業に関与する者が民事信託のことを知らない

これはかなり該当すると思えます。民事信託のことを知っていても営業成績が急激によくなるわけでもなく、むしろ難しいことに関与し多くの時間を費やすことにもなります。お客様のためになるからとはいえ、営業目標のある者は、信託に時間をかけるなら他にかけた方がよいと考える者も多いのではないのでしょうか。

・適合性管理の問題

上場株式等の有価証券の売買では、所有者の投資経験などの適合性をふまえて勧誘が行われます。受託者に財産が移転する民事信託では、その適合性をどのように判断したらよいのか？ 関与者に迷いがあります。

・特定口座の利用ができないという問題

ほとんどの方は、税の取扱いが簡単になる特定口座を利用しています。民事信託を利用すると特定口座の利用ができません。特定口座が利用できないと確定申告に手間がかかるなどのデメリットが生じます。民事信託は、特定口座の利用ができなくなるからと、積極的に提案しづらいこともあります。

・銀行と証券に分別管理口座を開設する手間

証券口座からの出金では、証券会社からその口座名義人の金融機関の口座に出金します。そのため、証券と金融機関にそれぞれ分別管理する専用の口座を開設することが必要です。証券会社の信託口座開設に加えて、金融機関での手続きにも手間がかかることとなります。

・対応できる民事信託の仕組みが限られる

現時点では、証券口座の信託口では、受益者連続型信託や他益信託の仕組みには対応していません。委託者が受益者であり、その者が亡くなったときに終了する信託のみ信託口座の提供をするため、民事信託の利用が限定されてしまいます。

上場株式等の有価証券を信託財産とする民事信託の利用が進まないのは、上記のようなことがあるからではないかと筆者は考えています。

●活用したいニーズはある

本人による財産管理が難しい者を受益者（他益信託）とする民事信託の利用ニーズがあります。受託者による財産管理・処分により、上場株式等の有価証券の収入を得て、受益者の福祉を充実させることができます。

●資産を蓄積している高齢者はさらに増える

いわゆる団塊の世代の方々は2025年には75歳を超える状況になります。今後、本人の判断能力に問題を抱える者が増えてきます。本人の財産管理をサポートする仕組みである民事信託は、今後、必要です。

上場株式等の有価証券を信託財産とする民事信託は、現状では多くの課題がありその利用が進んでいません。民事信託に関与する普及者の活動によりその課題が解決され、今後その利用が増えていくことを期待します。

（石脇俊司 民事信託活用支援機構理事）

相続した空き家の譲渡税 3000 万円特別控除に 対応する信託契約を考える

先月の当機構の専門研修（2023年10月16日）は、税理士法人おたかの成田先生をお招きし、信託税務についてお話いただきました。その中のテーマの1つに、相続した空き家の譲渡税 3000 万円特別控除が、信託終了と同時に不動産を帰属権利者として取得した場合には使えないという国税庁回答がありました。この特例をとるには、空き家となった不動産の取得原因が、信託の終了による帰属ではなく、「相続」でなければならないため、信託終了前に受益権を一旦相続させる方法が有効だというのがお話の核でした。

この特例をとろうとすると、信託本来の機能を害するような課題も色々出てくるというのも講義の中では触れられていました。

ちょうど私の事務所で、この特例に対処した方がよさそうな事案がありましたので、検討内容をご紹介します。

<事案>

父母二人住まいの父名義の実家の土地建物につき、父母生存中に売却の可能性もあるため、認知症対策の家族信託をしたい。

<当初の信託の設計からの検討>

依頼者の意向を踏まえたシンプルな設計は次のとおりとなります。

委託者兼受益者：父
受託者：長男
二次受益者：母
母死亡で信託終了
帰属権利者は法定相続人（長男、長女）
具体的な分け方は法定相続人の協議

しかし、これでは最後の帰属権利者が空き家になった不動産を取得して売却しても、特例はとれません。

よって、母が亡くなったあとも信託は終了させず、

一旦受益権を相続させることになろうかと思いません。

そこで、二次受益者である母死亡により、受益権は相続によって法定相続人に移転する（三次受益者として法定相続人を指定する形ではありません。）旨を入れてみます。これによって、受益権は長男、長女に（消滅・発生ではなく）相続によって移ります。

同時に、母死亡によって信託が終了するわけではなくなりますので、信託の終了事由も考えておかなければなりません。例えば「母死亡から3ヶ月」「受託者と受益者の合意」といったものが考えられるでしょうか。

<遺産分割協議の必要性>

これで一安心というわけにはいきません。本件では、最終的に具体的な分け方の決定は法定相続人の協議としたいわけですが、一旦受益権を相続した後、信託終了時に具体的な分け方を協議すると、遺産の再分割の格好となり、課税リスクが出てきます。

よって、受益権の相続の段階で、財産ごとの受益権（土地の受益権・建物の受益権・金銭の受益権）に分けて、誰がどの受益権をどれだけ相続するか遺産分割協議をし、信託終了時には自身の受益権に対応する財産の所有権をそのまま帰属させるという設計にする必要があるでしょうか。

<信託終了前に譲渡しては？>

ところで、三次受益者の代になった時点で不動産を譲渡してお金に換える、換価分割のような形をとればどうでしょうか。その時点で特例がとれるうえに、信託終了時の帰属の問題は金銭のみになりますので、問題はシンプルに帰するようにも思います。

が、こちらにも、信託税務に詳しい税理士の先生方のご意見では、現行の税法でここまで読めるのか、特例の適用可能性に慎重な声も小さくないようです。

<信託目的との兼ね合い>

また、この信託の本来の目的は、高齢の父母の安定した生活、福祉にあります。しかし、父母死亡後

も信託が継続するとなると、その段階で、この信託目的との関係でどうなるのか。ここも考えておかなければならないポイントかもしれません。

以上のように検討を進めてきますと、出来あがるものは極めて複雑な設計になってしまい、特例以外の部分で予想が難しい様々なリスクも出てくるような気もしないでもありません。

例えば、遺言に基づく登記の登記原因は「遺贈」ですが、受遺者が相続人の場合は「相続」となります。これと同じように、帰属権利者が相続人の場合は例外的に特例を認めるような措置がほしいものです。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)

受益者連続信託における遺留分侵害額請求の再考

1. 遺留分侵害額請求に関する論考

改正民法の下では遺留分の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して被害額相当の金銭を請求できる（形成権）ことになりました。遺留分侵害額請求の相手方については、信託行為説では受託者であり、受益権説では受益者ですが、受益権説が改正民法に親和的であると言われていました。受益者連続信託の受益権の相続を起因とする取得により遺留分の侵害を受けた者は、誰に対していくらの侵害額請求をすべきでしょうか。この点に関する最近の論文では、令和4年11月西希代子先生の「信託法と相続法—信託と遺留分制度との関係を中心として」（信託研究奨励金論集43号）があります。本機構理事の弁護士山口正徳理事は機構の本年7月10日号で遺言代用信託と後継ぎ遺贈型受益者連続信託について書き、PB信託研究会の9月例会に於いて「受益者連続信託における遺留分の考察」を発表しました。書籍では令和4年5月に道垣内弘人先生の「信託法」第2版が、本年9月に田中和明先生の「信託法務大全」清文社が出版されました。

本機構の税理士成田一正先生は10月の専門研修で、東京国税局が、委託者兼受益者の相続開始に伴う帰属権利者の残余財産取得は、相続又は遺贈による取得に該当するとは認められないから譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けられないと文書回答したと報告されました。

2. 帰属権利者に遺留分侵害額を請求できるか。

道垣内先生は、多額の受託者報酬を得ている受託者や帰属権利者も侵害していると評価できるとされ、立法担当者も遺留分の対象は受益権の移転だけでなく、帰属権利者への残余財産分配請求権の付与や受託者への財産移転でも遺留分侵害はありうると述べています。そうすると帰属権利者に対しても遺留分侵害額を請求できることとなりますが、後日帰属権利者に信託終了後の残余財産の分配がなければ遺留分を侵害しない結果となるので、帰属権利者への侵害額請求には疑問が残ります。

3. 遺留分侵害額請求の相手方

信託行為説では委託者の財産から受託者への形式的な逸出を遺留分侵害とみなして、これを取り消す代わりに受託者に対して侵害額を請求します。受益権説は委託者の財産が信託の利益という形で受託者を經由して実質的に受益者に逸出しているため、受益者に対して侵害額を請求します。しかし、そうすると信託設定全体が影響を受けることになり、遺留分権利者の遺留分を侵害しない形で受益権が取得した者にも影響が及びます。受益権説により受益者に侵害額を請求する場合は、受益権が条件付き等により不確定な場合、権利の評価が困難です。そこで、遺留分権利者が侵害額請求の相手方を任意に選択できるとする説（折衷説）もあります（三枝健治「遺言信託における遺留分減額請求」早法87巻1号51頁以下等）。

4. 詐害信託の取り消しと遺留分の侵害額請求

私見では、遺留分の侵害を受けた相続人の立場は、帰責性はともかく権利を害されたという観点では、詐害行為を受けた債権者の立場と類似しているように思います。詐害信託により害された債権者は、委託者及び受益者が悪意の場合に、委託者の資産の受託者への移転の取り消しを裁判所に対して請求することができます（信託法11条1項）が、受益者が既に給付を受けている場合は受益者を被告として取消請求をすることができます（同条4項）。詐害信託の取り消しはこのように信託財産が受託者の手元に残っているか、給付されているかにより請求先を変えます。そこで、遺留分侵害額請求の場合も、取り消し権ではありませんが、委託者の相続発生時点で信託財産が受託者の手元に残っているか、給付されているか（権利が確定しているか）否かにより請求先を変えてよいのではないのでしょうか。遺留分を侵害しない受益者がいない場合、受益者連続信託の第2次以降の条件付受益権や、給付の受託者裁量が大きい信託の受益権及び帰属権利者の権利は、確率理論の適用による権利評価が困難です。これに対し受託者には信託財産が手元に残っているため、帰責性はありますが、詐害信託と同様に、侵害額の請求をしても良いのではないかと思います。

（民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦）

遺留分侵害に関する能見説の紹介

1 信託と遺留分(信託財産説・受益権説)

信託と遺留分に関する信託財産説と受益権説との対立は重要な論点であり、道垣内先生が受益権説を支持していることもあって最近の論稿では受益権説が目立ちますが、今回は、信託財産説を支持している能見先生の見解を、紹介いたします。主要参考資料は、トラスト未来フォーラム平成29年3月発行の「信託の理論的深化を求めて」での能見先生の論稿(財産承継的信託処分と遺留分減殺請求)となりますが、遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求へと民法が改正される前のものである点にはご注意ください。

2 遺言による信託(信託遺言)の場合

まず、民法は遺留分を侵害する処分行為として遺贈と贈与を掲げていますが(民法1046条など)、遺言による信託は遺贈、契約による信託は贈与に類するものとみられます。したがって、例えば遺言による他益信託を想定すれば、遺贈による遺留分侵害と同じく、遺言による信託により信託財産が遺産から流出し、相続人(遺留分権利者)に承継されなかった点が遺留分侵害になるとみられます(ただし、受益権説の道垣内先生はこ、遺言による信託の設定行為自体は遺留分侵害の問題とは無関係であり、受益者への受益権帰属が遺留分を侵害するとみるようです。)。したがって、遺言による信託設定が遺留分を侵害する行為であり、遺留分算定にあたっては、遺贈と同様に、流出した信託財産を基礎とする信託行為減殺説(信託財産説)が素直な帰結となるのでしょうか。

3 契約による信託(信託契約)の場合

遺言代用の生前信託には、遺言による信託とは異なり、生前に効力を生じている点で贈与に近い要素があります。しかし、被相続人ではない第三者が受益者となるのは委託者兼当初受益者が死亡した後である点で、死因贈与に近いといえます。すなわち、遺留分侵害が生じるのは、遺言による信託と同じく、委託者兼当初受益者が死亡した後です。また、遺言代用の生前信託では、信託設定から委託者死亡時までの間、受託者による信託事務がなされ、その期間は相当長い場合も考えられます。すなわち、一定期間有効な信託として受託者による信託事務が行われた後、委託者死亡によって遺留分侵害が発生し、遺留分権利者による権利行使が行われます。だとすれば、遺言代用信託では、委託者が受益者である間の信託は遺留分を侵害せず、減殺の対象にならない。信託行為のうち委託者以外の第三者(相続人を含む)を受益者とする信託の部分だけが遺留分を侵害すると考えるべきであろう。その結果、遺留分減殺請求権が行使されても、委託者が受益者である間の信託にまでは減殺の効果は遡及しない。第三者(相続人を含む)を受益者とする信託の部分だけが減殺される。すなわち、信託行為減殺説からは信託行為の効力が否定されるが、信託設定時までは遡及せず、委託者死亡時以降に限り信託行為の効力が否定される、という見解を能見先生は提案されました。この見解からは、遺留分算定の基礎に算入されるのは、信託設定時の信託財産ではなく、委託者死亡時の信託財産となるはずで

4 相続法改正の影響

相続法改正により、遺留分減殺請求という形成権は遺留分侵害額請求という金銭債権へと変わりました。その結果、信託破壊という信託行為減殺説のデメリットはほぼ解消されました（遺留分侵害額請求に対応するための信託財産の処分による信託破壊の可能性は残っています）。したがって、相続法改正後も能見説が支持される理由は十分にあると筆者は考えます。ただし、遺留分侵害額請求に係る受託者の債務が信託財産責任負担債務（できれば、信託財産限定責任負担債務であることが望ましい）であることの信託法上の根拠が信託法21条にあるのだろうか？というのは、現在も悩ましい問題です（遺留分侵害額請求を受けることが信託事務なのでしょうか？）。会員の皆様の忌憚のないご意見をメーリスでお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いたします。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

金融機関の代理人による取引について考える

預金者本人が認知症になると、預金口座が凍結されてしまう（預金凍結）ことに備えて、民事信託を提案する読者も多いと思います。

預金者本人の判断能力が著しく低下した状況を金融機関が知ると、その本人の口座について、家族でも預金の引き出しができないよう、口座を凍結します（参考：「口座凍結される理由と解除に必要な手順方法」三井住友信託銀行

<https://www.smbj.jp/personal/entrustment/entrustment-column/column-06>）。預金口座が凍結されると、本人のために必要な資金を引き出すには、一般的に法定後見の制度を利用することが必要といわれています。すぐに必要なお金を預金から引き出すことができないこと、家族以外の第三者が後見人になって預金を含めた本人の資産全体を管理することは、本人の家族にとって不便なこともあるため、高齢な方の資産管理に、民事信託の利用は有効と思われます。

●全国銀行協会が示した代理に関する考え方

令和2年8月5日に公表された金融審議会市場ワーキング・グループの報告書（顧客本位の業務運営の進展に向けて）をふまえて、2021年2月18日に全国銀行協会（以下、全銀協という）が、会員の各行が、高齢顧客（特に認知判断能力の低下した顧客）や代理人と金融取引を行う際や、社会福祉関係機関等と連携する際の参考となるよう、「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を公

表し、金融取引の代理等に関する考え方を取りまとめ公表しています。

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2021/n021801/>。

この考え方には、「銀行の実務においても、家族に成年後見制度の利用を促しても、月々の費用や、第三者に家族の資産を委ねることへの抵抗感等を理由に制度を利用してもらえないケースがある一方、本人の医療費、施設入居費、生活費等の支払いに充当するため、親族等への預金の払出し（振込）を求められるケースも多々ある」として、銀行界を取り巻く現状（代理取引の課題）をあげています。

●金融機関の取り組み事例

前掲の全銀協の公表の後1か月後、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を参加にもつグループ会社）は、顧客の認知・判断機能の低下に備えて将来の金融取引における代理人を指定できる「予約型代理人」サービスを導入すると公表しました。

https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2021/pdf/news-20210308-001_ja.pdf

同グループでは、認知・判断機能低下後の金融取引を円滑に行えるよう、社会課題の解決を図るべく、グループ（傘下の銀行、信託銀行、証券会社）一体となってサービスの検討を進めたといえます。

●「予約型代理人」サービスの概要

高齢な方々の資産管理を支援する読書には、認知・判断能力の低下に備えた最適な

対策は、民事信託のみであると、限定した発想にならないように、支援する相手とその家族の事情に応じた支援ができるよう、「予約型代理人」サービス（以下、本サービスといいます）について、その概要を少し紹介したいと思います。

まず、本サービスの利用開始について。口座名義人は、将来、認知・判断能力が低下し、本人による金融取引ができなくなることに備えて、所定の書類にて、本人に代わって取引をする代理人を指定し、代理人の予約をします。書類提出により、指定した代理人が、即、本人に代わって金融取引を代理するのではなく、引き続き本人が指定後も変わらずに金融取引を行います。その後、本人が取引困難になり、代理人が所定の診断書（一般社団法人日本意思決定支援推進機構との共同開発した本サービス専用の診断書）を提出することにより、それ以降、代理人が本人の口座の資産を管理していきます。預金の入出金・解約、運用性商品の売却・解約、住所等の変更届、残高証明書発行の手続きなど、代理人が取引できます。

代理人は、原則、配偶者または二親等以内の血族とのことですが、その他の親族やパートナーを指定することも可能なようです。

本レターは、サービスの詳細を紹介することを目的としていないため、本サービスについて興味がある読者は、個別にサービス内容をご確認ください。

●他の金融機関での取り組みについて

メガバンク他行について調べてみると、みずほ銀行でも「代理人予約サービス」を提供しています。

https://www.mizuhobank.co.jp/retail/tetsuduki/dairinin_yoyaku/index.html

三井住友銀行は、「代理人指名手続」として、預金者が事前に申し込むことで、預金者自身が銀行窓口やATMへ来店できなくなった時に、預金者本人に代わって代理人が手続きできるようです。

<https://www.smbc.co.jp/kojin/otetsuduki/sonota/dairi/>

また、これらにメガバンクに限らず、預金者本人の意思確認が困難なとき、本人の家族が、本人の意思確認が困難な理由を確認することができる医師の診断書、病院・介護施設などの請求書・領収書などの必要書類を持参することで、入院費や施設入居費用等を本人の預金から払い出しを受けることもできるようです。

●代理権の消滅、委任の終了

本人の死亡、代理人の死亡又は代理人が破産手続開始決定若しくは後見開始の審判を受けたこと、によって代理権は消滅します（民法 111 条）。また、委任は、委任者又は受任者の死亡、委任者又は受任者が破産開始手続開始の決定を受けたこと、受任者が後見開始の審判を受けたことにより、終了します（民法 653 条）。

本人の認知・判断能力の低下に備えて、代理人を指定しても、万が一、その指定した代理人が亡くなる又は後見開始の審判を受けると、その時点で代理人による取引は終了してしまいます。本人より年少者の子などが代理人になるケースがほとんどと思いますが、本人の認知・判断能力が著しく低下した後に、代理人に万が一が生じたときのリスク（継続性）までを考えると、継続性の確保は、民事信託でないとカバーできないとも思えます。

●事前の対策として何を提案するか

超高齢社会における社会課題を解決するために、金融機関も今後いろいろなサービスを提供してくると思います。読者の方々

が支援する者にとって、どのようなサービスがよりよいものなのか、広く情報を取得しながら比較検討して進めていくことが、支援者には必要不可欠であると考えます。

筆者も含め、読者の方々も民事信託を活用することで、高齢な方の資産の管理・処分と承継を行っていくことができ、その利用を提案することが多いと思います。しかし、支援者として、今後新たに開発、提供されるサービスについて、そのアンテナを高くしていただきたいと思います。今後、新たな情報や、読者に有用と思える金融機関のサービスなども紹介していきたいと思っています。

(石脇俊司 民事信託活用支援機構理事)

金銭のみの認知症対策で

民事信託を選ぶ理由

皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

昨年12月25日のニューズレターでは、各金融機関が準備している代理制度について紹介がなされました。口座取引ができる者を本人に限らず、代理人にも広げることで、本人の認知症による口座凍結を防ぐ金融機関の施策は多々出てきているものと思います。

私の事務所でも、民事信託の相談に来られた方に対し、対象財産が金銭のみの場合は、費用をかけて信託を組む前に、まずは各金融機関の代理制度の検討をお勧めしています。

そうすると、金銭のみの信託はもう不要な時代になったのでしょうか？

実は、こここのところ立て続けに2件、金銭のみの信託の相談を受けましたのでご紹介します。

<ケース1>

母の金銭を子に託す認知症対策の信託でした。

なぜ代理人制度ではなく、信託を選んだか？

信託した金銭を投資に回したいという希望があったからです。

代理制度では、子が母のお金を引き出して母の生活費に使うことはできても、子の判断で投資商品を購入し、財産を増やしていくことはできません。公正証書での任意代理契約がある場合は投資商品の購入を認めるよう全銀協は言っているようですが、投資は値動きがあり、原状回復が困難なので、各金融機関はそこまで踏み切れていないと聞いています(少し古い情報なので、新しい情報をお持ちの方がいらっしゃれば情報提供いただけると幸いです)。

現在は、民事信託した財産でも各金融機関で投資商品を購入することができます。もちろん、あまり大きなリスクを取りうる、取ってもよい性質のお金ではないので、購入できる商品には限りがあります。

<ケース2>

こちらも、母の金銭を子に託す認知症対策の信託でした。

なぜ代理人制度ではなく、信託を選んだか？

金融機関を信用していなかったからです。代理制度というものが準備されていても、本当にそれでお金がおろせるのか？せっかく母が元気なうちに代理人として届け出ていても、実際に母が認知症になってしまった後に、あれやこれやと思ひもしなかったことを言われ、結局、成年後見制度を使うということにはならないか？信託であれば、すでに世の中にだいたい広まっている話は聞くし、名義は受託者の名前になるのだから、お金をおろせなくなるということはないだろう、と考えてらっしゃるとのこと。

この相談者さんの、ほとんど「理屈ではない」不信感は、個人的には共感できる場所です。

少し話はズレますが、私も昨年法人を設立した際に、某メガバンクで口座を作りました。その際、窓口であれやこれやと言われ、(途中私の不手際もあり)法人設立から2か月経ってようやく口座を使えるようになりました。ホッとされたのも束の間、今は1法人1口座しか作れないとのこと。私どもでは、業務の性質上、預かり口座を開設することが必須なので、メガバンクの窓口でそのまま慌ててスマホを使って某ネット銀行の口座開設を行ったところ、(当たりまえですが)ネットで完結し、3日で口座を使えるようになりました。口座開設後の使い勝手も言うに及ばずです。

ガチガチのセキュリティにしているから安全、ということなのでしょうが、ガチガチのセキュリティだからこそ信頼できない、というおかしなことが起こっているなあという印象を持ちました。

さて、話がズレるどころか愚痴になってしまいましたが、金銭のみの認知症対策につき、各金融機関で様々な施策を打ってきてはいるものの、このような、ときには感情的な理由から、代理制度ではなく、民事信託を選ぶというニーズもあるようです。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)

新しい公益信託法について

1. 公益信託制度改革

多様な社会的課題の解決のためには、営利を目的としない民間非営利部門の果たす役割が重要です。昨年6月2日「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」最終報告が取りまとめられ、民間による公益的活動の活性化のための環境整備として、公益信託制度について公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可を行う仕組みへ改革が提案されました。同年11月30日有識者会議・フォローアップ会合で具体的な制度改革案示され、年末でパブリックコメントの募集が締め切られました。

2. 公益目的の信託

我々の顧客の中には公益目的の信託設定を希望する資産家もいます。公益法人は事務局が必要であり運営コストが高いのですが、信託の場合、受託者が事務を行うので、小規模であっても簡便に設定する利便性があります。公益目的の信託の中でも、受益者の定めのない公益目的の信託で主務官庁の許可を得た信託を「公益信託」と呼び、税制にお優遇があります。公益信託の設定は公益目的の種類により主務官庁が分かれていますのでその許可に時間がかかる等の問題があるので公益信託制度改革が行われることになりました。

3. 新公益信託法の概要

新公益信託法の概要はフォローアップ会合で内閣府大臣官房公益法人行政担当室から示され、本年2024年の通常国会に新法の案が提出される予定です。新法の骨子は次の通りです。

(1) 公益信託の定義

公益事務を行うことのみを目的とする受益者の定めのない信託であって、新法により認可を受けたもの。この認可は内閣総理大臣又は都道府県知事が、公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき行う。

(2) 公益信託の要件及び効力等

公益信託は、信託契約又は遺言による方法のみによりするものとし、公益信託の信託行為には、公益信託の名称、信託管理人及び帰属権利者となるべき者を指定する定めをおく。

(3) 公益信託の認可の基準等

①法律上受託者の属性についての基準は設けないものとし、受託者は公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

② 公益信託の信託行為の内容を証する書面、事業計画書及び収支計画書の内容に照らし、その存続期間を通じて公益信託事務が処理される見込みがあること。

③ 信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をする能力を有するものであること。

④ 公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用との均衡が見込まれるものであること。

⑤ 公益信託の終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者、当該公益信託の目的とする公益事務と類似の公益目的の事業を行う公益法人等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない。

(4) 公益信託に係る信託の変更等

受託者は、信託の変更、新受託者及び新信託管理人の選任等の公益信託認可に係る事項の変更をするときは、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない、当該認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。ただし、内閣府令で定める軽微な信託の変更等については届出で足りるものとする。

4. 信託業法、所得税法等の改正

- ① 信託銀行以外のものが受託者になれるよう**信託業法の改正**が行われると思われま
す。
- ② 新しい公益信託にほぼ公益法人並みの支援が行われるよう**税制改正**が行われるものと思われま
す（閣議決定税制改正大綱 19～20 頁等）。税制優遇を受けるためには信託財産は現在金銭に限られるが、譲渡所得の起因となる資産も対象になり、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置の適用対象に公益信託の受託者を加えることとされると思われま
す。

（民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦）

令和5年3月17日の東京地方裁判所の裁判例について

今回取り上げるのは、委託者兼受益者による受託者の解任の有効性や信託自体の有効性などが問題となった令和5年3月17日の東京地方裁判所の裁判例です。信託契約の条項をどう定めていくのかについて参考にすべき裁判例と思われます。なお、本稿では、全体像を理解してもらうために事案を簡略化するなどしております。詳細については判決文全文をご覧くださいませようお願いします。

1 事案の概要

平成28年に委託者と受託者の間で締結された不動産の管理処分等を目的とする信託契約（以下、「本件信託契約」といいます。）があったところ、（1）委託者兼受益者（原告①）が当初受託者（以下、「受託者」と記載した場合には当初受託者を指します。）（被告）を解任し（以下「本件解任」といいます。）、自己の所有権に基づいて所有権移転及び信託登記の抹消手続請求を、（2）当初受託者の解任が有効であることを前提に、二次受託者（原告②）が自らが新たに受託者に就任したとして、信託法75条に基づき、当初受託者に対し所有権移転及び不当利得返還請求等を行ったというものです。

裁判において争点となったのは、①委託者兼受益者が信託法58条1項に基づき行った当初受託者の解任の有効性、②本件信託契約の有効性、です。

なお、この裁判例には、前訴となる裁判例として平成30年10月23日東京地方裁判所の裁判例があります。そこでも信託の有効性（詐欺、錯誤、公序良俗違反）が争われましたが、裁判所の判断としては信

託が有効であるとの判断を出して確定しているので、参考にしてみてください。

2 争点①（本件解任の有効性）について

当事者の主張は次のとおりです。

（1）被告（当初受託者）の主張

被告である当初受託者は本件信託契約においては「受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更し、若しくは本件信託を一部解除し、又は本件信託を終了することができる」という定め（以下、「本件規定」という。）がある。

この本件規定により、受託者である被告との合意なしに本件信託契約が解除されないよう、原告である委託者兼受益者の任意解任権を制限されており、信託法58条3項により、同条第1項は適用されないから、本件解任は無効である。

※任意解任権とは信託法58条1項に基づく解任権を指す。

（2）原告（委託者兼受益者側）の主張

本件において、原告である委託者兼受益者は信託法58条1項に基づいて受託者を解任した旨主張したうえで、被告が主張する本件規定については、信託の変更や終了にかかる信託法149条4項及び164条3項の「別段の定め」の規定であり、信託法58条3項の「別段の定め」には該当しないことから、原告の任意解任権は制限されず、本件解任は有効である。

3 争点②（本件信託契約の有効性）について

（1）原告の主張

本件規定が、受託者との合意がなければ、委託者が受託者を解任できないという効力を有するのであれば、遺言の自由撤回性（民法1022条）や死因贈与にかかる判例法理の趣旨、原告が僅少な給付しか受けておらず過酷な生活環境になっている事情などに照らし、公序良俗に反し、本件信託契約は全体として無効である。

（2）被告の主張

本件契約は、公正証書で作成されており、原告は本件信託契約が解除されないように本件規定が置かれていることを十分認識していたことから有効であるし、月額15万円の送金により原告が過酷な状況に置かれているとはいえない。また、別件の訴訟において、本件信託契約を有効とする判決が確定していることから、本件信託契約が無効であるとする原告の主張は紛争の蒸し返しであって、信義則上許されない。

4 裁判所の判断

（1）本件解任の有効性について

裁判所は、信託法58条及び164条の定めの内容について説明をしたあとで、本件規定は信託法164条3項所定の「別段の定め」に該当するとしました。

そのうえで、本件規定において受託者の解任について定めていないものの、委託者兼受益者が受託者を自由に解任できるとすると信託終了権限を制限した本件規定が実質的に無意味になってしまうこと、受託者が無報酬で処理等を行っていることなどを理由としたうえで、本件規定は、当然にその任意解任権を制限するものであるとして、本件規定は信託法58条3項所定の「別段の定め」に該当するから、原告が、被告の同意なくした本件解任は無効である旨判示しました。

（2）本件信託契約の有効性について

裁判所は、死因贈与契約に関する判例について言及したうえで、判例上、いかなる事情の下においても贈与者が自由に死因贈与契約を取り消すことができると解されているわけではないこと、受託者が適切に事務処理をしているか否かにかかわらず、委託者がいつでもなんらの合理的理由もなく被告を解任することができることは当事者間の衡平を欠くこと、信託法58条4項において裁判所への申立てによる受託者の解任が可能であることなどから、本件信託契約が原告の任意解任権を制限する本件規定を置いているからといって公序良俗には反しない旨判示しました。

また、月額15万円の支払いにより原告が過酷な状況に置かれていると認めるに足りず、仮に受託者が随時給付を行ったとすれば、裁判所は信託法58条4項に基づく原告の申立てにより、被告を解任できることから、この点からも本件信託契約は公序良俗に反しない旨判示しました。

5 まとめ

（1）実務における留意点

本件においては、受託者の解任を制限する明文がないにも関わらず、信託の終了に関する別段の定めを、その趣旨に遡って受託者の解任にかかる信託法58条3項の別段の定めにあたると判示しています。この理論的な検証については、今後様々な論稿において議論されると予想されます。

本件の裁判例においては、信託の終了の条項を受託者解任にかかる別段の定めとして取り扱いましたが、実務的な観点で考えると、受託者の解任について別段の定めを置くのであればそれは別個の条項として明記しておくのが適切であろうと思われます。

（2）別段の定めを置く場合の留意点

信託において、委託者兼受益者の意思が大切なのは当然のことですが、そのことは常に委託者兼受益者の意思により信託の変更や終了、受託者の解任が自由にできなければならないということを意味するものではありません。

このことは、信託法58条、149条、164条などにおいて「別段の定め」を置くことができることから明らかです。

他方、どのような場合においても、信託契約において別段の定めを置いておけば委託者兼受益者の権限を制限できる、と言い切るのもこれまた言い過ぎな面があります。

どのような信託条項にするかというのは、案件によって異なってくるものであり、事案に応じてバランスをとった信託の組成が必要であり、そこに実務家としての腕の見せ所なのかもしれません。

(弁護士法人菊永総合法律事務所 弁護士 菊永将浩)

委託者死亡による信託終了時の登記（登録免許税）

1 法務省回答

令和6年1月10日、法務省民二第16号・第17号で信託財産を受託者の固有財産とする旨の登記の可否について、これを可とし、また登録免許税法第7条2項が適用され、相続に準じた移転登記の登録免許税が課されることが確定しました。

2 問題の所在

不動産を信託財産とする信託が終了する場合においては、受託者から帰属権利者等に所有権の移転登記を行うとともに、信託登記の抹消を行う必要があります。また、帰属権利者等が委託者の相続人である等、登録免許税7条2項の要件すべてを満たした場合には、相続による移転とみなされ、登録免許税は税率1000分4となります

（満たさない場合は原則に戻って税率1000分の20になると考えられます。）。ところで、自益信託の受託者が委託者＝受益者の子で、委託者＝受益者の死亡で信託が終了し、受託者である子が帰属権利者等である場合、受託者であった子の所有権が継続するので、所有権移転がありません。そこで、登記の方法は、移転登記なのか？それとも信託財産を受託者の固有財産とする変更登記なのか？が問題となり、仮に、変更登記であるとして、登録免許税は、他の変更登記と同じ1000円なのか？それとも移転登記に準じて登録免許税7条2項の適用なのか？が問題となっていました。

3 自己信託の設定

自己信託を設定する際には、所有権の移転が無いという点で、上記の問題と同じ状況が生じます。登記の方法は、固有財産を信

託財産とする変更登記であり、登録免許税1000円が課税されます（あわせて信託登記の登録免許税1000分の4は課税されます。）。かかる自己信託の設定に準じて考えれば、本件信託終了時の登録免許税についても、他の変更登記と同じ1000円とすることにも理由があります。事実、1000円の登録免許税で信託財産を受託者の固有財産とする変更登記が行われた事例もあったようです。

4 法務省回答の合理性

しかし、実質的に委託者＝受益者から受託者（子）に対して相続に準じた不動産の移転が生じているのに、設定時でも終了時でも、移転に伴う登録免許税が課税されないのは不公平で不合理な結果となってしまいます。そこで、法務省回答では、登記の方法については、信託財産を受託者の固有財産とする変更登記であることを認めつつも、登録免許税については、相続による移転登記に準じた登録免許税7条2項の適用を認めたものと捉えられます。この登記方法＋登録免許税については、従前より多くの実務家が支持するものであったと思います。ただ、登録免許税法に明確な根拠を見出すことができず、確信を持っていないままに登記実務が行われていたようです。しかしながら、今後はこの法務省回答に基づき、明確な見通しで登記実務を行うことができます。たしかに、信託の領域ではまだまだ不透明な問題が多く残されていますが、今後も当局の回答により、見通しが良くなることが期待されます。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）

最近受けた信託に関する質問

民事信託の利用が増えてきたことの証拠なのか？ 最近、筆者はいろいろな場面で質問を受けることがあります。これから民事信託のことを知って検討してみようという人、まさに今、検討中の人、すでに民事信託を始めた人、それぞれから筆者が受けた質問は、民事信託に関与する専門家の読者の方々にも有効と考え、今回、その一部の情報を共有したいと思います。

●信託検討中の人の質問

・作成中の信託契約案が親の意向を反映しているのか？

親が委託者、子が受託者の民事信託で受託者となる子からの質問です。

質問：「親の自宅最寄りの専門家に信託契約案の作成を依頼している。その信託契約案は、果たして親そして私たち家族の意向を反映したものになっているのかが心配。自宅最寄りの専門家のHPには、民事信託にも対応しているというが、実績は不明。親は地元の先生に頼むのが安心というが、その契約案が正しいか、セカンドオピニオンなどを得ることは可能か」

質問を受けて筆者が思ったこと：親は地方に住み、質問をしてきた子は東京に住んでいる方からの質問でしたが、地方・都市部に関わらず、受任した専門家が万全に対応できるよう、専門家同士でチェックできる仕組みがあると、信託契約の作成を委任した人も受任した人も安心できるのではと考えます。

・資産管理法人と信託の併用は必要か？

相続についていろいろと勉強していくと、相続対策ができなくなることへの備えとして、信託の活用が有効と知り、それならば検討してみようかと思った方からの質問。

質問：「相続対策と所得税対策で親の賃貸不動産（建物のみ）を資産管理法人に移転している。親が高齢になったので、民事信託も利用した方がよいのではと考えるが、いかがなものか？ 賃貸不動産を資産管理法人に移転することをすすめた税理士に相談したら、信託のことはよくわからないのでと言われた」

質問を受けて筆者が思ったこと：賃貸不動産については、賃貸管理、修繕や建て替えなど、所有者が判断能力を欠くことで出来なくなることがあるため、信託の利用価値は大きいのですが、相談者の親は、賃貸不動産をすでに資産管理法人に移転しているため、信託は他の財産について検討することになります。認知症対策として、信託を利用した方が安心とも思われますが、信託を利用した方がよいか、利用しなくても他の方法で対応できるかは、本人が所有する財産の内容と家族の状況によります。一概に必要、不要とも言い切れません。さらに詳しく状況を聞いていくことが必要です。

筆者は、賃貸不動産についてこの類の質問を受けることが増えています。不動産オーナーの資産について、資産管理法人と信託をどのように使い分けていけばよいか？ 法人の利用はなんとなくわかっているが、信託はまったくわからないので教えて欲しい。法人と信託の違いやメリット・デメリットは何か。こんな質問が増えています。

●信託期間中の人の質問

・建物建て替えの融資が受けられない

建替えの際、金融機関から借入れができるように信託したのに借りられない。どうしたらよいだろうと差し迫った状況で受けた質問です。

質問：「受託者が借入れること、信託財産に担保権を設定することができよう、法律の専門家に信託契約を作成してもらった。信託契約は金融機関の事前審査も受けた。それなのに、金融機関は委託者が判断能力を欠いたときには、受託者に融資することができないという。委託者が判断能力を欠く状況になっても、建物の建て替え資金の融資が得られるよう信託したのに、借入れできないのでは、信託した意味がない！」

質問を受けて筆者が思ったこと：筆者は、この手の問題が今後増えるのではないかと考えています。信託契約に受託者の借入れの権限があっても、融資は金融機関の審査を経てからでないと受けられません。信託開始時に信託口座を開設するために、その金融機関の信託契約を審査する部門と、将来借入れが必要になったときの融資を審査する部門は異なります。審査の条件を満たしていなければ、いくら信託していても借りたくても借りられない事態が生じます。

読者の方々が関与した信託で、将来、借入れを予定しているものがあつたら、一度、現在の委託者の健康と判断能力の状況を確認することと、信託口座を開設した金融機関に、受託者が借入れる際の融資の条件を確認することをお勧めします。

・税のことはあまり考慮せずに信託した

質問：「とにかく親の認知症への対策をすすめたく、信託を利用した。信託契約案の作成を担当した法律の専門家は、税金のこ

とは税理士に確認してくださいねと言っていたが、（相談者は）あまり問題にもならないだろうと思って、信託契約前に、税理士に詳しく確認せずに進めてしまった。この信託契約の内容で小規模宅地の特例やその他税制上の特例を受けられないようなものがあるのか？」

質問を受けた筆者が思ったこと：「専門家の役割が縦割りとなっていて、税についてはお客さんの方で確認してくださいねと、依頼者に任せてしまっているケースもあるようです。税の専門家でない法律の専門職は、税のことを担当する権限もないので、その対応は誤りではないと思います。一方、依頼者の顧問税理士が、信託に関する税務に精通していなければ、「信託はよくわからないから」と、依頼者の質問に即答できないこともあります。また依頼者が、信託の税務に詳しい税理士を探して、顧問税理士でない税理士に確認するのも、なかなか難しいでしょうし、顧問税理士でない税理士から依頼者に意見を求められても、回答しづらいこともあるでしょう。法律と税務、読者の方々は両方に通じている方も多いと思いますが、広く信託が利用されるようになると、専門領域の縦割りでなく横ぐしで連携できる仕組みが必要になると考えた質問でした。

今回は、筆者が最近受けた質問のうちの一部を紹介させていただきました。紹介したのは、担当した専門家の対応が誤っていたということを指摘したいのではなく、このような事例が身近に起こっているということをお知らせしたかったからです。思わぬところが見えていなかったという気づきを得た方がいらっしゃったら、是非、早めの対応をしていただき、問題を未然に防いでいただけたらと思います。

（石脇俊司 民事信託活用支援機構理事）

悩ましい…信託不動産の変更と信託目録

先日、民事信託絡みの登記のご相談を受けました。

複数人で共有している土地の持分を民事信託に入れて受託者名義に登記を完了しています。

この度、他の共有者の持分すべてを信託財産である金銭で購入して、土地全部を信託財産にしたいというものです。

早速、少し話はずれますが、信託財産である金銭で購入した財産は、当然に信託財産となります（信託法第16条第1号）。基本的なところではありますが、頻繁に質問される箇所なのであらためて。

よく、信託財産である金銭で新たに不動産を購入した際、この不動産を信託に入れる追加信託契約書を作ってほしいと頼まれることがあります。その際、私は、「本物件は、信託法第16条第1号の財産（信託財産に属する財産の処分により受託者が得た財産）に該当し、当然に本信託契約の信託財産に組み入れられる」という趣旨の覚書を作成するようアドバイスしています。

さて、話を戻しまして、今回のケースであれば「持分全部移転及び信託財産処分による信託」として登記できるのは間違いありません。

では、信託の登記にくっついて登記簿に載る信託目録はどうなるのか？

最初に持分について信託の登記をした際に、信託目録は作成しています。土地の謄本をとれば、本信託の内容が書かれた信託目録がついてきます。

では、今回新たに購入した持分を登記する際、信託目録はどうなるのでしょうか？新たに不動産を購入したケースと同じ扱いで、原則どおり、もう一つ信託目録が作られるのか？しかし、同じ不動産に同じ信託の目録が複数できるのは何となく違和感があります。

結論としては、やはり原則どおり、同じ不動産に同じ信託の目録をもう一つ作るようになるようです。

次に、信託目録の中で、信託に入っている不動産を列挙しているケースについて。

なぜ列挙するのかというと、信託目録を見ればその信託に入っている不動産が一覧できるという理由によるものと思われます。

銀行などが複数の不動産に担保を付ける際には、共同担保目録が作成され、同じ担保に入っている不動産が一覧できます。将来的に完済して担保を消す際に確認するのはもちろんのこと、相続のときに対象不動産の手続漏れを防ぐために使ったりもします。これと同じ機能を信託目録にも持たせようという発想なのだと思います。

今回のケースでも、最初に信託した持分の信託目録の中には信託不動産が列挙されており、当該土地は「～番〇の土地（持分〇分の〇）」と書かれています。

この後、この土地の他の持分全部を取得し、完全な所有者になるわけですから、前回の信託目録の「（持分〇分の〇）」も削除する変更登記をすべきでしょうか？するとすれば、手間と費用がかかります。

一方、前回の目録を変更せず、今回の目録を作ってしまうこともできますが、信託不動産の一覧性はなくなります。

同様のことが起こりうる典型的なケースとしては、土地を信託し、融資を受けて建物を建築した際の建物の信託登記の際などでしょうか。土地の信託目録には土地しか記載されていないが、建物の信託目録にはどのように記載するのか？土地の信託目録は変更するのか？

おそらく専門家によって判断が分かれるところだと思います。たまたま、前回の登記をした司法書士を知っていたのできいてみたところ、不動産の列挙の箇所には「本信託の当初の信託不動産は以下のとおり～」としてあり、信託不動産に変更があったとしても信託目録の変更登記はしないという頭でいたようです。

（司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事）

米国の受益者連続信託について

1. 問題提起

跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託に関しては、当機構の3月26日の専門研修で、山口理事が「跡継ぎ遺贈型受益者連続信託の現在と未来」と題して、この信託の利用方法として、①生存配偶者の保護、②障害のある子の保護、③家族みんなの収入確保のための信託の仕組みを紹介しました。これらの利用方法は、この信託の超高齢者社会における課題解決の方法としての有用性を示しています。しかし、跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託に関しては、予て、遺留分侵害額請求に於いて請求の相手方、請求額の算定における承継受益権の評価について、民法には明文の規定がありません。また相続人が受益者連続信託の収益の受益権を取得した場合に、相続税法の特例により元本の受益権も併せて取得したものと見なして信託財産の全額に対して課税が行われます。この加重的課税がこの信託の利用の障害になっています。そこで、民事信託の先進国の米国では、このような受益者連続信託に係る問題をどのように解決しているのか気になるところです。

2. 米国の受益者連続信託の利用

米国の受益者連続信託については、信託法のリステイメント第3版に於いて、連続受益者の権利義務等についての規定があり、また連続信託の期間についての永久禁止則に基づく期間制限の規定があります。無遺言の場合は法定相続分が定められていますが、被相続人の遺言・信託による遺産承継の指定に対して原則として制限がありません。

ん。遺留分制度を認める州はごく一部に限られます。

英国では伝統的に不動産に信託を設定し、その期間受益権として年金権、生涯不動産権、定期不動産権を設定者の家族に付与することが行われました。受益者の死亡等により期間受益権が終了すると信託財産が残余財産受益者に承継されました。信託設定者が復帰権を留保している場合は残余財産が信託設定者に復帰しました。これが英米の伝統的な受益者連続信託です。注意すべきは、受益者連続信託は、日本では資産家が資産承継目的に利用するものと見られています。英米では委託者が生前に信託収益を享受し、その死後は家族が信託収益を享受することを目的に利用するものであり、信託収益の享受の期間が終了し、その結果として信託財産が承継されました。

3. 米国の受益権の評価

米国では所得課税、相続贈与税課税のための一般的な権利の評価方法が内国歳入法典に定められています。これは前述の年金権、生涯不動産権、定期不動産権が信託受益権である場合も普通法の不動産権である場合も同じように評価されます。受益者連続信託だからと言って特別の評価方法はありません。内国歳入法典が定める権利の評価方法は原則として10年毎の人口調査の結果から得られる生命表の生存確率等に基づきます。米国の評価方法は今後の機構の基礎研修で詳しく解説する予定です。

(民事信託活用支援機構代表理事 高橋倫彦)